

特別会計予算、平成二十八年政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、基本的質疑に入ります。

この際、お諮りいたします。

三案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官澁谷和久君、内閣官房内閣審議官永井達也君、総務省自治行政局選挙部長大泉淳一君、経済産業省通商政策局長片瀬裕文君、資源エネルギー庁長官日下部聡君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 おはようございます。自由民主党の稲田朋美です。

冒頭、北朝鮮が、国際機関に対し、今月八日から二十五日までの間に衛星を打ち上げることを伝えたとの報道がございます。現時点で政府が把握している事実関係、そしてそれに対する対応について、総理にお伺いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 昨晚、北朝鮮が、今月八日から二十五日までの間に人工衛星を発射する旨を、IMC、国際海事機構及びICAO、国際民間航空機関に通報しました。

これは、実際は弾道ミサイルの発射を意味するものであります。核実験の実施に引き続き北朝鮮が弾道ミサイルの発射を強行することは明白な安保理決議違反であり、我が国の安全保障上の重大な挑発行為であります。米国や韓国等関係国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう強く自制を求めています。

政府においては、通報を受け、私から直ちに、情報の収集、分析、国民の安全、安心の確保に万全を期すことなどについて指示を行いました。そして、先ほど関係省庁局長級会議を開催して、今

後の対応についての確認を行ったところでございます。

先般のNSCにおきましても、北朝鮮の弾道ミサイル発射についての分析、対応等について検討したところでございますが、今般の発表を受けまして、本日十二時からNSCを開催いたしましたので、今後の対応そして現状の分析を行うところでございます。

○稲田委員 国民の生命、身体、平和な暮らしを守るものが政治の最大の責務だと思いますので、政府におかれましては、正確な情報収集をして万全の対応をお願いしたいと思います。

さて、甘利経済再生担当大臣が先週辞任をされて、アベノミクスの経済政策、そしてデフレからの脱却の牽引役を果たされてきた甘利大臣の辞任、まことに残念でございます。

石原新大臣におかれましては、党の中小企業・小規模事業者政策調査会長として全国の中小企業の実態を調査され、それを党内の政策に生かしてこられた、その実績と経験をぜひとも日本の経済再生のために生かして牽引をいただきたい、リーダーシップを発揮していただきたいと存じます。

さて、安倍政権も四年目を迎えます。アベノミクス、そして女性活躍、地方創生、一億総活躍など、さまざまな観点からの政策を推し進め、成果を上げてまいりました。これは、困難な課題にも果敢にチャレンジをして、議論があっても決めていく政治を推し進めてきたからだと思います。

外交、防衛におきましても、平和安全法制の成立、TPPの大筋合意、さらには慰安婦に関する日韓の合意など、大きな課題を解決し、国際社会で日本の存在感はかつてないほど高まっていると思います。今後ますます東アジア太平洋地域の平和と安定と繁栄に日本が果たすべき役割は大きくなると存じます。

しかしながら、ことしに入って、冒頭総理がおっしゃいました北朝鮮の核実験さらにはミサイル、そして中東情勢、中国経済の減退、原油安など、安全保障情勢、また経済情勢、日本は正念場にあるというふうに思います。

そんな中で、日銀がマイナス金利付き量的・質的緩和に踏み切りました。これはアベノミクスの前進にとって大きな後押しになると期待をしたいと思います。日本が、それでも、世界情勢に影響されないう、日本の経済を強くするということが重要だと思えます。こういった正念場だからこそ、一国のリーダーがこの国の将来像を語るべきだと思います。

総理にお伺いをいたしますが、総理が目指すべき日本の将来像と、それに向けてのことしの最優先課題についてお伺いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま稲田委員が指摘されたように、世界は、私たちが望むと望まざるにかかわらず、大きな変化を遂げているわけでありました。我々は、この変化に対して受け身であってはならないわけでありました。しっかりと情勢を分析しながら、その潮流を見定め、先手を打って対策を講じていくことが求められていると思います。

いわばそのためには、スピード感を持って、今までの歴史から教訓を学びつつ、かつ新しい事態には新しい対応をしていく、こういう発想も持ちながら先手を打っていく。それが政治の責任である、立ちどまっている余裕はないんだ、こう思うわけでありました。

世界は、例えば経済に目を転じれば、これまで成長を牽引してきた新興国経済に弱さが見られます。また、安全保障の分野においては、北朝鮮もそうですが、中東におけるISILの台頭及びテロ、そして普遍的な価値がその中で危機に瀕するなど、大きな岐路に直面をしています。

その中で日本は、自由や民主主義、そうした基本的価値を共有する国々と手を携えて、世界の平和と安定にこれまで以上に貢献していくことが求められています。世界が直面するさまざまな課題に、主要国の建設的な関与を促しながら、その解決に努力をしていかなければなりません。

また、TPPや欧州とのEPAを進め、自由で公正な経済秩序を世界へと広げていくことによって、より安くではなく、よりよいに挑戦をしていかなければならない、イノベーション型の経済成長へと転換をリードしていくことが求められていると思えます。

本年は、安保理非常任理事国の重責を担います。そして、伊勢志摩サミットの議長国になるわけでもあります。今申し上げましたそうした課題に、そうした国々としかりと手を携えて対応していく、正しい対応をしていく上において日本がリーダーシップを果たしていきたいと思えます。

また、内政においては、国内では長年放置をされてきた少子高齢化の流れに歯止めをかけ、活力にあふれる、誇りある日本をつくり上げていきたいと思えます。そして、私たちの子や孫の世代へとこのすばらしい日本を、誇りある日本を引き渡していく責任を果たしていかなければなりません。

キーワードは多様性ではないか、こう思っております。その中で新しいアイデアが生まれ、ダイナミックな経済社会が生まれるわけでありまして、誰にでもチャンスがある、チャンスがあふれる、誰もが将来に夢や希望を持って頑張っていくことができる社会をつくっていききたいと思えます。

これまで、電力や医療やエネルギー、労働などの分野で戦後以来の大改革を断行し、規制改革によって多様なチャンスを生み出してきたわけでありましたが、さらに、一億総活躍、高齢者も若い人も、そして女性も男性も、難病のある方も、また障害がある方も、誰にでもチャンスがあり可能性のある社会をつくっていくことによって、日本はしっかりと成長しながら、かつ世界の中でしっかりとその責任を果たしていく、誇りある日本をつくっていききたいと考えております。

○稲田委員 今総理がおっしゃったように、今の日本は、明治維新、そして戦後の復興に次ぐ大変革期にあると思えます。世界で日本復活のイメー

先ほど総理がお述べになった、ことしの五月
G7の伊勢志摩サミットで総理は議長を務められ
るわけでありますけれども、世界の平和と繁栄に
貢献する日本の積極的な姿をアピールし、日本ら
しさとともに、日本が取り組む課題について発信
をすべきだと思いますが、総理の御決意をお願い
いたします。

○安倍内閣総理大臣　こしは、先ほど申し上げましたように、日本が非常任理事国に入っている。その結果、今般の北朝鮮のミサイル発射、それに先立つ核実験に対してどのような決議を行うべきか、どのような制裁を行うべきかということについてもリーダーシップを発揮することができています。

また、初のアフリカにおけるTICAADが開催されます。そして、日中韓の首脳会談、これは日本で開催されるわけですが、そのハイライトは伊勢志摩サミットであろう、こう思います。

先ほども申し上げましたが、新興国経済に陰りが見られるわけであります。その要因の一つとなっている原油価格の急落という問題もあります。その中で、不透明感を増す世界経済の中で、G7がどのような役割を果たし、そしてどうやって安定性を回復していくかという中において、日本も議論をリードしていきたいと思っています。

また、北朝鮮情勢やテロなどの外交、安全保障の問題、そして気候変動の問題やあるいは貧困の問題といったグローバルな課題があります。そうした課題について率直な議論を行っていきたい、こう思うわけでありまして、今まで、どちらかというと、世界の中であるべき姿が示され、日本はそれに従っていくという立場であったわけですが、日本こそが世界はこうあるべきだということを、考え方をしっかりと打ち出していきたいと思っております。

次に、憲法改正についてお伺いをいたします。

憲法は、法治国家、主権国家日本の基本法であります。さらには、日本が目指すべきビジョンの、基本的な法的な基盤でもあります。現行憲法は、日本が占領されていた、そして主権が制限されていた時代にできたものであります。

昭和二十七年、サンフランシスコ平和条約が発効して、日本が主権を回復した後に自主憲法をつくるべきであるというのが我が党の党是であり、昨年、我が党立党六十年の際にも、この憲法改正という、我が党の党是であり、歴史的なチャレンジに果敢に挑戦していくということで心を一つにしたわけであります。

昨年、集团的自衛権の議論の中で、集团的自衛権の行使が憲法に違反する、そういう批判がありました。が、憲法で、日本の国家を守る自衛権、必要最小限度の自衛権について、ごくごく限定された集团的自衛権の行使を認めることは、何ら憲法に違反するものでも立憲主義に違反するものでもありません。

憲法九条の一項は、一九二八年の不戦条約の流れをくむ侵略戦争を禁止するという国際法上の当然の法理が書かれております。しかしながら、九条二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」「これを素直

憲法協定の当時、九条のもとで日本は自衛権の行使すらできないというのが政府の解釈であつたわけですが、一九五四年に自衛隊が創設をされて、九条のもとであつたとしても、日本は、主権国家である以上、自分の国が危ないとなれば、九条のもとで自衛権の行使ができると憲法解釈を変更し、これが九条の歴史の中で最も大きな憲法解釈の変更であります。

九条のもとで最小限度の自衛権の行使ができるというのがは最高裁でも判示がされておるわけでありますけれども、憲法学者の多くが、素直に文理解釈をすれば、自衛隊が違憲であると解釈するような九条二項、もう既に現実には全く合わなくなっている九条二項をこのままにしていこうとこそが私は立憲主義を空洞化するものであると考ええますが、総理の御意見を伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 先般の平和と安全法制の議論の際に、憲法学者の多くが、これは憲法違反だ、そういう指摘がなされて、この国会においてもそれが大きな焦点となり、議論となりました。

しかし、今、稲田委員が紹介をされたように、実は、憲法学者の七割が、憲法の九条一項、二項を読む中において、いわば解釈からすれば、まさに憲法違反のおそれがある、自衛隊の存在自体が

おそれがあるという判断をしている。自衛隊の存在自体が、いわば自衛権の行使そのものが憲法違反であるという解釈をしている以上、これは当然、集団的自衛権についても憲法違反だということになっていくんだろう、こう思うわけであります。

しかしながら、今、稲田委員がおっしゃったように、憲法前文が国民の平和的生存権を確認し、そして、十三条で生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきことを定めていることなどを踏まえて考えると、憲法第九条は、我

そして、もとより自由民主党は、今委員がおっしゃったとおり、立党以来、憲法改正を党是としたわけでありまして、そうした谷垣総裁のもとで相当な議論を行って憲法改正草案を発表しております。

その中では、第九条第二項を改正して自衛権を明記し、また、新たに自衛のための組織の設置を規定するなど、自由民主党として、将来のあるべき憲法の姿をお示ししています。

そういう意味におきましては、いわば憲法解釈について、七割の憲法学者が、憲法違反の疑いがある、自衛隊に対してそういう疑いを持っているという状況をなくすべきではないかという考え方もあり、また、そもそもこれは占領時代につくられた憲法である、時代にそぐわなくなったものもある、そして、私たちの手で憲法を書いていくべきだという考え方のもとに、私たちは私たちの草案を発表しているわけがあります。さきの総選挙においても、憲法改正を目指すことは明確に示しているわけでございます。

また、憲法の改正につきましては、これは法改正とは違つて、国会の中で完了するわけではなくて、国会議員が多数決で決めればそこで決まるのではなくて、国会は、いわば国民の皆様にその判断を委ねる、そのための発議をするだけでありまして、決めるのは、憲法においては国民の皆様に決めていただく。国民の皆様決めていただくということすら国会議員がしなくていいのか、それ

は責任の放棄ではないかということを多くの問題意識として、責任感のある我が党の国会議員が考え抜いた結果、先般、谷垣総裁のもとで我々の考え方を示したところでございます。

決めていただくのは、まさに国民投票における国民の皆さんの一票であろう、こう思うわけであります。だからこそ、憲法の改正については国民の理解が不可欠であり、具体的な改正の内容は、国会や国民的な議論と理解の深まりの中でおのずと定まってくる、こう考えております。

念のためにつけ加えさせていただきますと、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義など、現行憲法の基本原理を維持することは当然のことであり、私たちの憲法案においてもそれは貫かれていくということは申し添えておきたいと思っております。

○稲田委員 憲法改正については、やりやすいところからやるべきだという議論もありますけれども、私は、この九条二項などのように、本質的な議論をする、そして、総理おっしゃいましたように、この憲法改正は国民の理解があつて初めてできるものでありますので、党内でも、国民の理解が得られるよう活発な議論を進めてまいりたいと思っております。

さて、安倍政権の大きな特徴の一つは、改革断行政権であるということだと思います。よいものを守るためには変えていかなければならない、伝統を守るために創造する、まさしく、保守である我が党の改革の精神だと思います。

六十年ぶりの農協改革、患者申し出療養を創設した医療改革、内閣人事局をつくった公務員制度改革、電力自由化、放送電分離を実現させる電力システム改革など、長年どの政権も取り組もうとしてできなかった骨太の改革に取り組んで、成果を上げております。難しいけれども、本質的な改革に取り組むのが安倍政権の真骨頂であり、正念場を迎えている日本の経済再生にとって唯一の道筋だと私は考えております。

GDP 六百兆円、新三本の矢で示しております

けれども、このGDP 六百兆円は、内閣府の経済再生シナリオ、成長率名目三％を前提とすれば、二〇二〇年と二一年の間に達成するんですけれども、でも、潜在成長率〇・五の日本がどうやってGDP 六百兆円を達成するのか、私は世界が注目をしていると思います。

構造改革なくして潜在成長率を高めることはできない。総理もおっしゃったように、経済、産業の大変革期において、IoTや人工知能で産業構造が、ビジネスモデルが一夜にして変わる、このような現代において、それに対する適応のスピードを高めていかなければならない。その一つとして、雇用改革は私は不可欠だと思っております。

終身雇用、年功序列といったいわゆる日本型雇用システムは、いいところはたくさんあるんですけど、でも一方で、例えば解雇をめぐるルールにおいて、予見可能性が必ずしも十分でないとか、正社員の終身雇用を守ろうとする余り、その結果として若い世代の採用抑制につながるのか、賃下げまたは不意正非正規の増加につながるのか、賃下げまたは不意正非正規の増加につながる結果にもなりかねません。

総理は施政方針演説で、従来の労働制度、社会の発想を大きく改めなければならないとおっしゃっております。全く私も同感であります。女性、高齢者が働きやすい環境をつくる、さらには、外国人労働の問題も正面から議論をすべきときが来ていると思います。

日本型雇用システムの長所を生かしながら、どのようにして経済全体の適応力を高めていくのか、働き方改革、雇用改革についての総理の考えをお示しください。

○安倍内閣総理大臣 稲田委員の質問の冒頭に、ビジョンについて御質問がございました。その中で、私は、大きく変化をしていると。

この大きく変化している一つは、まさに経済がグローバル化している、そのグローバル化した経済の中で日本は生き残っていかねばならないということが大きな変化の一点、対応の必要性の

一点でございますが、もう一点は、残念ながら、日本の人口は減少していくということであります。もちろん、私たちは一億人を維持したい。でも、一億人に向かって減少していくのは事実。その中で、六百兆円という名目GDPを掲げました。それを達成するためには、世界の競争に勝ち、かつ、人口が減少していくけれども、その中で、この新たな産業革命に対応して生産性を上げていく、そして同時に、多様な働き方を可能にしていかなければそれはできないということでありまして、結果として、その中で、私たちはしっかりと対応を打っていけば、さらに豊かな生活を確保することができ、こう確信をしております。

今後の持続的な成長のためには、イノベーションによって新しい付加価値を次々と生み出していく必要があります。イノベーション型の経済成長へと転換をしていく必要があります。その鍵は多様性でありまして、一人一人の多様な能力が十分に発揮をされ、その多様性が認められる社会、すなわち、誰もが活躍できる一億総活躍が目指す社会像であります。

多様な能力が発揮をされ、認められるためには、一人一人の事情に応じた多様な働き方が可能な社会への変革と、ワーク・ライフ・バランスの確保という働き方の改革が必要であります。我が国の人事・雇用管理には、人を大切にすること、すぐれた点があります。そうした点を失うことなく、働き方の改革を進めて、企業の収益を伸ばし、働く人々にその成果が還元されていくことが重要だろうと思っております。

今春取りまとめるニッポン一億総活躍プランにおいて、同一労働同一賃金の実現など、非正規雇用労働者の待遇の改善、長時間労働の是正、高齢者雇用の促進を大きく課題と位置づけ、働き方改革に取り組んでいきます。しっかりとそのことによって生産性も上がっていくと同時に、働き手をふやし、それぞれがそれぞれの能力を評価されながら、そしてしっかりと結果を出していくことができるような、そういう社会をつくっていくことが

い、こう考えております。

○稲田委員 多様化を進めて改革を進めていく中で、やはり私は、労働市場のセーフティネット、一人一人が安心をして誇りを持って働けるよう、社会保障として教育の受け皿が必要だと思っておりますが、その点についての総理の考えをお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 まさに、みんなが頑張っていく、新しいことに挑戦していく、そういう気持ちになるためにはセーフティネットがなければなりません。人は、頑張っても、不幸にして病気になるったり、あるいはうまくいかなかったりして、生活の基盤を失うことがあります。そのため社会保障の基盤をしっかりとつくっていく。

また、挑戦するためには教育を受けることができないわけでありまして、家庭の経済事情によって勉強ができない、あるいは高校や大学に進めないということがあつてはならない、こう考えております。

我々は、三本の矢の政策によって、名目GDPは二十八兆円ふえ、そして、国、地方合わせて税収は二十一兆円ふえました。この果実を生かしながら、社会保障制度、例えば介護離職ゼロのための社会福祉、あるいは希望出生率一・八のための子育て支援をしていくことによって、安定した社会的な基盤を確立することができ、そして、その上に、成長への投資を行っていくことによって、我々はさらに成長し、そして成長によって果実を得て、それをまたさらに安定した社会的な基盤のために使っていくという、成長と分配の好循環を進めていきたいと思っております。

そして、議員の御指摘のとおり、職業訓練や学校教育、社会保障の充実、一人一人の多様な能力が十分に発揮をされ、多様性が認められる社会を充実していく上で極めて重要であると考えております。その中で、我々も、社会福祉あるいは教育への支援をしっかりと行っていくと考えております。

○稲田委員 単に経済政策というよりも、次世代

のための日本の変革に向けて、産業政策、雇用政策、そして人材育成を一体として進めていく、その上で、セーフティネットとしての教育と社会保障を次世代のためにという視点で再構築をしていく、そういった時代認識のもとで、大胆に改革を進めていただきたいと思ひます。

次に、エネルギー政策ですけれども、競争的で強靱なエネルギー基盤をつくることは、日本の経済再生にとって不可欠であります。さらに、エネルギー政策は国家の安全保障に直結をする基本戦略であることは、近代の日本の歴史がそれを示しているところであります。

しかしながら、東京電力福島第一原発の歴史的な大事故において、原子力のみならず、エネルギー政策全体に対する国民の信頼が地に落ちていくというふうに思ひます。まずは国民の信頼を取り戻す骨太の政策を打ち出すことが必要だと思ひます。そのためには、将来のエネルギーミックスの考え方をしっかりと示す必要があると思ひます。

要素は四つあります。一つは、一番重要な安全性です。この安全性という観点からは、原子力への依存はなるべく低減をしなければなりません。さらに、国家安全保障につながる自給率。自給率は高めなければならない。さらに、先進国として恥ずかしい温室効果ガス排出量の目標を掲げて、達成しなければならぬ。そして、電力コストは、日本の経済という意味から、これ以上高くなることは避けなければならない。

この四つをうまくきちんとクリアするようなエネルギーミックスを導き出していかねばなりません。政府が目標として定めた二〇三〇年のエネルギーミックスの基本的な考え方について、わかりやすく、総理、御説明ください。

○安倍内閣総理大臣 今、稲田委員がおっしゃったように、我々は、福島第一原発事故、過酷な事故を経験いたしました。二度と起こしてはならない、その強い決意のもとに、この事故が突きつけた課題と向き合い、それを踏まえて、平成二十六

年四月に、エネルギー政策の基本方針をまとめたエネルギー基本計画を改定しました。

日本は資源に乏しい国であります。安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮をしつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならぬわけであります。日本が経済を成長させていく、そして社会保障費を賄っていく上においても成長しなければならぬわけであります。そのためにはエネルギーが必要であります。そして、自前のエネルギーもしっかりと確保していかなければならない。

そういう観点も入れながら、今回、このエネルギーミックスについて論考を進めたのでございますが、その際、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原発依存度を可能な限り低減していく、このような考え方に基いて昨年策定した長期エネルギー需給見通しにおいては、自給率をおおむね二五％程度まで改善する、そして、電力コストを現状よりも引き下げる、欧米に遜色のない温暖化ガス削減目標を掲げるといふ三つの目標を同時に達成するような検討を行いました。

その結果、例えば再エネについては、現状の水準から二倍程度拡大をし、二二％から二四％、そして、東日本大震災前に約三割を占めていた原子力については、二〇％から二二％としているところでございます。

○稲田委員 骨太のエネルギー政策、そして、実現可能なエネルギーミックスをしっかりと国民に示していく必要があると思ひます。

さて、エネルギーミックスの担い手はエネルギー事業者です。電力業界は、福島第一事故を経て、歴史的な曲がり角にあると思ひます。

例えば、このパネルにありますように、電力需要をとつても、戦後の増大基調が頭打ちになり、むしろ減少に転じているわけであります。

安倍政権は、改革実行政権として、電力市場の全面自由化、発送電分離に踏み切りました。この

改革により、これまでの電力会社の地域独占が崩れ、料金の引き下げと多様なサービスの導入がもたらされることを期待されております。

四月から新たに自由化される市場について、多くの事業者が参入準備を進めております。従来から大口向けの市場に参入していた事業者に加え、新たに、ガス会社、石油会社、通信、放送、鉄道事業者に至るまで、既に百三十社が小売事業者の登録を受け、さらに百社が登録待ちをしております。

さまざまな地域や業種の壁に分断されていた電力会社、ガス会社の連携が始まって、世界を視野に入れた強靱なエネルギー企業が生まれることも期待されております。

林経産大臣にお伺いをいたします。自由化を通じてどのようなエネルギー産業の将来の絵姿を目指しておられるのか、また、それが国民にとってどのようなメリットがあるのか、わかりやすく御説明ください。

○林国務大臣 四月からの小売全面自由化によりまして、新たに八兆円の市場が開放されるわけでありまして、既に二百五十社以上が参入申請をしておりまして、ガスや石油のみならず、鉄道や通信などの業種からの新規参入、また、既存の電力会社同士の競争が既に始まっております。

今後、エネルギー産業が、電気やガスといった業種あるいは地域の垣根を越えた総合的なエネルギー産業に発展していくことを期待しているところでございます。

例えば、ある大手ガス会社は、本業の都市ガス事業に加えて、この電気事業を強化するため通信会社、電力会社と提携を進めておりまして、これによりまして、電気、ガス、通信の一括セット割引を実現するとともに、価格も、現在の電気料金に比べて五％以上格安なメニューもあるなどを認識しているところでございます。

このような事例は一例にすぎないわけでありまして、今後、活発な競争を通じて、価格やサービス面での魅力的な提案がなされるものと期待

待しているところでございます。

○稲田委員 福島第一事故のピンチをチャンスに変えて、国民の信頼を取り戻しつつ、自由化を通じてエネルギー産業の活性化と国民生活に利益がもたらせられるように、エネルギー政策、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

先週、福井県の高浜原発が再稼働いたしました。福井県は国策である原子力政策を長年にわたって担ってきたわけでありまして、そうした地元にとつて、国家のエネルギー政策が長期的な視点から国民的なコンセンサスの中で行われるということが重要だと感じております。

総理は、原子力政策全般についての考え方を昨年十二月の原子力防災会議において述べられたと承知いたしておりますが、改めて、国民に対し、原発への理解をどのように求めていかれるのか、御説明をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 原子力については、東京電力福島第一原発事故によってもたらされた廃炉・汚染水対策、そして福島復興が最優先の課題であります。

その上で、先ほどエネルギーミックスの考え方について申し上げたとおり、資源に乏しい我が国が、経済性そしてまた気候変動の問題にも配慮をしつつ、エネルギー供給の安定性を確保するためには、原子力はどうしても欠かせないエネルギーであります。

もちろん、安全性の確保が最優先であることは当然のことでありまして、原子力発電所の再稼働については、安全神話の信奉が招いた東京電力福島原子力発電所事故を片時も忘れずに、真摯に反省をし、その教訓を踏まえていくことは当然のことであります。

高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進めるというのが、政府の一貫した方針であります。その上で、万が一、原発事故が起きて災害になるよ

うな事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務でありまして、責任を持って対処してまいります。自治体を最大限支援し、全力を尽くしてまいります。

原子力については、再稼働、原子力防災対策のみならず、廃炉、使用済み燃料対策、立地地域の振興など、課題は多岐にわたるわけでありまして、政府としては、これに責任を持って取り組んでまいります。

また、原子力の重要性やその安全対策、避難計画を含む原子力災害対策について、全国各地で説明会を行うなど、国民理解が得られるよう丁寧に説明をしていく考えでありまして、その際、さまざまな声に耳を傾け、政府の取り組みに適切に反映をしてまいります。

改めて、福井県を始め、原発立地県の皆様の御協力、御理解等に感謝申し上げます。

○稲田委員 ぜひとも、国民全体の信頼を回復するためにも、総理を初めとして、政府のリーダーシップのもとで理解を求めていただきたいと思います。

さて、安倍政権の大きな特徴として、経済再生と財政再建、二兎を追って二兎を得る政権であるというのがあります。二兎を追って二兎を得る、普通は二羽のウサギを追えば二羽とも失うというのがことわざなんですけれども、この難しい選択を安倍政権はしております。

我が党でも、かつては財政再建路線と上げ潮路線という二つの路線が対立をしていたわけですが、けれども、安倍政権では、その二つを結合して、両方とも達成する、経済成長なくして財政再建なし、構造改革なくして経済成長なし、財政再建なくして経済成長なし、また、財政再建については、強い意思で取り組むという姿勢をしっかりと示して計画を実行していく必要があると思います。

我が党でも、特命委員会、歳出改革の中心は社会保障の改革であったわけですが、むしろ、この社会保障の改革について政府以上に厳しい提言

をまとめました。これは、世界に冠たる国民皆保険制度、国民皆年金を維持し、次世代に渡すためにも、次世代に負担を先送りしている今の不道徳な現状は変えなければならぬと考えていて、それが与党の責任だと考えているからであります。

成果を横展開していく。なかなかできないのであれば、なぜ横展開ができないのかということに着目しながらやっていくということに重点を置きながら、改革に果敢に取り組んでいきたい、こう考えております。

○安倍内閣総理大臣 稲田大臣が果敢に改革に取り組んでこられたこと、まさに敬意を表したいと思います。自民党の中で、何であんなにやるんだというたくさんの批判があるにもかかわらず、それを物ともせず実績を上げてこられた、こういうふうな思いです。

経済財政諮問会議では、我が党の特命委員会での議論も踏まえ、歳出改革の改革工程表を取りまとめられましたが、これに基づいて社会保障改革を着実に推進していくべきだと考えますが、総理の御決意をお伺いいたします。

党と政府との間で最後まで議論になったのが、数値目標を入れるかどうかだったわけですが、私も、私は、社会保障の改革に数値目標は絶対に必要だと思っております。

これが正しかったことは、この三年間、経済を成長させ、そして十兆円、国債の新規発行を減額したという実績をつくった。まさに、経済が成長し、その果実の一部は、借金返しに、財政の健全化に生かしていきまふというところを、実行しているわけでありまして。同時に、経済を成長させなければ、それはできなかったということにもなるんだらうと思います。

○安倍内閣総理大臣 二〇二〇年代の初頭には団塊の世代が後期高齢者となり始める中において、受益と負担のバランスのとれた持続可能な社会保障制度の構築と財政の健全化を両立していくことが重要な課題となっております。このため、社会保障の効率化や制度改革に不断に取り組んでいくことが必要であります。

それはなぜかというと、規制改革担当大臣時代に、農協改革、それから医療改革、公務員制度改革に取り組みましたが、改革を進めていくというのは物すごくエネルギーの要ることなんです。たとえその改革がいい改革だとしても、長年その制度の中にずっといらつしやる人々がいて、そして、それを要することにはとても大きなエネルギーが要ります。

そこで、今後、アベノミクスの成果の上に、平成二十八年年度予算においては、一億総活躍社会の実現や外交、防衛力の強化など、安倍内閣における重要課題にしっかりと取り組むこと、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化目標達成に向けて策定した経済・財政再生計画に沿って、社会保障を初めとする一般歳出の伸びを抑制したところがあります。

計画初年度となる来年度予算においては、社会保障関係費について、後発医薬品の使用促進のためのインセンティブ措置の強化や、大型門前薬局に対する調剤報酬の引き下げといった改革を含む診療報酬の適正化等を通じて、計画に沿った歳出増加の抑制を実現することができました。いわば、大切な社会保障制度、これ自体を次の世代に引き渡していくためにも、社会保障制度自体の改革に不断に取り組んでいく必要があるだろうと思

しかし、農協改革なら農業界、医療改革なら医療界、公務員制度改革なら霞が関と、その改革の対象が限定されているときは、力が要つても、エネルギーが要つても、それは進めることができますが、こと社会保障改革となると、対象は国民全体なんです。国民全体を対象にして改革するのには、数値目標がなくて誰が改革を進めるんですか。私は、数値目標がなくては改革を進めることはできないというふうに思います。

一番難しいのはやはり社会保障制度でございますが、今回は、しっかりと重点化、効率化を図ることによって、我々は、伸びを五兆億円以下に、これは大分切り込むことができました。そういう意味では成果を出すことができました。そして、新規国債発行を十兆円減額することができた、こう思

います。

過去、財政再建の取り組みは途中で何度も頓挫をしております。重要なことは、二年目以降、すなわち、ことしの年末の予算の策定だと思

今後とも、経済再生に最優先で取り組み、重要課題にもしっかりと対応しつつ、計画に示された一般歳出の水準等の目安などを十分踏まえた上で、聖域なき徹底した歳出の効率化などを図り、不退転の決意で二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化の実現を図っていきたくて考えておりま

我々は、サービスの質を落とすという考え方はないわけでありまして。サービスの質を確保するために、不断に重点化、効率化を行っていくかなければならないと思

果を上げているところがありますから、そういう

ます。

す。

○稲田委員 先ほど総理が答弁の中でおっしゃったように、数字というよりむしろ制度を改革して、真に必要な人には手厚く、そして負担できる人には負担をしていただくという改革が必要で

真に必要な人には手厚くはいいいんですけれども、負担できる人には負担していただくと言った途端、今つけている予算を切るということになるわけですから、そういった痛みを伴う改革を進めていくには、次世代が高齢者になったとき、今の社会とは全く違う姿の社会に適應するような社会保障改革を私たちの責任としてやっていく、その覚悟が必要だと思えます。

最後に、これは、私が昨年の五月にドイツの財政再建について調査に行ったときに引用された言葉です。欧州委員会委員長のジャン・クロード・ユンカーの言葉ですが、「我々は今断行しなければならぬことはわかっている、しかし、それを実行した後にはどうすれば国民に再び選んでもらえるかは誰にもわからない。」大変意味の深い言葉だというふうに思います。

今やるべきことは私たちはわかっているんです。それをやるかどうかだと思います。「いつやるんですか」「今でしょう」ではなくて、「いつやるんですか」「今じゃない」と言い続けて今のような状況を生み出したわけでありますので、今やるべきことをしっかりとやる、その勇気と覚悟を持って、党としても、次世代につながる社会保障改革に取り組んでまいりたいと思えます。

次に、外交、防衛について伺いをいたします。北朝鮮の核実験、そしてミサイルについて、冒頭、総理からお話がありました。北朝鮮の若き指導者の行動は不可解かつ予測不能で、そのような人物が、強い思いで核を開発し、我が国の同胞を拉致し、ミサイルを発射しようとしている、そのような国が日本海を隔てたすぐそこにあるという厳然たる事実を私たちはしっかりと受けとめて、

安全保障、そして防衛に取り組んでいかなければなりません。

集団的自衛権の議論のときに、立法事実がないという批判があったんですけれども、立法事実というのは、現に法益が侵害されている状況ですね。でも、こと安全保障に関して、立法事実があつてからでは遅いんです。私は、憲法の範囲内で、ありとあらゆる場合を想定して、国民の生命、身体、平和な暮らしを守り抜くのが政治の責務だと思っております。

そんな中で、日米同盟を緊密にすることは重要ですが、総理が昨年の十二月に日韓合意を成立させた、それは大変重要なことだ、意義のあることだと思っております。

私、外務大臣にお伺いをしたいのは、この日韓合意によって、最終的、不可逆的に解決をしたということなんですが、これは、従来から我が国が言っているところの法的な解決、これは日韓請求権協定で最終的に終わりでであるということ、それから、二十万人の若い女性を強制連行して、性奴隷にして、虐殺したという、我が国が犯罪国家、未成年誘拐、監禁、強姦、殺人犯の集まりであるという、犯罪国家であるという虚偽については断固反論するということ、そして、その前提として、そういった象徴的なものである慰安婦の少女像、ソウルの大使館前の少女像を撤去することが我が国の十億円拠出の前提だと思いますが、外務大臣の見解をお伺いいたします。

○岸田国務大臣 まず、日本政府は、従来から、日韓間の請求権の問題、これは一九六五年の請求権協定によって法的に解決済みである、こうした立場をとってきました。この立場、これは何ら変わっていないということは確認したいと思えます。

その上で、御指摘になられた、事実に対する主張ですとか不適切な表現、これにつきましては、引き続きしっかりと申し入れを行っていく、これはこれからも全く変わらないと思えます。しっかりと説明を行い、申し入れを行っていくと考

えます。

そして、韓国の日本大使館前の少女像についての御質問ですが、この少女像につきましては、従来からも、累次にわたって、我が国から、公館の安寧、そして威厳の維持の観点から懸念をしており、早期に移転することを求めてきました。そして、今回のこの合意において、韓国側は、公館の安寧、威厳の維持の観点から日本政府が懸念していることを認知し、韓国政府として適切に解決されるよう努力をする、こうした表明がありました。

一方、今回の合意におきまして、日本側の方としては、韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的として設立した財団に資金を拠出する、このようになつております。

今回の合意においては、今申し上げましたそれぞれの合意の内容を、日韓それぞれが誠実に、着実に実施することが重要であると考えています。今回の合意において確認されたのは以上であり、この合意に従って、それぞれやるべきことを誠実にやっていきたいと考えています。

○稲田委員 戦争に対する賠償は、国と国との平和条約、日韓であれば基本条約と賠償に関する協定が全てなんです。それ以上に個人の賠償を認めていくことは国際法上の正義に反するんだということをしつかりと発信をし、また、事実と違ういわれなき非難については断固反論する、そして、そのいわれなき非難の象徴である少女像、これは大使館前だけでなく世界じゅうにあるわけですから、この撤去を求めていくということを、ぜひ日本、この撤去を求めていくというのを、ぜひ日本の名誉、信頼の回復のためにお願いをしたいと思えます。

最後に、一億総活躍担当大臣にお伺いをいたします。一億総活躍は、全ての人々が、生まれながらに置かれた境遇や身体的状況によって差別されることがない、そして全ての人々にチャンスが与えられる社会をつくらなければなりません。その意味において、今LGBTと呼ばれる性的

マイノリティーの人権が注目をされていて、世界を眺めれば、このLGBTを理由に、犯罪となり、死刑判決が下される場合もあるわけですから、LGBTの人々が、日本の社会においてもチャンスが与えられ、十分活躍できるようにするために、まずは学校での差別や職場での差別をなくしていくことが重要だと思えますが、一億総活躍担当大臣のお考えをお伺いいたします。

○加藤国務大臣 今御指摘ありましたように、まさに、一億総活躍社会とは、誰もが個性を尊重され、将来の夢や希望に向けてもう一歩前に踏み出すことができる、そして多様性が認められる社会ということでもありますから、その社会を実現していく理念においても、いわゆるLGBTと言われる性的少数者に対する偏見、あるいは不合理な差別、こういったことはあつてはならないわけであります。

そうした偏見をなくし、また、一人一人の方が、その人権が尊重され、安心して活躍できる社会、これを実現していくために、今御指摘ありました教育あるいは啓発といったことも大変必要だと思えますし、また、個別事案に対して適切に対応していく。そうしたことを通じて、まさに一億総活躍社会、そして、そうした皆さん方も活躍できる社会をしつかりつくつていきたい、こう思っております。

○稲田委員 一億総活躍社会は、私は、国にあればこれもやってくれという社会じゃないと思うんです。GDPの二〇〇%を抱える借金大国の我が国において、国があれもこれもこれもこれもやるということとは、もはや無理だと思えます。国は、あれかこれかを選んで、優先的にやつていかなければならないと思えます。

そんな中で、老若男女一人一人が、その持てる力を最大限発揮していく、希望を持って活躍をしていくというのが一億総活躍社会だと思っております。期待されているのは、GDPの稼ぎ手としての活躍だけではなくて、一人一人が、その持てる力の中で、他人を気遣って、みんなのために貢献

をして、社会的な課題を他人ごとではなくて自分ごととして解決をしていく、そういう自立した参加型の社会を目指すことが一億総活躍社会であり、そのための仕組みをつくっていくこと。

そして、政府は小さいかもしれないけれども、社会は大きい。日本人は、自分だけが幸せで幸せと感ずるのではなくて、みんなが幸せで初めて幸せと感ずる。国ができないことも社会全体で支え合っていくような、そういう基盤づくりをするのが一億総活躍社会で、それによって、世界に先駆けて課題を解決することで、世界から尊敬される道義大国を目指すことができる。そういった一億総活躍社会の理念や哲学を、総理や大臣には語っていただきたいと思っています。

そして最後に、私は、政治で求められているのは、国民からの信頼だと思っています。そして、その信頼のためには、やはり政治家が謙虚にならなきゃいけないと思います。私もこゝしで政治家十一年目ですけれども、謙虚さに立ち戻りたいと思っています。我が党としても、謙虚に、そして、ひるまず、党一丸となって、党所属議員総活躍で、骨太の政策議論を通じて一億総活躍社会を目指してまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

○竹下委員長 この際、藺浦健太郎君から関連質疑の申し出があります。稲田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。藺浦健太郎君。

○藺浦委員 自民党の藺浦健太郎でございます。さようはよろしく願います。

今、稲田政調会長から、最後に一億総活躍の話がありました。自分自身を取り組んできたこととして、この一億総活躍の中で、特に経済的な理由で進学を諦めている子供たちの問題、いわゆる子供の貧困の問題について取り上げたいと思っています。

四年前、ある高校生から伺った話が僕は忘れられません。何と言ったか。家庭の事情で大学進学できるかどうかかわからないけれども、できることなら大学で勉強をし、そして将来、社会の役に立

つ仕事をしたい。この声に応えなければならぬと思いました。

平成二十五年に、多くの党の皆さん方の御協力をいただいて、子どもの貧困対策法というのをつくらせていただきました。そして、それを受けて政府が今後取り組んでいく方向性を取り決めた子供の貧困対策大綱をつくり、また一億総活躍対策にもこの問題を取り入れていただきました。さらには、今審議されている予算を見ると、児童扶養手当の拡充等々が盛り込まれています。この問題に取り組んでいる人間の多くが、大きな歯車が動き始めた、総理が大きな歯車を動かし始めてくれたというふうに感じています。

この中で、私がいろいろな現場でいろいろな人たちから話を聞く中で、今取り組まなければならぬと感じている課題についてきょうはお伺いをしたいと思っています。

今、ユネスコ、青年会議所、また各地のNPO団体が、無料でこうした子供たちに勉強を教える、また夕食を食べる習慣をしない子供たちに夕食を提供するという、無料塾または無料寺子屋の活動を始めています。彼らと話をすると、活動資金、食材とか教材費の確保が大変だ、そういう話を伺います。

こは、政府が、もしくは政府が企業をまとめてこうした活動を支援していく枠組みをつくることとが非常に大切だと思えますけれども、加藤大臣に、こうしたお考えがないか、まずお伺いをしたいと思います。

○加藤国務大臣 今お話がありましたように、藺浦委員におかれましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定にかかわり、また、この間もいろいろと御示唆をいただいているところでございます。

政府としても、昨年十一月に、一億総活躍国民会議の緊急対策、ここにおいて取りまとめた子供の貧困対策を明確にお示しさせていただき、先般成立をさせていただいた平成二十七年の補正予算、そして今御審議いただいている二十八年度の

当初予算に盛り込んでいただいております。

ただ、貧困対策自体、政府だけで対応できるということではありません。まさに国民、企業、NPOもあわせて社会全体で進めていく必要があると思っております。昨年十月から官公民の連携共同プロジェクトである子供の未来応援国民運動をスタートさせていただいたところであります。

また、子供の貧困の実態というのはなかなか把握しにくい、そして、その貧困の状態にある子供さん方が抱える問題、あるいは支援をしてほしいニーズ、これも非常に多様であります。そういう意味では、行政による支援だけではなかなかそうしたニーズに対応していくことが難しいということとで、まさに議員御指摘のように、さまざまな方が今、勉強やあるいは食事と居場所づくりを初め、さまざまな活動をしていただいております。そうした民間の皆さん方の役割は大変重要であるというふうに考えております。

政府としても、先ほど申し上げた国民運動において、民間資金による子供の未来応援基金を活用してNPO等の支援を行っていく。あるいは、民間でもCSR活動等、いろいろ対応しようとするけれども、どこと組んでいいかわからないということもござります。あるいは一方で、NPOの方として、こういうやり方をしたいけれども、誰と組んでいいかわからない。そういう両者をマッチングする、こういったサイトも設けて、民間団体の活動を支援していきたいと思っております。

さらに、国民全体において理解を深めていくということも必要だと思っております。先般、ミッフィーちゃんというウサギの絵の作家でありますディック・ブルーナ氏の協力もいただきまして、その方のイラストを使ったポスター等も掲示しながら国民全体の理解を求め、そしてやはりこの問題にしっかりと対応していく、こういうふうに取り組んでいきたいと思っております。

○藺浦委員 ありがとうございます。

次に、いわゆる一人親家庭の問題についてお伺いをしたいと思います。

子供がいる世帯でいわゆる一人親の家庭の貧困率は五四・六％、つまり、二軒に一軒以上が貧困状態にあるということでもあります。

児童扶養手当の拡充は盛り込まれましたが、金銭だけの話ではなくて、例えば、親御さんが働けるようにきちんと就労支援をしていくとか、子供が学校についていけるように学習支援をするとか、一軒一軒に応じた全体の支援パッケージをつくるということが大切だと思いますけれども、厚労大臣、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

○塩崎国務大臣 藺浦委員御指摘のように、今回、児童扶養手当を増増するというところで、二人目、三人目以降の子供さんについて手だてを打っているわけでありまして、これは現金給付と同時にやはりきめ細かな支援を包括的に行うことが大事だというふうに、今御指摘のとおりだと思っております。

このため、特に経済的に厳しい一人親家庭につきましてはここに重点を置いて、児童扶養手当の加算額を増額するとともに、昨年十二月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトをまとめましたが、この中で、まず、自治体にさまざまな支援策があるにもかかわらずなかなかそれにとどりに着かない、つまりそれをワンストップ化して、使い勝手をよくしようということが一つ。それから、学習支援などを行うことが可能な居場所づくりを応援する。そして、資格の取得を促進するための給付金の充実を行う。あるいは、一人親家庭などの保育料の軽減措置を強化するといったようなことを組み合わせようというふうなことを考えているわけでありまして、一人親家庭の自立に向けて、バランスのよい、きめ細かな支援を包括的にやってまいりたいというふうに思っています。

○藺浦委員 ありがとうございます。

こうした家庭の親御さんたちと話をしていると、養育費の話がよく出てきます。つまり、養育費を払ってくれない、もらえない。

このチェック欄については三カ月ごとに集計しております。平成二十四年四月から平成二十七年九月までのデータが集計できております。その中で、養育費の分担の取り決めをしているという欄にチェックされたものの割合は、平成二十四年四月から七月までの最初の三カ月は四九％でありましたが、次第に上昇し、平成二十五年一月から三月までの三カ月には六〇％に達しました。その後の、約六〇％で推移してまいりましたが、平成二十七年七月から九月までの三カ月は六二％となっております。

そして、今御指摘ありました平成二十七年年度補正予算において地域子供の未来応援交付金を創設したところでございますが、まず、当該地域の貧困状況による子供の実態把握をしつかりやつていただく、そしてそれを踏まえて、支援体制をどうつくっていくか、計画をつくつていただき、またその上に立つて、地域のそうした連携をつくつていくためのいわゆるコーディネートみたいな方でも使つていただきながらネットワークをつくつていただく、その上で先行的なモデル事業を推進していただきたいということで、この交付金を創設したところでございます。

平成二十七年年度の補正予算においては、国費二

先ほど来御説明もさせていただいておりますが、子供の貧困対策については、昨年十二月に、

田外務大臣にお伺いをしたいと思います。

○岸田国務大臣　まず、北朝鮮による核実験、こ

これは我が国の安全に対する重大な脅威であり、地域の平和と安定に關しても大変重大な挑戦でありまして、断じて容認することはできません。

そして、ミサイルの発射、衛星の発射予告ですが、それにつきましても、本日午前七時五十分、北京の大使館ルートを通じて北朝鮮側に抗議を行いました。

このような核、ミサイル、そして拉致を初めとする諸懸案を包括的に解決するために、我々はしっかりと努力をしていかなければならないと考えます。

その中であつて、御指摘の拉致問題ですが、拉致問題は安倍政権にとりまして最重要課題の一つであります。毅然かつ断固たる対応をとらなければならぬと思つていますが、その中で、拉致問題を解決するための対話の窓口を我が国から閉ざすことはしない、こうした方針のもとに、解決に向けて全力で取り組んでいかなければならないと考えます。

そして、我が国の取り組みももちろん重要ですが、あわせて国際社会との連携が重要です。核実験につきましても、強い安保理決議の採択に向けて、我が国は安保理の非常任理事国として積極的に対応しているわけですし、拉致問題を含む北朝鮮の人権問題につきましても、国際社会との連携が大変重要だと認識をしております。

このような方針で、引き続き全力で取り組んでいきたいと考えます。

○農浦委員 大変厄介な相手であることは重々承知をしておりますけれども、拉致に關しては、ぜひとも一歩でも二歩でも具体的な進展が見える年にしていただきたいと思います。

次に、法の支配という観点から、南シナ海の状態について伺いをいたします。

昨年来、中国が埋め立てを進め、飛行場をどんどんつくつていて、これは事実であります。ことしになって、南沙諸島、スプラトリー諸島にセスナ機または民間航空機を着陸させる、こういうことをやっております。

僕自身、これを見ていますと、この南シナ海を取り巻く問題はまた新しいステージに入つてしまったのかなという気がしております。

新しいステージに入つたとまず外務大臣が認識されておるかどうか。加えて、新しいステージに入つたのであれば、我々もやはり米国またASEAN諸国と連携して新しい対応をしなければならぬと思つておられますけれども、それについてもあわせて外務大臣にお伺いをしたいと思います。

○岸田国務大臣 南シナ海におきましては、関係する国々の主張が対立する中で、大規模かつ急速な埋め立てあるいは拠点構築など、一方的な現状変更をし、緊張を高める行為が見られるわけですが、これは国際社会共通の懸念事項であります。そして、こうしたことの既成事実化は決して認められないと認識をしております。

委員御指摘の民間航空機の試験飛行などは、一方的な現状変更及びその既成事実化を一段と進める、こうした行為であると認識をしております。我が国としても深刻な懸念を表明しているところですが、自由で平和な海を守るためには国際社会の連携が重要だと認識をしております。この観点から、南シナ海における米国の航行の自由作戦を我が国としても支持しております。

今後とも、国際社会との緊密な連携を行い、関係国への外交上の働きかけ、あわせてフィリピンやベトナムなど南シナ海周辺の国々に対する能力構築支援など、地域の安定に資する活動も重要であると認識をし、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○園浦委員 無法がまかり通らないように、国際社会と連携をして進めていただきたいと思います。

次に、総理が掲げておられる質の高いインフラ輸出について伺いをしたいと思います。

日本が持つ本場にハイレベルなインフラ輸出というものは、世界各地から求められていると思つてます。昨年、ウズベキスタンを訪問したときに、非常におもしろいというか、意義深い一言を伺いま

した。何か。我々は安いものを買うほど裕福ではないという一言でありました。

これはどういう意味だというふうに向つたんですけれども、向こうの話では、ある国、これは外交的な配慮である国と言つたんでしようけれども、ある国は安くつくつてくれる、下手するとただでつくつてくれるという。だけれども、その国の企業がわつと来て、労働者がわつと来て、自分たちでつくつてばつと帰つちゃう。さらに言えば、すぐ壊れる。これは将来的には我々のためにならない。しかしながら、日本と組むと高い、お金も借りなきゃいけない。だけれども、日本の企業は、日本の政府と一緒に入つてきてくれて一緒に仕事をしてくれる、我々に技術を教えてくれる、メンテナンスの仕方もある。だから、日本とやると三十年、四十年、発電所も使えるし、道路も使えるし、いろいろなインフラが使えるのだと。

この話を伺つたときに、僕は勝てると思つた。この考え方、日本と組んだ方が得ですよという考え方が広まれば、間違いなく我々は勝てると思つています。

一方で、どこの国にどういう案件があるのか、これを知っているのは外務省であります。その地域、土壌、地盤、この橋をつくるのにどう技術が要るのか、これを持つていけるのは国交省であります。さらには、この案件に対してお金を貸していいかどうか、これを判断するのは財務省。

そういう意味では、政府が一丸となつてこの問題に取り組めば我々もつとつと質の高いインフラを輸出できると思つていますが、この政府一丸となった取り組み、そしてインフラ輸出に關する総理の御決意をまずお伺いしたいと思います。

【委員長退席、平沢委員長代理着席】

○安倍内閣総理大臣 今後、アジアは発展していくわけでありまして、その中で、当然、新たなインフラ需要が起こってくるわけですが、アジ

アがしっかりと発展し、そこに暮らす人々の生活が真に豊かになっていくためには、質の高いインフラを提供していく必要があるだろうと思つてます。ことし行われる伊勢志摩サミットにおいても、我々は質の高いインフラを提供していく義務があるということについても議論をしていきたい、こう思つております。

日本のインフラというのは、今お話があつたように確かに高いし、あるいはまた、日本は誠実にスペックをお示しする、工程についてもお示しをしますから、できない工程を言つたりはしないんです。これぐらい質の高いものをつくるのであればこれぐらいはかかりますよということを言

います。ですから、そこにおいて、安かつたり、でもしない工程を示すところに負けることも実はあるんですが、でも、そういう経験を既に行っている国が出てきていますから、だんだん日本の、やはり質がよくて誠実に提供する、何よりも、企業が現地に行つて、現地の人たちにちゃんと職業訓練も含めて教育をし、そして技術を与えながら一緒に汗を流して新しいインフラをつくっていく、この日本の誇るべきノウハウをそして姿勢を示しながら日本はインフラの輸出をふやしていきたいと思つておりまして、これはオール・ジャパンで取り組んでいきたい。

その成果の一つとして、例えばインドにおいては、日本の新幹線は確かに高いんですが、高いけれども、だからいいということを正確に理解していただきながら、普通のただ単に値段や工期を比べる入札とは違う形の戦略的な入札を行つていただき、日本の新幹線が選ばれたわけでありまして、その獲得についてもオール・ジャパンで取り組んだ成果ではないかと思つてます。

アジアに質の高いインフラ投資を提供するためには、私は、昨年五月、アジア開発銀行等と連携をして、今後五年間で総額十三兆円規模の質の高いインフラパートナーシップを発表しました。昨年秋に訪問したウズベキスタンを初め、中央アジ

アがしっかりと発展し、そこに暮らす人々の生活が真に豊かになっていくためには、質の高いインフラを提供していく必要があるだろうと思つてます。ことし行われる伊勢志摩サミットにおいても、我々は質の高いインフラを提供していく義務があるということについても議論をしていきたい、こう思つております。

ア五カ国全てで質の高いインフラに対する期待感を感じたわけでございますので、しっかりと戦略的に取り組んでいきたい。

委員にも、政務官としてウズベキスタンを訪問していただきまして、信頼獲得にも大きな貢献をいただいたと思っておりますが、特にウズベキスタンにおいては、かつて大戦において多くの日本兵が当時のロシア、ソビエトに抑留され、そしてその方たちがウズベキスタンでも抑留されていた、彼らがナボイ劇場というオペラハウスの建設事業に駆り出された。強制的な労働であるにもかかわらず、みずからベストのものをつくろうとそれだけが努力をした結果、すばらしい国立劇場ができて、大震災があってもその劇場だけは倒れなかった。今の大統領も子供のときに親に連れられて、日本人労働者がこんなに頑張っている、この勤労を見習えと言われた。

ですから、日本人がやればいいものをつくる、これはまさに先人たちがつくった財産、日本の財産なんです。日本の財産、この信頼を我々は今後も生かしていきたい、こう思っております。

○蘭浦委員 日本の技術というのはすごいのだということ、政府全体で海外のいろいろな国にわたって努力もぜひ進めていただきたいと思います。

昨年、総理、中央アジアを全部回っていただきました。私も全部伺いましたけれども、そこでやはり話を聞いて感じたのは、国際協力銀行、JBICに対する期待であります。銀行ですから、もちろん融資に対して非常に厳しい審査があるのはわかるんですけども、JBICからぜひお金を借りてさまざまなインフラ整備をしたいという期待がすごくありました。

そこで、戦略的にまたは我が国にとって非常に重要な国とのインフラ整備案件については、もう少しJBICが国の後押しのもとにリスクをとった融資というものをするようなことも少し考えてもいいのではないかと、いうふうに思っておりますけれども、恐れながら財務大臣にお伺いをしたい

と思います。

○麻生国務大臣 今御指摘のありました、海外インフラ事業というものの日本企業の参加を促進していくということは、これは極めて国家としても重要な課題だろうと思っております。

また、このような観点から、これまでも日本の政府としては、すぐれた技術を生かして質の高いインフラというものを国際的に必要とされている国々に展開していくために、質の高いインフラパートナーシップの取り組みというのを安倍内閣のもと進めておられますが、蘭浦先生御指摘のありましたとおり、JBIC、国際協力銀行の機能強化というのは極めて大事なことであろうと思っております。今般、国際協力銀行法におきまして、海外インフラ事業に対して積極的に融資を行うためにさらなるリスクテイクを可能にするとともに、インフラ事業者に対して現地通貨建ての融資というものを拡大するため、現地通貨建ての長期借入を可能にする等々の法律の改正というものをを行うべく、今準備を進めているところで。政府としては、こういった取り組み等を、ほかにもいろいろありますけれども、日本の企業が一層、JBICのこれまで集積した経験等々を生かして、より積極的に海外のそういったプロジェクトに参加できるような環境整備というものをバックアップしてまいりたい、そのように考えております。

〔平沢委員長代理退席、委員長着席〕

○蘭浦委員 海外からだけではなく、大臣がおっしゃったように日本企業からも非常に高い期待があると思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、中東問題についてお伺いをしたいと思っております。

我が国のエネルギー安全保障という観点で見たときに、ペルシャ湾を含む中東地域全体の安定というのは非常に大切なことであります。そして、今、イランが大きく動き始めています。

昨年、イランを訪問しました。ザリーフ外務大

臣、そして核問題担当のアラクチ次官と会談をいたしました。ここで非常に感じたのは、今度こそ国際社会に復帰するのだというイラン側の強い決意、二つ目には、彼らの言葉をかりると、ペルシャ帝国以来の友好国である日本と経済的な結びつきを強化したい、いろいろなことをやりたい、投資を期待していると。非常に高い期待を感じたイラン訪問でありました。

一方、それ以降、こういう状況になってきて、中国やヨーロッパを初め、今、首脳外交が活発化し、そして経済的に、エアバスの購入とかもございましたけれども、動き始めています。

伝統的な友好国である我が国が出来るわけにはいかないという思いをしておりますけれども、総理御自身、イランとの首脳会談もしくはイラン訪問について御検討をなさったりしておられないか、お伺いしたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 イランとの関係においては、今まさに蘭浦委員がおっしゃったように、伝統的な友好関係があります。お互いに信頼関係、親近感も持っていると言ってもいいんだろうと思

います。

そこで、イランの重要性なんです、ISIL対策やあるいはシリア問題、この地域の問題を解決していく上においては、イランの建設的な関与も必要であります。何といたしても、イランは地域の大国であろうと思っております。そして同時に、豊富な石油及び天然ガスに加えて、大きな市場も持っている。イランが国際社会にちゃんと復帰をしていくということは、この二つの大きな意義があるんだろうと思っております。

イランのロウハニ大統領とは、これまで四回の首脳会談を行いました。さまざまなレベルで伝統的な友好関係を強化してまいりました。

今般の核問題に関する最終合意を契機に、我が国としても、もともと伝統的な友好関係があるんですから、決して出おくれではないと思っております。イランとの伝統的な友好関係を一層発展させていかなければいけないと思っております。そう

した中で、首脳会談や適切な時期でのイラン訪問を積極的に検討していきたいと考えております。

○蘭浦委員 ありがとうございます。

イラン、シーア派の大国でございますけれども、中東は、御存じのとおり、さまざまな宗教が混在しております。それぞれの国がどの国と関係が深いというのはいろいろございしますけれども、中東の国をいろいろ回っていると、日本はその辺、我々の先人たちが大変うまくやってきて、どこの国からしても中立的な立場というところにいるんだろうということを感じました。

したがって、中東の安定と平和というもののどの国とも今うまくやれる日本が積極的に関与することによって、あの地域が平和で安定した地域になるのではないかと、いうふうに感じておりますけれども、外務大臣、中東全体を見据えた上でこの外交をどう進めるか、お聞かせ願いたいと思

います。

○岸田国務大臣 委員御指摘のように、中東におきましては、さまざまな民族、あるいはさまざまな宗教が混在しております。我が国としては、こうした違いを乗り越えて安定的な関係を構築すること、これが中東の安定に資するものであると考えています。

よって、御指摘のように、我が国は、さまざまな民族、宗教を乗り越えて、さまざまな国々と良好な関係を持っています。このメリットを生かして生かしていきたいと思ひますし、中庸が最善という考え方のもと、中長期的な視野に立った支援をバランスをとりつつ進めていく、こうした姿勢が重要であると認識をいたします。

ぜひ、こうした中長期的な視点としてバランス、こういったことを念頭に中東の平和と安定に貢献していきたいと考えます。

○蘭浦委員 続いて、ISIL、いわゆるイスラム過激派組織についてお伺いをしたいと思

います。

昨年、イラクのクルド自治区を訪問いたしまし

た。いわゆるISILの戦闘地域から逃れてきた方々がいらつしやる避難民キャンプに行き、直接避難民の方々と会話をし、また、そこで避難民支援を行っている国際機関の方々と話をいたしました。食料、そして建物というのはいくぶんまだ建っている状況でありましたし、小学校もできておりました。

僕が一点非常に問題だと感じたのは、小学校はあります、けれども、十三歳から二十ぐらいまでの若い人たちがすることがないんです。学校もなければ、職業訓練ができるわけでもない。こういう若者たちが、ともすれば過激派に勧誘をされ、テロ組織に入らないとも限らない。

そこで、我が国には高専とか専門学校、専修学校というすばらしい、手に職をつけるための学校があります。これを避難民キャンプ、レバノンとかトルコとかイラクとかいろいろところがありますけれども、ここに持っていく、そして、こうした若者に手に職をつけてもらうことによって国の復興に与する。日本の教育システム、技術がその国の復興にプラスになる、加えて、テロへの人材の流出を防ぐという観点から、職業訓練、高専のこの地域への輸出というのを考えられないかと最近思っております。

外務大臣、これはぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○岸田国務大臣 テロの背景には、貧困とか格差というものが存在いたします。

我が国としましては、中庸が最善という考えのもと、過激主義を生み出さない社会を構築していく、こういった取り組みが重要だと認識をしております。貧困や社会からの周縁化等を通じて子供や若年層が過激思想に傾倒しないよう、教育支援を重視しております。その観点から、教員訓練あるいは学校建設に加えて、職業訓練等の支援も実施し、貧困層の底上げを図っている次第です。

そして、今、委員の方から高専について指摘がありました。

高専を含む日本型教育の普及については、JICAを通じて、国立高等専門学校機構と協力しつつ、教員の派遣あるいは研修員の受け入れ、こうした取り組みを進めています。

ぜひ今後とも、寛容で安定した社会を中東地域に取り戻すために、日本らしい効果的な支援を積極的に進めていきたいと考えます。

○園浦委員 ありがとうございます。

中東の安定というのは我が国にとって戦略上非常に重要な問題でありますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

最後に、国連機関の日本人職員について伺いをいたします。

国連機関の国別の職員の数には、地理的公平性の原則というのがあります。この地理的公平性とは何ですか。国家間の平等、人口比、国連分担金によって決まるんですけども、日本は分担が八%、だけれども実際は二・五%しかないという問題があります。この問題にどう取り組んでいるのか、最後にお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○岸田国務大臣 御指摘のように、ニューヨークを初め世界各地にある国連関連機関の全職員約三万二千人のうち、日本の職員は約二・五%、約八百人というのが現状であります。国連事務局の望ましい職員数という目標と比較しましても、大変少ない状況にあります。

日本人職員の増加を図るために、例えば、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー派遣制度、日本政府の資金によって若手日本人を送り込むですとか、広報活動、応募支援等を通じて潜在的候補者の発掘、育成、こういったものにも取り組んでおります。

来年度の予算におきましては、関連予算を増額し、このジュニア・プロフェッショナル・オフィサー派遣のため約二十億円、あるいは広報等による潜在的候補者の発掘や育成のため約一・六億円を計上させていただいております。

ぜひ、二〇二五年までに日本人職員を千名まで

ふやす、これを目標に努力をしていきたいと考えます。

○園浦委員 終わります。ありがとうございます。

○竹下委員長 この際、上川陽子君から関連質疑の申し出があります。稲田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。上川陽子君。

○上川委員 自由民主党の上川陽子でございます。

本日は、政府全体の方針であります、世界一安全な国日本をつくり、守る、そして日本のソフトパワー外交につぎまして質問をさせていただきますと存じます。

まず初めに、ただいま園浦委員からも御質問がございましたけれども、国際的なテロの脅威に對しましての我が国の取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

昨年、ISILによりまして日本人二人が殺害されるという大変痛ましい事案が発生いたしました。その後も、一般市民を巻き込んだ無差別テロがフランスでの連続テロを初めとして世界各地で発生しております、国民の皆さんの間に大きな不安が高まっているところでございます。

我が国におきましては、二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されますし、また、前年の二〇一九年にはラグビーワールドカップが開催される。この時期におきまして、世界一安全な日本をつくる、そのことが大変大きな命題でありますし、また、安心、安全の基盤づくりということについては、尽くしても尽くしても尽くし切れないぐらい力を入れていかなければならぬ課題であるというふうに考えております。

総理は、施政方針演説におきまして、水際対策を徹底すること、さらに政府一丸となってテロ対策に取り組むということを明言されましたけれども、ただいまの時点で、もう一度国民の皆様へ、安全、安心の基盤づくりのための決意をお話しいただきたいというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 テロ対策は、国際社会が結

束して取り組むべき喫緊の課題であります。特に、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等の開催を控えている我が国は、国際社会と緊密に連携し、危機感を持ってテロ対策に万全を期さなければならないと考えています。

未然防止の要諦は情報であります。政府としては、御指摘の厳しいテロ情勢等を踏まえ、昨年末に国際テロ情報収集ユニット、CTU-J等を新設しまして、官邸直轄で国際テロ情報の収集、集約を行う体制を強化いたしました。さらに、水際対策、重要施設やソフトウェアゲットの警戒警備を初め、官と民が一体となったテロ対策についても一層強化していくこととしています。

今後とも、官邸が司令塔となって政府の総力を挙げて、テロの未然防止に向けた諸対策を強力に推し進めてまいります。

○上川委員 国際社会としっかりと連携をしながら、とりわけ情報収集に万全を期しながら、インテリジェンスに裏打ちされた形で、水際対策についても万全を期すということでございます。政府一体となった取り組み、ぜひ力強く推進していただきたいと思えます。

世界一安全、安心な国日本ということですが、罪を犯した者がまた再び罪を犯すことがないようにすること、再犯防止が不可欠の課題でございます。

総理にも、矯正施設につきましては御視察をいただきましたし、また社会を明るくする運動の中央委員会の会議にも御出席をいただきました。この間、力強くバックアップをしていただいているところでございます。

再犯防止の鍵でございますが、何といたしても居場所と仕事をしっかりとつくるということでございます。そのために、受刑者が矯正施設におきましていかに職業訓練をしっかりと受け、そして各種の指導を受けながら出所後の受刑者が社会において定着していくこと、このことを丁寧に行っていくかなければなりません。

今から八十数年前でございますが、喜劇王のチャップリンさんが来日をされて、当時完成したばかりの小菅刑務所を視察されました。昭和七年のことでございます。そのとき、チャップリンは、一国の文化水準は監獄を見ることによって理解できる、世界の監獄を見たが、日本にこんな立派なものがあるとは思わなかった、恐らく設備、明るさの点からいっても世界一と称賛をされたこととあります。

我々が国の矯正施設につきましては、整備が後回しにされている状況でございます。多くの施設が現在の耐震基準を満たしておりません。老朽化が進行していること、そして、世界一の文化水準を誇る我が国におきまして、極めてお粗末な状況にあると言わざるを得ないというのが実情でございます。

再犯防止の土台ともなるべき矯正施設の整備こそ、後回しにすることなく、喫緊に対処すべき課題であると考えますが、総理の御所見をお願い申し上げます。

○安倍内閣総理大臣 上川委員が再犯防止にずっと取り組んでこられたことに對しまして、敬意を表したいと思います。

再犯防止対策は、安倍政権において犯罪対策の重要な柱であります。

昨年末、私自身が女子刑務所や先進的な取り組みを行っている更生保護施設を訪問しまして、現場の実態や対策に当たる方々の御苦労を見せていただきました。きょうも、委員会の後、過ちを犯した人に寄り添いサポートされている保護司や協力雇用主、さらには再犯防止に御協力をいただいている皆様のお話を伺う予定であります。そういう方々の協力なしには再犯防止は進んでいかないうだろうと思っておりますが、息の長い地道な取り組みを続けることが大切であろうと思っております。

その中で、矯正施設は再犯防止施策の実現のため

めの土台でありまして、政府においては、御指摘のように、老朽化している状況にある矯正施設について、その機能を確保するための所要の環境整備に取り組んでいます。また、出所後の円滑な社会復帰につながる改善指導や職業訓練等を初めとした再犯防止プログラムの充実強化にも力を入れています。

政府としては、今後とも、ハードとソフトの対策を適切に組み合わせる総合的な矯正施設の機能強化を着実に進めていくと考えてございます。

○上川委員 大変力強い、御決意も含めてのお話をいただいたこと、本当に感謝申し上げます。存じていきます。ぜひ、その成果をしっかりと見える化していきたいというふうに思っております。

次に、世界一安全な国日本を守るための法基盤整備についてお尋ねをいたします。

平成二十五年の十二月、閣議決定をされたわけでありまして、「世界一安全な日本」創造戦略におきましては、国民が安全で安心して暮らせる国であるためには、犯罪に的確に対処できるよう、刑事手続の機能を強化すべきことが指摘されているところでございます。

ただいま継続審議中の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案でございますが、この趣旨にのっとり、刑事手続を時代に即したより適正で機能的なものとするために必要不可欠な法整備の柱でございます。二〇二〇年オリンピック・パラリンピック、また二〇一九年ラグビーワールドカップに向けて、まさにテロを含めた組織的な犯罪への備えを万全にするために今から整えていかなければならない、手おくれとなってしまうてはいけません。避けなければならぬということでございます。この法案につきましてはしっかりと早期に成立していただきたいというふうに思うところでございます。

法案につきましては、昨年の通常国会におきまして、衆議院において、民主党、維新の党からもお知恵をいただきました。一部修正の上、民主党、

維新の党等の賛成を得て可決をされたものでございます。しかし、参議院において継続審議となりまして、いまだ成立には至っておりません。ぜひとも今国会において成立させる必要があると考えますが、この法案の意義と早期の成立に向けた決意につきまして、法務大臣よりお願いを申し上げます。

○岩城国務大臣 上川先生が大臣として御尽力いただきましたこの刑事訴訟法等の一部を改正する法律案でございますが、現在の捜査、公判が取り調べ及び供述調書に過度に依存した状況にあるとの認識のもと、このような状況を改めて、より適正で機能的な刑事司法制度を構築しようとするものであります。

これによりまして、これまで以上に人権保障を全うしつつ、犯罪の全容を解明して、適正な処罰を実現することが可能となります。テロ犯罪を含む組織的な犯罪に効果的に対処することができ、ひいては世界一安全な日本をつくることにつながると考えております。

したがって、この法律案であります。極めて重要な意義を有するものでありますので、速やかに成立させていただきましよう力を尽くしてまいりたいと考えております。

○上川委員 この法案、継続審議ということでございますが、一日も早い成立に向けまして、さらなる御尽力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、我が国のソフトパワー外交の推進につきまして幾つか御質問をさせていただきます。

私が法務大臣の立場にあった時期でございますが、大臣所信でも述べたところでございます。戦後、我が国は、国の形の基本に法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を掲げ、一人一人の国民の努力によりましてこれらを実現してまいりました。

総理は、このたびの施政方針演説の中で、ソフトパワーを生かした積極的な文化外交を展開する

とお述べいただいておりますけれども、私は、今申し上げました法の支配の貫徹あるいは人権尊重の理念の実現、これを我が国のソフトパワーの中心に位置づけまして、人権・司法外交を積極的に展開することを提案いたします。

こうした外交を展開する上でまず大事なことは、国内における人権基盤の強化でございます。我が国は極めて安定した刑事司法制度を有し、また、地域におきましては、先ほど、この委員会の後に皆さんとお会いしたくというところでございますが、百年以上の歴史のある保護司さんの制度、篤志面接委員やあるいは協力雇用主、また更生保護女性会、BBSといった皆様が大変再犯防止や立ち直りに御尽力をいただいているところでございます。

また、さまざまな人権啓発あるいは人権教育や救済の分野におきましては、人権擁護委員の皆様が地道な活動を積み上げてくださっております。こうした官民一体となった取り組みが地域社会にしっかりと根づいている、このことが我が国が人権を尊重する国であるというこの証左であるというふうに思います。そしてまさに世界に誇るべきことではないかというふうに思っているところでございます。

しかし、残念ながら、次々に新たな課題や深刻な課題も発生しているところでございまして、近年におきましては、子供たちに対してのいじめ、あるいは先般も発生いたしました幼い子供の虐待事案ということで、こうした事案が後を絶たない、また女性に対してのDV、こうしたことも大きな社会的な課題になっているところでございます。

こうした課題に対しましても、一人一人の人権に寄り添いしっかりと取り組んでいく、そして我が国が人権尊重の理念を実現する国であるということを描るべきものとする、たゆまぬ努力を重ねることが必要と考えます。

法務大臣の所管でございますので、ぜひとも、今後の取り組みを含めまして、決意をお聞かせい

ただきたいというふうに思います。

○岩城国務大臣 お話にありましたとおり、我が国におきましては、長年にわたりまして、国として地方公共団体はもとより、人権擁護委員を初めとします民間の方々と一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動に取り組んでまいりました。その成果もありまして、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているものと考えております。

しかしながら、子供や女性といった個別の領域におきましては、依然として課題が存在しております。

そこで、法務省の人権擁護機関では、子供や女性の人権を初めとした人権課題を啓発活動の強調事項に掲げ、その啓発活動を地方公共団体とも連携協力しつつ実施しております。

子供につきましては子どもの人権 SOS ミニレター、女性については女性の人権ホットラインを初めとする、各種の相談窓口を設けて相談に応じております。さらに、人権侵害の疑いのある事案を認識した場合には、事案に応じた措置を講じております。

今後とも、より充実した人権啓発活動を実施していくとともに、人権相談窓口の周知、広報に努め、人権侵害による被害の救済に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○上川委員 一人一人の置かれている状況にしっかりと寄り添いながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、技能実習制度についてでございます。

技能実習制度につきましては、我が国で開発され蓄積されております技能、技術、知識につきまして、開発途上国に移転をし、その経済発展を担う人づくりに寄与するということを目的に創設されたものでありまして、ソフトパワーにより国際貢献の一環として行っているものでございます。

先ほどインフラ輸出のお話を総理からされましたけれども、インフラを輸出する先の人材として

この技能実習で学ばれた皆さんが活躍をされるという、いい循環をつくっていくということも大変大事ではないかというふうに思っております。

しかし、他方で、技能実習制度によりまして我が国におきまして働き暮らしていらっしゃる外国人に對しまして、技能実習機関等によりまして、入国法令違反あるいは労働関係法令違反、こうした事案の発生がございます。人権尊重の理念をうたう我が国にとりましては、憂うべき状況が生じていると考えております。

私は、国際貢献たるべき技能実習制度が正しく本来の姿で運用され、技能実習生が職場だけではなくてそれぞれの地域の中でしっかりと受け入れられ、また、我が国の文化にも親しみながら、大好きになって帰国していただきたい、そして、その後の人生の中で日本とのかけ橋というような役割も担っていただきたいと強く願うところでございます。

そのためにも、まずは技能実習生の人権への一層の配慮が必要であります。そうした観点から、衆議院で継続審議中の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案、これについては早期成立を図っていただかなければいけないというふうに考えております。

法務大臣の意気込みにつきまして、お聞かせいただきたいと思います。

○岩城国務大臣 技能実習制度は、開発途上国への技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であります。

しかし、残念ながら、お話がありましたとおり、一部におきまして、制度の趣旨を理解せず、不適切な取り扱いがあることも事実でございます。また、米国籍務省の人身取引報告書においても制度の改善が求められるなど、国内外から問題が指摘されております。

現在継続審議となっております技能実習法案におきましては、新設する外国人技能実習機構に、法的根拠を持つて実習実施者及び監理団体を実地に検査するなどの指導監督を行わせるとともに、

技能実習生に対する相談、援助を行わせること、旅券の取り上げ等に対する罰則を定めることなどとされております。こうしたことを通じて、この制度を拡充する措置を講ずるものであります。

そこで、法務省といたしましては、こうした見直しを行い、技能実習制度の問題点を解決するとともに、制度の趣旨の徹底を図り、制度の一層の適正化を行っていくため、この法案を国会に提出しているところでありますので、早期に御審議いただき、一日も早い成立をお願いしたいと考えております。

○上川委員 ぜひとも、そうした方向になるように、よろしくお願いを申し上げます。法の支配の貫徹という我が国が誇るべきソフトパワーを世界へと浸透させることを通じ、国際社会における我が国のプレゼンスを高めること、これを、総理の文化外交ということに做えば、司法外交と言ったのがふさわしいと考えております。

司法外交の観点から、政府としてぜひ積極的に取り組んでいただきたいということにつきまして、二点御質問をさせていただきます。

第一は、法制度整備支援の推進でございます。既に、我が国におきましては、アジアを中心とした開発途上国に對しまして、立法支援、そして人材育成等の法制度整備支援を地道に推進してまいりました。さらに、国連と協力をいたしまして、諸外国の刑事司法の実務家を対象とした国際研修を実施しております。

こうした我が国の国際協力でありまして、途上国におきまして、経済的基盤の整備あるいは刑事司法の実務家の能力向上等を通じて、これら地域への法の支配の浸透を力強く推進するものであります。対象国からも多大な感謝の意を表されるなど、まさに外交面でも極めて高い成果を上げているものでございます。

法制度整備支援等の国際協力の分野であります。近年、中国などの他の国々も次々に参入しようとして試みているにもかかわらず、我が国が指名さ

れて支援を求められる、そうした実情がございます。これは、我が国が自国の制度を殊さらに押しつけたようなことをせず、対象国のニーズにしっかりと耳を傾け、相手国の国情や文化に即したきめ細やかな対応を続けてきたからにはかならず、これは誇るべきことというふうに考えております。

そこで、政府全体で今以上にこの法制度整備支援あるいは国際研修等をバックアップしていく必要があるのではないかとこのように考えておりますが、総理の所感をお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 諸外国の法制度整備の支援を行うことは、国際社会における法の支配を実現するための重要な施策であると考えています。それは、相手国の持続的な成長に貢献していくことはもとより、我が国の安全保障や投資環境の整備にも資するものと認識をしております。

そのため、アジアを中心とした国々に対し、開発協力大綱やインフラシステム輸出戦略等に基づいて、実定法の整備や司法関係者の育成等、さまざまな支援を着実かつ戦略的に実施しているところであります。

政府としては、今後とも、国際協調主義に基づく積極的平和主義外交の観点から、国際研修を通じて人材育成も含む法制度整備の支援を積極的に推進していききたいと考えております。

○上川委員 法制度整備支援につきましては、これまでアジア諸国が中心でございましたけれども、世界の中にはさまざまなニーズ、課題がございます。これらの実績を踏まえた形で戦略的に取り組んでいただきたいし、また、そうしたことを通じまして人材養成にも協力していくという形で、法の支配の貫徹のスクラムをしつかりと組んでいっていただきたいというふうに思っております。

司法外交の第二点目ということでございますけれども、二〇二〇コングレスでございます。コングレスといっても、ほとんどの方は御存じないかというふうに思っておりますが、正式名称は国連

犯罪防止刑事司法会議のことでございます。コン
グレス、ぜひ頭の片隅にしっかりと置いていた
きたいというふうに思うところでございますが、
これは、一九五五年以降、五年ごとに国連が開催
をしており、刑事司法分野をテーマとしたし
ました国連最大の国際会議でございます。

実は、我が国では、一九七〇年に、一度京都で
開催をした実績がございます。そのコングレスが
二〇二〇年の春、五十年ぶりに我が国において開
催されるということが決定されました。まさに
オリンピック・パラリンピックと同じ年でござい
まして、世界じゅうが日本への関心を高める中で
のコングレスの開催ということになるわけでござ
います。

五十年の歳月を経まして、さらに我が国が発展
した姿を世界に示していく、いかに法の支配が浸
透しているかということにつきましても世界じゅう
に知っていただく、そして我が国がリーダー
シップを発揮いたしまして世界じゅうに法の支配
の貫徹を訴えていく、極めて重要かつ絶好の機会
であるというふうに考えているところでございま
す。

政府はこのコングレスの重要性を正しく認識、
理解していただき、関係省庁一丸となってこれを
成功に導くように努めるべきではないかというふ
うに考えておりますけれども、総理の御所感を
願います。

○安倍内閣総理大臣 二〇二〇年、東京オリ
ンピック・パラリンピックが開催される年であり
ますが、我が国で、犯罪防止、刑事司法分野にお
ける国連最大の国際会議を五十年ぶりに開催する
こととなります。五十年前というと、ちょうど大
阪万博をやった年でありますが、そのときにもこ
のコングレスが開催されたわけであり、我が
国がこの分野においてリーダーシップを発揮し、
世界一安全な国日本を国際社会に発信する絶好
の機会であると思えます。

政府としては、この重要な国際会議の成功に向
けて関係省庁が一丸となって準備を着実に進め
る

とともに、引き続き、国際社会と緊密に連携を
し、テロ対策や組織犯罪対策などの、世界が直面
している安心、安全を確保するための諸課題への
対応に万全を期していきたいと思えます。

○上川委員 コングレスの二〇二〇年会議でござ
いますけれども、開催地は、どこで行われるかと
いうことにつきましてはまだ未定ではございま
すが、日本を挙げて世界一安全、安心の国という
ことで取り組んできたさまざまな成果、またこの
歴史の中でしっかりと積み上げてきた官民一体の
安全、安心の国づくり、こういったことを
テーマとして、さまざまな角度で国際社会の中
でしっかりとリーダーシップを発揮し、導いて
いきたいというふうに思っております。

四年後ということであり、準備は今か
らしっかりと成果を上げていただきたいとい
うふうに考えておりますので、よろしく願ひ申
し上げたいというふうに存じます。

最後の一年になりましたが、ちょっと話はテー
マをかえまして、行政改革への取り組みにつ
きまして、河野行政改革担当大臣にお伺いしたいとい
うふうに存じます。

我が国の財政再建につきましては、待たなし
というところでございます。財政再建の実現に向
けましてはさまざまな取り組みを組み合わせ
ていくことが必要であるかと思ひますが、中
でも徹底した行政改革というのが大きな柱の
一つになるというふうに考えております。

安倍政権におきましては、単なるパフォーマンス
ではない真の行政改革に取り組む、こうした決
意の中で大きな成果を上げていくところでござ
います。河野行政改革担当大臣におかれましては、現
在進めている行政改革の取り組み、とりわけ国の
全ての事業につきまして点検を行う行政事業レ
ビューというところでございまして、徹底した無駄
を省くための取り組みにつきましての今年度の成
果ということにつきまして、お伺いをさせていた
だきたいと存じます。

とりわけ、総理の御指示のもとで重点的に取り

組みました基金の適正化につきましても御答弁を
いただきたいというふうに思ひます。

○河野国務大臣 行政事業レビューにつきま
しては、昨年の十一月、秋のレビューと称して三日間
やらせていただきました。国民の皆様は税金の使
い方を考えていただく、どう効率的、効果的に事
業をやったらいいか考えていただくということ
でやりました。

その結果、平成二十八年度の概算要求から約一
千億円の無駄を省くことができました。また、お
尋ねがありました基金につきましては、安倍総理
からの指示もございまして、百九十七の全ての基
金について横展開をして、不用なものは国庫に返
還をする、そういうことで、二十七年、二十八
年分として五千億円、国庫に返納させたところで
ございます。

財政難の折、また消費税の引き上げを前にし
て、政府の中で、税金が無駄に使われないよう、
今後ともしっかりと点検をまいりたいと思ひま
す。

○上川委員 この分野につきましては、国民の皆
様も大変関心を寄せているところでございま
す。河野大臣におかれましてはしっかりと引き締
めて取り組んでいただきたいということを申し上げ
まして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○竹下委員長 これにて稲田君、藺浦君、上川君
の質疑は終了いたしました。

次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔でございま
す。

きょうは、総理、また関係大臣に質問をいたし
たいと思ひます。どうぞよろしく願ひをいたし
ます。

て御質問を申し上げたいというふうに思ひます。

それは、成長と分配、この好循環ということ
をお話しなされたというふうに思ひます。今ま
では、どちらかというと成長の方にウエートを置
かれていたように思ひます。当然、成長がなければ
分配もできない、これはそのとおりなんです。
しかし、やはり成長一辺倒という誤解がありは
しないか、総理の考えについてです。ですから、成長
させて、それを分配につなげる、さらに好循環と
してしっかりとまた成長力の強化に努めていく、
こういう趣旨だろうと私は思ひました。

総理のおっしゃるアベノミクス、そこにつ
いて、成長と分配、この好循環について総理から
わかりやすく御説明をお願いしたいと思ひま
す。

○安倍内閣総理大臣 今、石田委員がおっしゃ
たように、分配だけを繰り返していても、持続
的に社会保障制度を維持するための富を生み出す
とはできないわけであり、

先ほど、稲田委員との議論の中において、我々
は社会保障費の伸びを五千億に抑えるわけであ
りますが、それでも五千億伸びていくわけであ
りまして、この五千億は、しっかりと成長による果
実として生み出していかなければならないわけ
であります。

そこで私たちは、しっかりと経済を成長させて
いく、このことによって果実をこの三年間で二十
一兆円、国、地方で税収として生み出していく
ことができた。この果実を、希望出生率一・八
を実現するための子育て支援や、あるいは介護離
職ゼロにするための社会保障費に振り分けてい
く、同時にまた、さらなる成長のために使って
いくことによって、安定した社会基盤の上に私
たちはさらに成長していくことができます。そ
して、みんなが活躍できる社会をつくってい
けば、新たなイノベーションが起これば、そ
してそれは新たな富につながっていく、さらなる成長、そ
して私たちが豊かにしていくわけでありま
す。そして、それはさらにまた、今申し上げたよう

社会福祉、子育て支援にも向けていく。

つまり、成長と分配の好循環を起こしていくことによって私たちは、さらに豊かな社会、そしてかつ、みんなが夢を紡いでいくことができる社会につながるっていくのではないかと考えております。

これは、成長か分配かといった今までの議論に終止符を打つ、新たな経済社会の構築であろう、こう思っております。

○石田(祝)委員 成長か分配かというこの二元論ではなくて、成長させて、それをまた分配につなげていく。ですから、私は、分配ということと同時に投資ということも、将来に向かっての投資、これも非常に大事だということに思っております。

その大きな基盤として、きょうはパネルにもお示しいたしましたけれども、持続可能な社会保障、またセーフティネット、こういうものも必要ではないか、また、好循環を実現するために、賃金また最低賃金の引き上げ、生産性向上、イノベーション、働き方改革、休み方改革、こういうことも必要ではないかというふうに思います。

こういうある意味でいえば社会保障、セーフティネットの基盤の上に成長力を強化する、それを分配につなげていく、また潜在需要の顕在化をさせていく、こういうことを、私はぜひ総理にリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思っております。

そういう中で、ここで非常に大事なことは、アベノミクスの三年間で、今総理も税収がふえたというお話もなさいましたけれども、就業者数もふえている、名目、実質GDPも増加している。デフレ脱却にはあと一歩だと私も思っております。そういう中で、大企業と中小企業、中小・小規模企業、このところの格差というんでしようか、差がつきつつあるのではないか、こういうふうに思います。

それで、私は今パネルをお示しましたけれども、このパネルを見ていただきますと、大企業と

中小・小規模企業では、企業の規模が違いますから、利益等の絶対額を見ると当然大きな差があります。そこで私は、一人当たりの経常利益の推移、大企業の製造業、非製造業、そして中小・小規模企業の製造業と非製造業、こういうことで、一人当たりということでパネルをつくってみました。

そうすると、もう明確に、平成二十四年の第三・四半期から二十七年の第三・四半期まで、ここを見てみますと、中小企業は、非製造業、製造業ともに十八万から二十二万。ふえてはおりますけれども、ちよつと少ないなど。しかし、大企業は、製造業の数字を入れてありますけれども、八十万円のところから百六十万円。一人当たりということですから、企業の規模で、総額ということじゃない。一人当たりということで非常にわかりやすくなると思うんですが、これだけ差がついてきている。

これは、それぞれの会社の御努力も当然あるわけでありましてけれども、ここまで差がつくという、これはやはり、大企業の収益、こういうものを設備投資や賃金、また中小企業へと循環させていく、こういうことが必要ではないかと思ひますけれども、このメカニズムの改善について総理の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 極めて重要な御指摘だと思ひます。

我々は、まさにこの三年間の経済政策によって企業は過去最高の収益を上げておりますが、大企業の製造業と中小企業、中小零細企業とはこのような差がついているわけがございます。

過去最高を記録した企業収益を、設備、技術、人材といった未来への投資と賃金引き上げによる消費の拡大、そして中小企業の業況の改善につなげていくことが大切であろう、それによって経済の好循環を確実なものにしていくことができると考えております。

このため、未来投資に向けた官民対話などの場で、企業の積極的な取り組みを要請してきたとこ

ろでございます。

産業界からは、昨年、政府による政策対応を前に、二〇一八年度に設備投資は八十兆円まで拡大をし、その意欲的な見通しが示されました。そして、今春の賃上げについては、名目三・五%成長への道筋も視野に、収益が拡大した企業に対し、前年を上回る賃上げを期待し、前向きな検討を呼びかけるという方針が示されており、その実現を期待しているところであります。

政府としては、こうした取り組みを後押しすべく、法人実効税率を来年度から一気に二〇%台へと引き下げ、国際的に遜色のない水準へと法人税改革を断行し、また、未来投資に向けた官民対話においては、次の経済成長を牽引する産業、イノベーション投資の創出に向けて、無人自動走行、ドローン、人工知能などを活用した新たなビジネスを可能とするための規制改革等の方針を打ち出してまいります。

そして、中小企業、小規模事業者に対しては、生産性向上に向けた設備投資支援として、固定資産税の大胆な減税を行います。そしてまた、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金による新商品の開発等の支援を行うとともに、下請等の中小企業の取引条件の改善に特に取り組んでいるところであります。

大企業は、いわば海外に輸出をしている、円安のメリットを受けているんですが、中小企業の場合は、その大企業に物を納めるけれども、その資材は輸入をしているので、恩恵ははたしてむしろ逆に作用している。そういうことをちゃんと大企業側にも配慮するように、そして、取引条件を改善するように力を入れていきたい。

ただ企業に任せているのでは、それは大企業がどんどん大きくなっていくにすぎなかったのではありませんが、安倍政権ができてから、官民対話等を強化していくことによって、石田委員が御指摘になったように、しっかりと経済が循環をしていくように、中小企業そして零細企業にもこの恩恵が及ぶようにしていきたい、こう考えております。

○石田(祝)委員 それで、下請の企業に対して今までも総理も、また関係大臣も意を配ってこれれたと思ひますけれども、現実にはなかなか、大企業はいんだけれども、一次下請、二次下請、さらに三次、四次となるとなかなか恩恵が回ってこない。私も高知県が出身地でありますから、非常にそういうお声も聞くんですね。ですから、今は、仕事はあるんだけど人手がなくて悩みの人も変わってはきておるんですけども、しかし、なかなか利益が薄いというのは、今パネルで示したように、ずっと横ばいの経常利益である、こういうことでもあります。

それで、先般、政府は、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議、こういうものを開催して、取引条件の改善に向けた調査を実施する、こういうことのようにありますけれども、これは私は非常に期待を持って見ておるんですが、これは具体的にどのようなことをなさる予定でしょうか。

○安倍内閣総理大臣 下請等中小企業の取引条件の改善に向けては、大企業に対して、政労使合意の遵守や、仕入れ価格の上昇を踏まえた価格転嫁などに取り組みよう要請するとともに、下請代金法に基づく立入検査を行ってまいりました。

現在、下請ガイドラインを策定している十六業種を含め、産業界に対する大規模な調査を実施中であります。年度末までに結果を取りまとめます。これによって、取引条件の改善の状況や課題をしっかりと把握しまして、中小企業の取引条件の改善に向けた機運を高めていく考えであります。

調査結果を踏まえて、下請ガイドラインの改定や対象業種の拡大を検討するなど、必要な対策をしっかりと講じていく考えであります。

○石田(祝)委員 年度末までということでありまして、ぜひしっかりと取りまといたいだいて、現実を把握して、認識して、さらなる中小・小規模企業の皆さんに対する手を打っていただきたいというふうに思ひます。

続いて、このアンケートの問題について、これは林経済産業大臣にお聞きをしたいんですけれども、私も中小企業庁の委託事業でやられるアンケート調査の用紙も見せていただきました。これは非常に詳しく、これをちゃんと書いていただいたら相当実態が明確になるのではないかと、こういうふうにも思いますけれども、これで私が心配するのは、そのとおり書いたら、またこれは元請のところからいろいろ言われるのではないかと。

例えば、自社の取引先の取引適正化、こういうこととか、さまざまありますね。これは正直に書いていただくということが次の改善につながるわけですから、そのところを、遠慮したり、何となく書きにくいとか、そういうことで実態に合わないような結果が上がってくると、それに基づいて政策をとっても、これはまた間違った政策になるわけですので、このところ、中小企業庁を所管していらっしゃる林経済産業大臣から、具体的に、どういう形でしっかりとした調査ができるか、そのためにどうするか、こういうことをお聞きしたいと思います。

○林国務大臣 中小企業が賃上げを行いやすい環境をつくるための対策を講じていく上で、まずは実態を把握することが大事だろうと思っております。石田先生御指摘の中小企業約一万社を対象としたアンケート調査に加えて、三次下請、四次下請など、取引上の立場の弱いおそれのある中小企業あるいは小規模企業に対しては、取引価格の動向あるいは問題事例の聞き取りを行っているところでございます。

御指摘のように、いろいろありますので、企業名が特定されないようにとか、事業者の不利にならないように配慮して、聞き取り調査に当たっては、経産省の職員が直接中小企業あるいは小規模事業者を訪問して、そして個別に聞き取り調査を行っているところでございます。こういった取引の実態や課題をきめ細かく丁寧に調査してそれを反映していきたい、こういうふうにご考えているところでございます。

○石田(祝)委員 これは一万社やられるということですから、私の望むべくは、一万社が全員お答えをいただいて、本当の姿、こういうものを我々がよく認識ができるような調査であっていただきたい、そしてそれに基づいた対策をしっかりとれるように、これはぜひ林大臣にも御奮闘をお願いいたしますというふうに思っております。

それでは続きまして、ちょっと私は国民の不安の解消ということでお伺いをいたしたいと思うんです。

最近の、さまざま、食品の問題またバスの事故の問題等々、大丈夫かなという不安を抱いている方が私はたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、きょうは何点かに絞りましたお伺いをいたしたいというふうに思っております。

まず一つは、T P Pの問題でありますけれども、T P Pは、二月四日、明日、ニュージランドに政府代表が行かれて署名をする、閣僚会議から出席されるだろうと思っております。そういう中で、一つは、国民の不安、これは、非常に申しわけないんですけれども、新しく大臣になられた石原大臣にも、大丈夫かなと。

要するに、長く携わっていた方がおかわりになって、石原大臣は優秀であるということは私もそうだと思いますけれども、全部をとにかく網羅して知っておくということは非常に難しいわけですから、そういう意味で、石原大臣には、中身というよりも、T P Pについて担当大臣としてこれからどう国会の中で仕上げていくのか、その御決意をお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 やはりT P Pの一つのポイント、環太平洋のエリアに二十一世紀型の新しい貿易のルールができる、そして、八億人の人口、三千百兆のG D P、総理がよくおっしゃる言葉ですけれども、世界全体の四割の経済圏ができていく、日本だけでもG D Pの押し上げ効果が十四兆円、こういう見通しも出ているわけです。そんな中で、この質問の前に石田委員が御質問され

た、アベノミクスの光を中小業者の方にしっかりと浸透していく、そういうこともこのT P Pに一つ期待がかかっているのではないかと思います。

私もこれまで、党の中小企業調査会、小規模零細事業調査会の会長として、また総合農政調査会の顧問として、党の提言に、このT P Pを活用して、前段委員が御指摘になられたような、弱い人たちがチャンスに結びつけて生産性を上げてもらえるようにするにはどうしたらいいのかということとを積極的に入れてきたつもりでもあるわけであり

現場を歩いて、先ほど高知のお話が出ましたけれども、私も四国も回らせていただきましたけれども、現場の声というものは聞かせていただきました。これからはやはり、甘利大臣はかなり立派な業績を積み重ねたことは衆目の事実だと思います。国民の皆様方、特に中小企業とはちょっとまた、もう一つの分野としての農業事業者の方々の不安というのはやはりまだあると思いますので、この不安を払拭して、T P Pは日本の農業にとっても、また中小企業にとってもチャンスなんだということをしっかりと説明していくことが必要だと思っております。

そして、T P Pの署名がすす行われるわけであり、あす署名が行われた後、速やかにT P Pの協定案と関連案を国会に提出させていただきます。日本が率先してこれの早期発効に向けて努力していく、こういう姿を見せることによって委員の御指摘の不安の払拭と、そして役割を務めてまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 続きまして、厚労大臣と農水大臣にお伺いをいたしたいと思うんですけれども、特に厚労大臣については、食品の安全ということと、それから医薬品が高騰するんじゃないか、こういう御心配の向きがあります。

続いてお願いしたいんですけれども、農林水産大臣には、牛肉の輸出、特にきょうはそれだけお聞きします。こういうお声を聞きました。神戸ビーフというのがG Iで七つ最初に認められたと

ころの一つに入りましたが、その神戸ビーフは神戸から輸出ができない、鹿児島まで持っていかなきゃいけない、こういうこともあるんです。

食の安全、安心と医薬品の問題、また輸出体制をどう充実させていくのか、このことについて簡潔に御答弁をお願いいたします。

○塩崎国務大臣 石田委員から、食の安全とそれから薬価の高騰の懸念についてのお尋ねがございました。

食の安全につきましては、T P Pの今回の協定では、締約国が自国の食品の安全を守る、確保するために科学的根拠に基づいて必要な措置をとるという権利を認めているわけでございまして、遺伝子組み換え食品の安全性審査基準とか、あるいは食肉のホルモン剤の残留基準など我が国の食品の安全確保に係る基準の変更は求めていないというふうになっておりますので、これまでどおりというふうにお考えをいただければと思います。

それから、医薬品につきましては、今回の協定で規定される医薬品のいわゆるデータ保護期間、それから医薬品の特許期間の延長などにつきましては、現在の我が国の制度の範囲内というか、整合性のとれたものということが定められているわけでございまして、ジェネリックの医薬品の承認が今よりもおくれることがなく、これまでと同様の期間で後発医薬品が販売されていくということとなりますので、T P P協定によって薬価が高騰するという今委員から御指摘のあった懸念は当たらないというふうに考えております。

引き続き、食品の安全確保、そしてまたジェネリックの医薬品の適切な承認などに努めてまいります。

○森山国務大臣 石田委員にお答えをいたします。

神戸ビーフというのは非常にブランド力が高まっておりますので、ブランド力の向上に努力をしてこられた方々にまず敬意を表したいと思っております。

御指摘のように、兵庫県内に輸出の食肉処理施設

設がないものですから、今までは鹿児島で処理をして輸出をしてこられたということが現実であると思います。

今回、G I の関係もありまして兵庫県内で処理をするということがその前提になっておりますので、現在、強い農業づくり交付金の御利用をいただいて兵庫県の姫路市で施設の整備が始まっておりまして、二十八年度から供用が開始できるのではないかと考えております。

今後、農水省といたしましては、輸出を志向する生産者等の取り組みを促進するために、食肉処理施設の整備等は積極的に支援をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○石田(祝)委員 それでは、TPP についてはまた日を改めて、私か、また同僚議員がお聞きをするというふうになると思います。

それで、きょう、その不安のところで、国立大学の授業料、また奨学金についてちょっとお伺いをいたしたいというふうに思います。

皆さんのお手元に資料が行っていると思いますけれども、「安倍政権が学費値上げ 史上最悪」、国立大五十三万円が十六年後に九十三万円になると。十六年後にね。「その影響で私立大もさらに値上げへ 署名にご協力を 学生、父母、大学人の共同でストップさせましょう」。

これはどこが出しているかと思ったら、日本共産党と書いてあるんですね。これは別に私が変に取り入れたわけじゃないんですよ。ホームページからダウンロードできるわけですから。

総理、十六年後に九十三万円というんですけれども、総理は十六年後まで、これは「安倍政権が」と書いていますけれども、十六年後まで共産党さんはやってほしいのかね。ちょっともう十六年後は、私も長く続けてほしい気持ちがありますけれども、十六年後まではちょっと無理だろうというふうに思うんですが。

これは一体どういうことなんですか。笑い事じゃないですよ、まさしく。こんなものを配つ

てどうしようというのでしょうか。運動論でやられていることはわかりますけれども、こういうものを配って、若い人たち、学生さん、こんなになつたら大変だ、これはそう思いますよ。

私も、自分のことをちょっと申し上げますけれども、なかなか家が貧しい。貧しいと言つと格好いいんですけれども、貧乏なんです。それで、高校、大学は奨学金もいただきました。お借りもしました。そして、一年間だけ国立大学にも入りました。ですから、私は、この後奨学金のことを聞きますけれども、奨学金がなければもうとても高校も大学も行けなかった。非常に、私はそういう意味で奨学金には感謝をしております。

そういう中で、馳大臣にお伺いをしたいと思います。

要するに、昨年の十月に財政審で、いわゆる国立大学法人の運営交付金を一・一％減らす、そして自分たちで一・六％稼げ、こういうのがまず出ました。しかし、それについて、我が党や自民党また議連が、こういうことはだめだと、国立大学の運営費交付金の充実確保を求める決議というのをしたんですね。その結果、十一月の正式な財政審の建議の中には、このものは全く入っておりませんでした。

そういう意味で、この運営交付金は二十七年度和同じ額、一兆九百四十五億円が確保された、こういうことだろうと思います。

ですから、こういうことを無視してこういうチラシが出回っているというのは、私はけしからぬと思いますよ。これは青年を惑わすものですよ、はっきり申し上げて。

ですから、特に「安倍政権が」と書いていますから、私も首班指名で安倍総理の名前を書いたわけですから、安倍政権にある意味で一票を投じた身として、「安倍政権が」と明確に書かれていて、本当に十六年後に九十三万円に上げるのか、こういう疑問があるわけでありまして。

ですから、これについてぜひ文部科学大臣にまずお聞きしたいのは、直近ではいつ上げたのか。

また、馳大臣にお聞きしますけれども、今後この学費値上げが、二十八年度はもう上げないということだろうと思いますけれども、どういうふうはこの学費値上げについてはお考えなのか。学費値上げというと、これは上げる方向に聞こえますから、学費についてどう考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○馳国務大臣 お答えいたします。

最初の、チラシのもととなった昨年十二月一日の衆議院文部科学委員会のやりとりを少し説明いたします。

共産党の畑野君枝委員からこういう御質問をいただきました。財政審で財務省から示されておりますが、運営費交付金を毎年一％減少させ、自己収入を毎年一・六％増加させるという主張について、仮にこの自己収入の増の部分を全て授業料収入で賄うとしたら十五年間で幾らの値上げになると試算するのか、こういう仮定に基づいた試算を出せ、こういう指摘がございましたので、機械的に試算をすれば、平成四十三年の時点で授業料は約九十三万円であり、四十万円増となりますし、来年度から均等に引き上げるとすると、年間約二万五千円の値上げが必要と考えています。

しかし、この後、文部科学省はこういう答弁もしております。

自己収入の大幅な増加、つまり国立大学側の自己収入は、寄附金や授業料や産学連携の研究資金、この三つで大方賄われておりますが、それを授業料だけで賄うということは大幅な引き上げにつながりかねませんし、現下の経済状況や厳しい家計の状況では困難と考えている、こういうふうにあわせて答弁をしたところでありますので、一

方的な仮定や試算においてこういったピラを作成することは、公党として私はいかがなものかというところをまず申し上げたいと思います。

その上で、今後のあり方が重要であるということとで石田委員から今ほど御指摘をいただきましたが、今後どうするのか。

当然、財政当局でありますから、我々は、財務

省ともデータに基づいて十分な協議をしなければいけませんし、平成十九年の三月には当時の文部科学事務次官通知として、国立大学の授業料の標準額については、中期目標の期間中はその額を固定するという考え方を発出しておりまして、ただし、各国立大学の自主性、自律性を一層確保するため、授業料の上限額を引き上げることを通じましたものであります。このときは、標準額五十三万五千八百円の上限額が一・一〇％でありましたが、一・二〇％に引き上げるという通知を発出したものであります。

今後は、まさしく財政当局と調整を行いながら、今般、平成二十八年度の予算においては引き上げを行わないこととしたところでありますし、文部科学省としては、中期目標の期間中はその標準額をでき得る限り固定することが望ましい、このように考えております。

○石田(祝)委員 要するに、たればの世界のことを事実として、あたかも事実のように書いて、それを要するに若い人たちに配って運動論につなげようというのは、私はけしからぬと思うんですよ。要するに、そういう事実がないということなんです。それなのにそういうことを。もうだからホームページを開けて、こういうのがダウンロードできないようにすべきなんです。そうでしょう。やり続けていると、そんなことをまだ垂れ流しているのかと言われますよ、はっきり言ったら。やめるべきですよ。私は言っておきますよ。要するに、そういう事実がないのにまだまだこうやっている。

ですから、もともとの質問は十月なんです。それで、十一月にそういうものがなくなつた財政審の建議が出ているじゃないですか。少なくとも、そういうものについて、ないものを前提にして全く違うことを書いてばらまいている、これについては、私は、天下の公党として恥ずかしいということを言っておきます。

それで、今でも自己収入のうちの五五％は授業

料以外なんですよ。それを、たればでやって、そんなことを事実として書いていけません。これだけは申し上げておきたいと思ひます。

それで、総理にちよつとお伺ひしたいんですけれども、「安倍政権が」と書かれていますから、これは総理にやはりお聞きしなくちゃいけないと思ひますが、この黄色のまがましいチラシはいかがですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、誰が見ても、「安倍政権が学費値上げ」、これはもう決まったことみたいじゃないですか。その後に、「署名にご協力を」ストップさせましょう」と。

まず、こんなことは決まっていらないんですから。決まっていらないことを運動するというのは、これは全くデマであらう、デマゴグであらう、こう思ひますよ。これは、安倍政権は三年間値上げしていません。そして、二十八年度も値上げをしていません。そして、二十八年度も値上げをしていないことは決めているじゃないですか。であるにもかかわらず、まるで来年度から上げていくかのごとき、こういう印象を操作する、選挙を前にして、極めてこれは惑わせるチラシであらう、こう思ひわけでありますから、直ちに公党としては責任を持って訂正をしていただきたい、このように思ふところであります。

実際に、国立大学の授業料を今後毎年値上げして、四十万円も値上げすることはお考えられないということははっきりと申し上げておきたい、このように思ひわけでございます。

今後とも、青年たちが、子供たちが家庭の事情によつて、経済事情によつて勉学を諦めなきゃならない、そういう国になつてはいけない、この考え方のもとにしっかりと学生への支援を行つていきたい、こう考えているところでございます。

○石田(祝)委員 まあ、この問題はこういうことで、ホームページも閉鎖されるでしょう、そういうふうにも思つております。

それで、奨学金についてお伺ひしたいんですが、冒頭に申し上げたように、私も、苦勞したというのを自慢するわけじゃありませんが、やは

り客観的に振り返ってみると、奨学金がなかったら高校にも大学にも行けなかった、こういうことだと私は思つております。

それで、奨学金については無利子奨学金事業もずっと拡大をしてきていることは間違ひございません。しかし、借りたものから、これは返さなくちゃいけないですね。無利子であっても借りたものは返さなくちゃいけない、有利子であればさらに利子がつく、こういうことですが、有利子の第二種の奨学金で三%払わなくちゃいけないんじゃないか、こういう心配をしている人もいますですよ、利子。

私がいろいろ調べてみたら、これは、どんなに景気が変動しても利子が高くなつたときでも三%以上払ふ必要はありませんよ、それ以上になつたら国が見ますよ、こういうことなんですね。それをあたかも三%を払わなくちゃいけないような、そういう誤解をしている人もいます。

文科大臣、現在の利子率、返すときにどれだけ利子をつけなきゃいけないのか、このパーセントがわかつたら教えてください。

○馳國務大臣 お答えいたします。

民間金融機関が実施する教育ローンなどに比べて、極めて低い利率で設定しております。

具体的には、平成二十七年三月貸与終了者に係る返還利率は、利率固定方式では〇・六三%、五年ごと利率見直し方式では〇・一〇%であります。

○石田(祝)委員 これは三%というのが法律にあつて、しかし、それより低いときはその利率を使う、こういうことになつていますから、変動型

〇・一%、固定型は〇・六三%、こういうことですから、お借りになつていらっしゃる方は返済するのはなかなか大変だろつと思ひますけれども、そういう低い利率でちゃんとやつていっていることとござ

います。

ついでには本会議の総理の答弁でも、財源と対象者をどう絞るのか、こういうお話がありました。

私のつらいつい体験もちよつと申し上げますけれども、高校、大学と奨学金、当時、日本育英会という奨学金でした。そのときに特別貸与奨学生というのがあつて、一般と分かれていまして、特別貸与奨学生は、例えば私の場合、高校で三千円お借りした。しかし、返すのは半額の千五百円であつた。大学は国立大学へ一年行きましたから、そのときは特別貸与は八千円で、返すのは、ちよつと今記憶がはつきりしませんが、それは、その半額ぐらい、三千円だつたと思ひますよ。と

いうことは、総理、例えばこの五千円分というのは、千五百円分というのは給付と同じなんですね。

ですから、根っこから給付にするのか、さまざま考え方はあると思ひますけれども、給付型奨学金については、やはり高等教育の充実と、そして能力のある人がしっかりとやれるようにということとをぜひ総理にも御決断いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 学生の教育費負担については、来年度予算においては、大学等の無利子奨学金を一・四万人増員して、授業料減免を五千人増員するとともに、卒業後の所得に応じて返還額が変化する所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて準備を今進めております。

今後とも、これらの施策によつて学生の経済的負担を軽減し、希望すれば誰もが大学等に進学できる環境を整えてまいりたいと思ひます。

なお、給付型奨学金については、今までも答弁をさせていただいたんですが、財源の確保、対象者の選定など、導入するにはさらに検討が必要である、こう考えております。

○石田(祝)委員 私の体験を申し上げて、そういうふうな仕組みもとれる。この場合は、事前に、たしか成績要件も入つておりました、そして進学する前に予約をする、こういう形で、通れば受けられるということですが、事実上、半額ま

たそれ以上が給付の部分になつていた。そして、さらに言うと、以前は、学校の先生になつたらもう全額免除になつていたんですよ。

そういうふうなさまざまな、やはり成長を分配ということと、私は最初に投資ということも申し上げたんですけれども、これはまさしく未来に対する投資だと思ひますね。要するに、日本は資源は特にないわけですから、人が資源だ、人材だ、こういう考え方で私はずっとやってきたというふうにも思つております。

そういう意味で、無利子の奨学金は拡大してきていますけれども、最初に言つたように、借りたら返さなくちゃいけない、これはもう当然なんですよ。ですから、将来、自分が幾ら借りたら、例えば五万毎月借りたら、卒業時に二百四十万のあ意味では借金をしよつて卒業していく、こういうことになつてきます。

右肩上がりで毎年毎年給料があつていく、あの高度経済成長時代のようなことはちよつと考えるくいわけですから、そういう意味だと、無利子の奨学金の充実と同時に、やはり給付型の奨学金について、これは検討はしていただけたらというふうにお聞きをしておりますけれども、いつまでに、ある意味でいえば検討を終えて結論を出していただけたら、そのところを、総理、お答えをいただければありがたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 ただいま石田委員から、給付型であつたら、全額でなくとも一部でもいいんじゃないかという御提案もいただきました。

そうしたことも踏まえて我々検討していきたいと思ひますし、そうした奨学金制度が活用されたからこそ、石田先生がごのように地域や国のために貢献しておられる。また、安倍政権における

前の文科大臣の下村大臣は、交通遺児に対するあしなが育英会の奨学金があつたから彼は高校、大学と進学できたわけとございまして、私もこの奨学金制度がいかに大切かということは十分に認識

をしておりますし、給付型の意義についても認識

をしているつもりでございます。そういう中で検討を進めていきたいと思っております。

○石田(祝)委員 もう午前の時間が終わるということで、尻切れトンボになりますので、ちょっと早いかもしませんが終わらせていただいて、午後にもう少し質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○竹下委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○竹下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石田(祝)委員 午前引き続き、午後、十分間質問をさせていただきます。

平和安全法制について伺いをいたしたいというふうに思います。

九月の三十日に法律が公布になりまして、この三月末までに施行される、こういうことでございます。

そして、最近になりまして、北朝鮮が国際海事機関、IMOに、今月の八日から二十五日の間に地球観測衛星、事実上のミサイル発射、打ち上げをする、こういうことを通告してきた、こういうことになっております。我が国に大変大きな影響がございます。また、北朝鮮については、拉致、核、ミサイルと、私は、まさしくリアルな危険がある、脅威である、こういうふうな認識をいたしております。

ですから、さまざまな国際情勢、安全保障環境の大きな変化を我々は認識してこの平和安全法制をやった。我が党も、ただ議論もせずにはやっただけではありませんで、一昨年から数十回にわたる議論を通して、そして法案の閣議決定、こういう手順を踏んでこの法律の成立に我々としても尽力をしてまいりました。これはもう三月に具体的に

施行になる、こういうわけでありまして。

しかし、なお今さまざまな御意見はあるんですけれども、大きく分けて二つ。一つは、戦争法だという批判が実はあります。そしてもう一つは、立憲主義に反するのではないか。この二つがまだ国民の中で、私は、わだかまりというんでしょうか、心の中に沈殿しているんじゃないかな。さすがに、徴兵制については余り議論はなくなつたように思います。

立憲主義ということは、わかっているようで、私は余りわかっていないんじゃないか。みんな漠然と立憲主義、立憲主義とおっしゃっていますけれども、法制局長官に来ていただいておりますから、まず簡単に、立憲主義とは一体何なんだ、このことをぜひ簡潔に御答弁をお願いいたします。

○横島政府特別補佐人 立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であると理解されております。

日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものでございます。

○石田(祝)委員 ですから、これは国民主権ということが大前提にあって、権力は分かれていなきやいけない、権力の分立、硬性の成文憲法、また違憲審査制、こういうことも設けられている。その大前提として、統治権への国民参加。そして、公のことでないプライベートなところについていろいろやるということとはよろしくない。しかし、公の問題についてはしっかり国会で決めるわけですから、そこで決めていくということだろうと思えます。

ですから、総理に、戦争法という批判と、それから立憲主義に反している、この批判について、余り時間ありませんけれども、十二分に御答弁をお願いしたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 今回の法制は、厳しくなるアジア太平洋地域の安全保障環境、世界の安全保

障環境も厳しくなっておりますが、その中で、日本人の命、平和な暮らしを守り抜いていくために必要なものであります。

また、例えば日米同盟関係につきましても、日本を守るために完全に協力し合えない、しっかりと協力し合えないようでは、その同盟関係は危うくなってくるわけでありまして。相手が危ういと思えば、そこにいつ入ってくる危険性、すきが出てきて、そして、結果として日本が紛争、戦争に巻き込まれる可能性があるわけでありまして。しかし、そこで、これはもう完全だ、この同盟関係は、日本を守るためにしっかりとお互いに助け合っていくということになれば、日本に手を出すことはやめようということになり、これがまさに抑止力となってくる。結果として、日本は戦争に巻き込まれることはなくなっていくということになります。

そのための法整備がまさに平和安全法制であつたと言っていると思っております。

この法律に対して、いまだに戦争法というレッテル張りがなされておりますが、もし戦争法であるならば、世界じゅうから反対の声が寄せられるわけでありまして。しかし、実際には、多くの、ほとんどの国々から高い評価と支持をいただいているわけでありまして。例えば、さきの大戦で戦場となつたフィリピンを初め東南アジアの国々、かつて戦火を交えた米国や欧州の国々からも高い支持と理解が寄せられている。この事実を見ても、戦争法案ではないというあかしであらう、こう思います。このことは、繰り返し、はっきりと申し上げます。

また、憲法との関係について言えば、昭和四十七年の政府見解で示した憲法第九条の解釈の基本的な論理は全く変わっていないわけでありまして。これは砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にするものであります。

最高裁判所は、砂川判決において、我が国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家

固有の権能として当然のことと言わなければならない、こう述べているわけでありまして。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制はその考え方に沿った判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものであります。

このように、平和安全法制は、その手続と内容のいずれにおいても現行憲法のもと適切に制定されたものであり、立憲主義に反するものではないことは明らかであらうと思えます。

平和安全法制の成立によつて、私たちの子や孫に平和な日本を引き渡していくその基盤ができた、このように確信をしております。

○石田(祝)委員 ありがとうございます。

私も、総理の御答弁を伺つておりまして、平成四年にPKO法、私たち公明党は当時野党でしたけれども、やはり国際貢献が必要ではないのか、一国平和主義でいいのか、こういうことで、野党の立場でありますけれども、自衛隊を組織として海外に派遣をする、こういうPKOについて賛成をいたしました。そのときもやはり同じような議論がありました。海外へ自衛隊が行つて戦争するんだとか、鉄砲を撃つんだとか、そういう議論も確かにありました。しかし、二十四年たつて、現実には、多くの国民も支持をしている、国際社会からも大きな評価もいただいている。

これは、私は、国際貢献というよりも、ある意味でいえば、これだけの地位を占めている日本として義務ではないのか、そういうふうな思いもいたしております。

ですから、この三月末に平和安全法制が施行になりますけれども、施行になつても、十二分にやはり自衛隊員の皆さんの安全等も配慮して、訓練も十二分にしていただかなきゃならないし、私たちも、法律を成立させた、そういう責任は感じつつ、しっかりとこれから取り組んでまいりたいと思っております。

では、時間の残りは同僚議員に譲りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹下委員長 この際、赤羽一嘉君から関連質疑の申し出があります。石田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。

与えられた時間は二十分間でございますが、思いを込めまして質問させていただきます。どうかよろしく願います。

まず、私は、本年一月十五日未明、長野県軽井沢で発生してしまいましたスキーツアーバスの転落事故について、ちよつと順番を変えまして、質問させていただきます。

この事故によりまして、乗員二名を含む十五名が死亡、また二十六名が重軽傷と、前途ある多くの青年が犠牲となる実に痛ましい大惨事となつてしまいました。改めまして、御遺族の皆様により哀悼の誠をさげるとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

私は、今回の事故発生後、公明党の事故現地調査団の一員として現場を訪れ、そして、その足で軽井沢警察署らの関係者の皆さんと意見交換を行いました。そして、公明党として再発防止策を取りまとめまして、先日、石井国土交通大臣に申し入れをさせていただいたところでございます。

私は、今回、大きな夢と希望を抱きながらその夢を実現することなく亡くなられてしまった青年たちの無念さ、また、二十年以上にわたって手塩にかけて大事に育ててこられた最愛のお子様たちを人災ともいふべき今回の事故で突然失うことになつてしまった御遺族の深い悲しみに、私自身、が、やりようのない、心がふさがれる日々が続いておるようでございます。

先日、ある新聞報道で、お嬢様を亡くされた御両親様がこのようなコメントをされておりました。

一月十五日は、私たちにとっては命日となるが、報道や旅行者の関係者の皆様においては、毎年、何らかの発信、行動をしていただければ、今回の犠牲者が皆さんの心の中に生き続け、安全

に対する意識のたがが緩むことを防げる一助になるのではないかと。

大変な悲しみの中で大変前向きな御発言だと、私は大変感銘をしたところでございます。

こうした大変な悲しみの中での御遺族の皆様の前向きな御発言を、私たち全ての国会議員そして全ての関係者が真摯に受けとめて、まさに安全な社会の確立に全力で立ち向かうことが、御遺族の皆様方にお応えをする唯一の道と考えます。私はこれを必ず実行していきたい、こう決意をしておるところでございます。

まず、今回の政府の対応について言及をしたいと思ひます。

今回、事故発生直後に、石井国土交通大臣を本部長とする軽井沢スキーバス事故対策本部が設置されました。同日から、大臣、副大臣を含む国交省の職員の皆さんを現地に派遣する一方で、事故を起こしたバス事業者への監査の実施及び事業許可の取り消し処分の決定、また、当該旅行者への立入検査も行ひ、そして、再発防止のため、抜き打ちで貸し切りバスに対し街頭監査の実施がなされていることは、私はおおむね適切な対応がとられていると評価をしているところでございます。

しかしながら、この抜き打ちの街頭監査の結果、実は、このバネル四という資料に、皆様の方にも示させていただいておりますが、これは実は大変ショッキングなという内容でございます。まして、監査車両九十六両のうち何らかの法令違反を指摘された車両が、実に半数近くの四十五両だったという。

これは、この軽井沢の事故が起つてから、抜き打ちとはいえ起つてからの検査なんですね。あの事故を教訓にしつかりとした安全点検をしようというのが私は当然だと思うんですが、そうした状況の中で、九十六両のうち四十五両が法令違反を指摘されている。これは、信じたくないというか、余りに情けなく、余りにひどい結果と言わざるを得ないと私は思います。

こうした結果は、多くの貸し切りバス事業者がいかに安全運行の取り組みを軽視しているのかというあらわれであり、業界の構造的課題、これは極めて深刻だといふふうに私は思っております。次に、貸し切りバスの業界、どこが問題点かと

言われていることを言及しまして、党としての改善策を改めてここで提案させていただきます。

貸し切りバスの事業者というのは、実は、二〇〇年のときには全国で二千八百六十四社と言われておりました。その後、事業参入規制緩和がありまして、二〇一二年には倍近い四千五百三十六社にふえております。その結果、大手事業者の七割以上で運転手が不足している状態。また、運転手のなり手が少ないことから、運転手の高齢化も実は深刻になっておりまして、六人に一人が六十歳以上。二〇一四年には健康起因の事故が全国で九十六件も発生してしまつています。同時に、運転技術の未熟さも実は問題が指摘されているところでございます。

そこで、まずやらなければいけないことは、私は、貸し切りバス業界のクリーンアップというか、洗浄化、悪質な業者に退出してもらうということをしつかりとやるべきだ、こう思っております。

法令違反を起こした、なあなあにしない。これは走る凶器みたいなものなので、法令違反を犯した事業者は重大な処分を科す、そして公開する。どこのバス事業者がどれだけいいかげんのかということを利用者の皆さんに知らしめる。そうしたことによって、この業界から事業をできなくさせる。これは、国民の命を守ることであつて、当然やらなければいけないことである、私はそう思っております。その原則論を確立するべきだ、私はそう思います。

そして、次に、予防安全を抜本的に改革しなければいけない。これはもう喫緊の課題だと思つております。バスの車両点検の徹底、これは当然のことでありまして、今義務化になっておりませんが、速度

の制限装置。これは、長距離トラックはリミッターというのが義務化されているんですが、大型バス、長距離バスは義務化されておられません。また、デジタルのタコグラフとかドライブレコーダー、こういったものも義務化されておられません。今回のバスには搭載されておられませんので、事故の状況がなかなか分析ができない。現実の問題として直面しております。

また、最近では、衝突被害軽減ブレーキの設置、新しい予防安全の装置もできています。ありまして、こうしたものも大型のバスについては義務づけとしないといけない、私たち公明党はそう提案させていただきます。

また、運転手の運転技術向上についても、今の初任運転者に対する研修制度は大変問題があると言わざるを得ません。今の制度は、過去三年以内に別の貸し切り事業者で勤務していた運転手であれば、業務経験の内容を問わずして、初任者研修なしに大型バスに乗務することができるとなつていいます。ですから、前に別の会社で、大型バスの免許は持っているけれども、実際はマイクロしか運転したことがないという方も、新しい会社に来れば大型バスを運転することができ

る。しかし、これは、せざるを得ないような状況がある。今回も、まだ説明がはつきりしていませんけれども、今回の事故の運転手さんもそうした状況にあったのではないかと言われているわけでございます。こうしたことは、やはりきつちりしなければいけない、私はそう思っております。

また、運転手の皆さんの高齢化に伴つて、健康管理も大変大きな問題であります。睡眠時無呼吸症候群の最も権威のある専門家の虎の門病院の医師の成井先生という方がいらつしやるんですが、成井先生に伺つた話によれば、バス業界の運転手の皆さんに対する睡眠、健康対策というのは、トラック業界とか鉄道業界に比較して大変おくられていると率直な指摘がございました。

これは国交省だけではなく立ち行かないところもあると思いますので、国交省のみならず、当然観光庁、そして厚生労働省、また地域の労働局、どうか、こういったものの横の連携をとって、しっかりとこの健康対策を遺漏なきようにしていただきたい、こう思うわけでございます。

そうした、いわゆるトラック事業者だけの話ではなくて、こうしたバス事業者が存在する背景としては、違法な旅行業の、下限割れ運賃を求めるたちの悪い旅行業者ですとか、ツアー催行社ですとか、ランドオペレーターという存在が私は大変大きなネックになっているというふうに考えております。

学生のスキーツアーというのは、これは昔からそうかもしれません、一泊三日ないし二泊四日で一万三千円から二万円という格安料金が当たり前、現実には下限割れ運賃になっていても全然不思議じゃない。しかし、この下限割れ運賃になっているかどうかというのは、実は利用者、旅行者の立場からわからないですね。随分安いけれども、当然ルールを守られている運賃だろう、こう思つてやらざるを得ない。

まして、ツアーに参加するけれども、このツアーはどのバス事業者を使うのかというのは、実はわからないですね、現実には義務化もありません。まあ、例えば違うかもしれないが、飛行機を予約するときに、全日空に乗るのか、日本航空に乗るのか、LCCに乗るのかわからないなという変な話はないわけで、国民の命と隣り合わせになっている話ですから、ツアーを申し込む、契約をするときには、バスの事業者がどのようなかということがはっきりわかる、そしてそのバスの事業者は下限割れ運賃をしないというところが担保される。これはやはり緩んでいるルールをしっかりと変えなければいけない、私はそう思っております。

そうしたことを実は先日、公明党として石井国土交通大臣に申し入れをいたしました。先日のときも申し上げましたが、貸し切りのス

キーツアーバスというのは、今でも毎日相当な数が運行されております。変な言い方ですけども、この前と同じような事件が起こるリスクというのは潜在的には存在しているわけです。必死になつて国土交通省も抜き打ち検査等々やっていただいていうことはよくわかりますけれども、しかし、やったけれどもまた同じことが起こつたでは済まされない話であつて、二十二のこれから新しい人生のスタートラインに立つ青年の夢をかなえさせることができないような大変悲惨な事故というのは絶対に起こしてはいけない、私たちはそう思つておるわけでございます。

ですから、ぜひ、きょう、石井国土交通大臣、細かい答弁は結構ですから、この所掌の最高責任者として、私は、公明党の議員の魂を大いに発揮していただいて、断じて事故は起こさないという御決意をいただきたいと思ひます。

○石井国務大臣 一月十五日の軽井沢スキーバス事故を受けまして、国土交通省といたしましては、一月二十一日に新宿において出発前の貸し切りバスに対して行った街頭監査を皮切りに、二月一日までに全国十七カ所で街頭監査を実施しております。

監査の結果、九十六台中四十五台に運行指示書の記載不備等の違反が見つかりました。軽微な違反とはいひながら、まことに遺憾でありまして、直ちに是正を指示して改善をさせたところであります。今後、さらに三月中旬にかけて全国で監査を行い、違反が確認された事業者には法令遵守の徹底を強く求めてまいります。

貸し切りバス事業者にこのような悲惨な事故を二度と起こさせないよう、今般の事故の原因究明を進めるとともに、貸し切りバスの抜本的な安全対策を検討し、実施してまいりたいと存じます。安全対策について、速やかに、実施可能な施策については直ちに実施をしてまいります。

具体的には、街頭監査を踏まえまして、チェックシートを活用した運行前の法令遵守確認の徹底、さらに、運転者への安全運転教育の徹底、

シートベルトの着用徹底については、本日中午に貸し切りバス事業者に対し通知を行い、早速に実行に移すこととしております。

また、貸し切りバス事業に係る事故の防止策にきましては、今、赤羽委員から御提言いただいた内容を含めまして、有識者による軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の中で徹底的に議論してまいりたいと存じます。

この議論を踏まえまして、今年度末をめどに中間整理を行い、実施可能な施策については直ちに実施するとともに、本年末までは総合的な対策を取りまとめ、このような悲惨な事故が二度と起こらないように、しっかりとした再発防止策を講じてまいりたいと存じます。

○赤羽委員 気迫のこもった御答弁、ありがとうございます。

すぐやらなければいけないこと、また中長期的に、根本的に解決しなければいけないこと、しっかりと整理しながら、徹底的にやっていたいただきたい。たちの悪い事業者は必ずいると思ひますので、そこはもう参入させない、退場させるということもぜひ重ねてお願いしたいと思います。

次に、話題は全くかわりますけれども、消費税の税率引き上げに伴う軽減税率制度の導入について、幾つか確認をさせていただきたいと思ひます。

今回、通常国会開会後、補正予算の委員会審議の中で、一部の野党の皆さんから、軽減税率について種々御意見がございました。正しく御理解をいただけないのではないかなと思ひます。なところも何点かありましたので……(発言する者あり)よく聞いてから失礼かどうか判断していただきたいと思ひますが。

そもそも論として、一つ目からいきいたいんですが、まず、平成二十四年の六月、民主党政権時代に、社会保障と税の一体改革、何とかしなければいけないということで、民主党と、当時野党でありました自民党と、私ども公明党の三党が、社会保障と税の一体改革に関する三党合意がなされ

た。そして、その合意に基づいて税制の根本改革法が成立をした、そういう流れだったと、私は当時現職じゃありませんでしたので、確認をさせていただきまして。そういう流れだったというふうに承知をしております。

三党合意の中にもありますが、その法律の中で、消費税率を一〇%に引き上げる際には、やはり低所得者の皆さんに対する配慮をする観点から対策が必要だ、その対策として、一つは総合合算制度、また二つ目は給付つき税額控除、そして三つ目は複数税率、いわゆる軽減税率、この三つの手段のいずれかを導入することが法律で明記されている。ここに書いてあるとおりなんです。

その三党合意に基づいてなされた税制抜本改革法にのつとて、今回は、自公の与党の中で、さまざまな議論の中で、現実的に、複数税率たる軽減税率の導入をすることを決定したわけでございます。

この決定は、実は、現実決定したのは自民党と公明党かもしれませんが、もともとといえば、民主党政権時代に、民主党と公明党と自民党の三党が、何らかの対策をとらなければいけない、その三つのうちのどれでもいい。だから、私は、発言をできれば、いずれかの制度が導入されたとしても、とやかく批判することは筋違いだ、こう思ひます。

先日の補正予算の採決の本会議で、民主党を代表する反対討論において、「軽減税率は世紀の愚策、亡国の政策」という信じられない発言がございました。しかし、これは、民主党も入れた三党合意の中で、一つの手段として、選択肢としてみずから書き込んだ、それに対してそうした暴論を吐くというのは、私は、三党合意の精神を踏みにじる大変失礼な暴言だということを指摘しておきたい、こう思ひます。

もう一つは、今回、食料品と定期購読する新聞、一〇%から二%引いて八%、これを軽減ではなくて据え置きだという御批判もされている方たちもいらっしゃいます。

に尽きるわけでありまして、それが違法なことであるかどうかというについては、当然、私が個々の出来事について答弁することは適当ではない、このように思います。

○岡田委員 ですから、持ってきた人が、これは政治献金ですよという言葉もなく黙って置いていた、祝儀袋に入っていた、そしてそれが放置されていた、三カ月近くたってから初めて届け出をした、これが法律に基づいて適正に処理されたと言えるかどうか、そういうことなんですね。私は、非常にこれは疑問だということを申し上げておきたいと思っています。

そこで、総理は昨日の本会議での質問で、安倍内閣の政策が政治献金で影響を受けることはない、と断言されました。何を根拠に断言されているんですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、ないからです。

○岡田委員 総理、もっと危機感を持たれた方がいいと私は思いますよ。

つまり、この甘利前大臣のケース、これは相当グレーですよ、甘利さん自身のお金もね。しかも事務所は、五百万、そのうちの三百万は届け出もされていない。まさしく裏金として処理されているわけでしょう。そういう事務所。そして、甘利さん自身も、今私が最初に申し上げたグレーなお金の受け取り方。果たしてそれで、失礼だが甘利さんがちゃんと、大変な大きな権限を持って、アベノミクスの司令塔として、そしてT P Pの交渉の最終責任者としてさまざまなことをやっているわけでしょう。きちんと検証すべきじゃないですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 週刊誌で報道されていたようなことは、安倍政権の、例えばT P P交渉に影響するんですか。経済財政運営に影響するんですか。影響するはずないじゃないですか。一切ないということをはっきりと申し上げておきたいと思っています。

○岡田委員 私は週刊誌の報道に基づいて言っているのではなくて、こういったお金のルーズな事

務所あるいは御本人、そういう方が、強大な権限を持って、例えばT P Pの交渉というのは、それぞれの業界あるいは農業に携わる人たちにとって死活問題ですよ。関税、ほとんどのものが、五品目以外はゼロになっていますけれども、ゼロになつていないものもあるし、ゼロになるタイミングもいろいろあります。当然、さまざまな生産者から見ると、これは生き死にかかわる話、大きな、巨大な権限ですよ。そういう権限を持った人がこういう疑いをかけられているということについて、私は、総理はもっと危機感を持つべきだし、きちんと甘利前大臣にそういうことはないと

いうことを確認する責任があるんじゃないですかと申し上げているんです。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 T P P交渉、これはいろいろな品目がかかわっております。岡田委員が、では、影響が出てくるというのであれば、具体的に言ってください。ないというものについて、ないというものを、私はないと言っているんです。

ですから、そこを、一党の、公党の代表として、嫌疑をかけるのであれば、T P P交渉において、どの品目についてどういう影響を与えたかということをも具体的に述べなければ、それは無責任な、ただの誹謗中傷にすぎないですよ。そのことははっきりと申し上げておきたいと思っています。

交渉そのものを汚すようなことを言うのはやめてください。それとこの問題は別の問題ですから、そこははっきりとしておく必要があると思いますよ。

甘利大臣は、まさに命がけてT P P交渉を頑張ってきましたよ。そして大筋合意に至ったんですよ。そんな簡単なことではないんですよ。甘利さんが一人で決めれば決められるような話ではないんですよ。十二カ国の中でしっかりと議論をしながら結論を得ていく、その中で、重要五品目についてちゃんと守っていくために、まさに私たちは昼夜を分かたず交渉して結果を出してきました。

その結果自体が、その交渉行為そのものに影響

があった、あの中に出てくる人物が影響を与えたんですか、そんなはずないじゃないですか。具体的な案件で言うのであれば、週刊誌の報道に頼らずに、具体的な案件で何か言ってください。それも全くなしに、いきなりそういう言い方がりをされても、私は答えようがないわけであり

ます。

○岡田委員 私が申し上げているのは、総理が本会議場で、安倍内閣の政策が政治献金で影響を受けることはないと断言されたから言っているわけですよ。断言された以上、その根拠を示す必要があるのはあなたの方じゃないですか。

私は、甘利大臣のT P P交渉担当としての、もちろん我々目指す方向は違うけれども、一定の敬意を持っています。別に、具体的に疑いがあると言っているわけじゃないんですよ。だけれども、これだけのことが事務所であり、本人も疑いをかけられているわけだから、本人に確認されたらどうですかということを言っているんです。それすらできないということですか。

○安倍内閣総理大臣 私は、ないと言いきりしました。でも、ないことをない証明するのは、これは悪魔の証明なんです。あるんだと言うんだつたら、あるということを主張している方は立証責任があるんですよ。当たり前じゃありませんか。私は、ないものについては、ないと言う以外はないじゃないですか。

もしあるんだつたら、先ほど申し上げましたように、何か一つでも具体的なことを言ってください。一つも挙げられていない中において、一つも事実を挙げていない、これが疑いがあると一つも言えないにもかかわらず、先ほど来から、まるであるかのごとく言っている。これは余りにも議論としてばかげた議論であります。しっかりとそういうものを何か出していただかなければ、我々もそれは答えようがないわけであり

ます。

りとともに調査を進めてそれは公表していく、こういうふうにおっしゃってられますから、私は、今後しっかりと政治家として責任を果たしていくべきものだと考えておりますし、責任を果たしていけるもの、このように確信をしております。

○岡田委員 繰り返し言っておきます。ないと言ったのはあなたなんです。ないと言った以上は、きちんとないことを説明するべき責任があるということをおっしゃいます。

そして、もう一つ申し上げておきますが、このU Rの問題、あるいは国交省も絡むと。これは安倍内閣の中の問題ですね。だから、本当に問題がないのかどうかということをきちんと内閣総理大臣として確認して、責任を持って、ないならないと、あなたはおっしゃったけれども、U Rの問題も含めて、ないとはっきりおっしゃる責任があるということをおっしゃりたいと思

います。

さて、次に、衆議院選挙制度改革について申し上げたいと思います。

まず、先般、○増五減案は違憲状態であるという最高裁の判決が出ました。十一月ですね。こういう判決が出たことについて、総理はどういう責任を感じておられますか。

○安倍内閣総理大臣 国会の責任としては、いわば違憲状態という判決が最高裁でなされた以上、一日も早いこの解消について国会として努力をしていかなければならない、このように考えております。

○岡田委員 国会以前に、この○増五減案、我々民主党は、これは違憲ないしは違憲状態という判決が出る可能性が高い、だからこれはだめだと反対しました。しかし、自民党、公明党がこの○増五減案を押し進めて、そして法案を成立させた。裁判所が、最高裁がこれを違憲状態と言った。つまり、国会の話を私は言っているんじゃないんです。自民党総裁として、総理に責任があるんじゃないですか、そのことについてどう考えてい

ますかということ、まず国民にしっかりとわびて
ください。

○安倍内閣総理大臣 この〇五については、民主
党政権は三年間続きましたが、この〇五すらずつ
とやらなかったじゃないですか。我々がまず〇五
はやらなければならぬということを言つて、民
主党も賛成して〇増五減が決まったんですよ。そ
れを急に、区割りのところで反対に転じたわけ
でございます。

しかし、まずは、いわばまさに選挙制度にか
わる、定数削減にかかわること等々について
は、民主主義の土俵にかかわることでありま
すから、国会の中において各党各会派がしっかりと議
論をしながら最終的に結論を得ていかなければな
らないわけでありますが、最終的に、〇増五減と
いう、これは民主党も賛成してできたわけであ
りますから、これをまずしっかりと実行しておこ
うということであつたんだらう、こう思う次第で
ございます。

いずれにせよ、先日、衆議院選挙制度に関する
調査会の答申が取りまとめられたわけでありま
して、大島衆議院議長から、各党の御理解を得
て、この国会において結論を得るべく最大限努力す
るの意向が示されたところでありまして、我が
党はもとより、各党各会派がこの答申を尊重し、そ
して選挙制度改革の実現に向けて真摯に議論を行
い、そして早期に結論を得ることによって国民の
負託にしっかりと応えていくべきものである、こ
のように考えております。

○岡田委員 ○増五減案を我々は賛成したと言わ
れましたが、それは多分事実じゃないと思いま
すよ、私ずっとやっていましたから、この問題。
そして、最後は区割り改定法が成立したんで
す、その中で、これは参議院でみなし否決され
て、衆議院で再可決したんですよ、自民党、公明
党が中心になって。だから、総理がおっしゃつて
いることは間違っているんですよ。まずそれを訂
正してくださいよ。

そして、総理は、この法律が成立したときに、

この法律によって違憲状態は解消した、現在では
違憲状態とされた一票の格差は解消されたとい
ふに言われたんですよ。しかし、最高裁の判断は
違ったわけですよ。

だから、そこに、内閣総理大臣として、自民党
総裁として問題がありますねということを私は申
し上げています。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 この〇五についての御党の
賛否については私が先ほどお話をしたとおりであ
りまして、平成二十四年十一月の〇増五減緊急
立法成立については、民主党は賛成しているん
ですよ、賛成しています。その後、衆議院選挙が
あつて、そして、平成二十五年の六月に〇増五減
の区割り改定法を審議したときには、もともと
ときには賛成してはいるが、ここではどうい
うにか御党は反対をされた、こういうことであ
ります。

いずれにせよ、現在の段階において、最高裁か
ら違憲状態という判決が出たわけでありま
す。これは議会において速やかに対応しなければなら
ない、このように考えております。

○岡田委員 速やかに対応しなければいけない
ということですが、総理の今までの発言をちよ
っと整理してみたいです。

まず、二〇一三年六月に、第三者機関を国会に
設けることを提案いたします、各党各会派がその
結論を尊重して、改革を進めるといふ仕組
みです、こうおっしゃいました。そして、各党各
派がこの答申に従うことが重要であると思
います。

ちようど一年前の施政方針演説では、全ては国
民のため、党派の違いを超えて、選挙制度改革、
定数削減を実現させようではありませんかと呼
びかけられました。

そして、ことしになって、我が党はもとより、
各党各会派がこの答申を尊重しということと言
われているわけですね、負託にしっかりと応えて
いべきだと。

これだけのことを言われているわけですから、

私は、当然、佐々木調査会の答申は、これは受け
入れるというふうにと与党第一党として総理が断言
されるべきだと思ふんですが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 現在、これは我が党にお
いても検討を進めているわけでありまして。私が申
上げたことはまさにそのとおりでございますが、
自民党においてもこれをしっかりと検討するのは
当然のことであらう、このように思います。

私がここで言えば全てが決まるという、私は独
裁者ではありません。我が党においてもいろ
いろな意見の方がおられて、そういう方々の意見
も受けながら、だんだんこれは意見が集約して
いくわけでありまして、当然、私が既に尊重すべ
きだということを申し上げているわけでありま
す、その上に立つて議論をしていただく、この
ように思っております。

いずれにいたしましても、各党各会派がこの答
申を尊重し、定数削減を含む選挙制度改革の実現
に向けて真摯に議論を行い、早期に結論を得るこ
とによって国民の負託にしっかりと応えていくべ
きものである、このように考えております。

○岡田委員 民主党は、十しか定数削減しない
というところは、いろいろな問題があるとは思いま
すが、今までの経緯から見て、この佐々木調査会
の結論を受け入れるというふうに考えています。恐
らく、維新も、そして公明党も同じような考え
方だと思ひます。ですから、大きなところで残つ
ているのは自民党だけなんですよ。

ところが、伝えられるところでは、自民党の中
の議論が、何か時計の針をもとに巻き戻したよう
に、二倍以内であればいいと。各都道府県に一議
席ずつ割り振るというやり方を完全に排除するん
じゃなくて、それはそのまま残して、同じ都道府
県の中であるべく平等に、そして結果的に二
倍以内になればいい、こういう議論がまかり通
っているというふうには私は聞くんではありません、
それじゃ何のためにこの佐々木調査会をやったの
かというふうになりますよ。

まさかそんなことはないですよ。いかがです
か。

○安倍内閣総理大臣 あの答申を見ますと、五年
ごとの暫定的な調査、中間調査と、十年の国勢調
査についての考え方をしっかりと切り分けて考
えています。

大きく、県ごと、いわばアダムズ方式にの
つてというものは、これは十年でやるべきだ、あ
る程度の安定性が要だということ、そう述
べているわけでございます。

他方、最高裁から出た違憲状態、こういうもの
に対応していくためには、五年ごとについては、
これはいわばアダムズ方式をそこに当てはめるの
ではなくて、まさに、選挙区ごとの公平性を保
つていくべきだという考え方に立っているわけ
であります。

つまり、県という枠組みの中での区割りを
変えていきながら、そして違憲状態を解消して
いくべきだ、そういう議論になっているわけであ
ります。その中において、細田さんは、まずこれ
についてしっかりと議論を進めていきながら結
べきだ、そういう御主張をしておられるん
だろ、うと思ひます。全くこれは答申から離れて
いるということではないんだらう、このように考
えております。

○岡田委員 私は納得できませんが、では、今
の御説明だと、この一人別枠方式をやめて、ア
ダムズ方式で各都道府県の配分を変えろとい
うことは、やるという前提ですね。

○安倍内閣総理大臣 今まさに、我が党にお
いてこれから検討が始まり、全体で議論を
します。このように民主主義の土俵をつくつていく上
においては、全体で議論していくことが求めら
れているわけでありまして、我が党の中にお
いてもまさに検討が始まったわけでありま
す。

当然、その中におきまして、私が先ほど申
上げたことを踏まえて議論が行われているもの、
このように期待をしております。

○岡田委員 細田さんの言っておられる説は、
もう私も過去四年ぐらい、耳にたこができるぐ
らい

聞かせていただきましたが、結局、それは、一人別枠方式を残す、そして各都道府県の中であるべく均等に割ることで二倍以内に抑え込むということであつて、佐々木調査会の、一人別枠方式をやる、そしてかわりにアダムズ方式を導入するという一番根本のところとは基本的に相入れない考え方なんです。もしそこがないのであれば、今まで自民党が主張してきたことと何ら変わらないということになりますよ。

しかも、定数削減もないと聞きます。これは、野田総理と安倍総裁の間で約束したことじゃないですか。消費税増税の前提じゃないですか。それもしやらないと言ふんです。それはちよつと私は理解できないんですが、いかがですか。定数削減、ちゃんとやりますね。

○安倍内閣総理大臣 まさに定数削減も含めて、今おっしゃったアダムズ方式、いわば十年においてはアダムズ方式ということが提言でなされているわけでありますが、それも含めて自民党で議論をしていく。まだ議論をしていないわけでありまして、この議論をさせていただきたいと思つています。その上において、しっかりと自民党で取りまとめられていくもの、このように考えています。

細田さんは、長年、選挙制度についてずっと熱心に御議論をいただいた方でありまして、有識者の一人と言つてもいいんだらうと思ひます。ですから、細田さんの考え方も当然有力な議論の一つではございますが、当然、これは自民党の中で、全体でしっかりと議論をしていくということになります。

当然、議長のもとに置かれた第三者機関で出されたこの答申については重く受けとめ、しっかりと受けとめなければならぬ、このように考えております。

○岡田委員 大島議長からは、一カ月で各党は考え方をまとめるように、そういう話になっているんですね。少し時間もたちました。これは約束を果たしていただけますね。

○安倍内閣総理大臣 まさに今、自民党が検討にかかった中において、しっかりと結論が出てくる、このように確信しております。

○岡田委員 これはぜひ、佐々木調査会の結論をしっかりと正面から受けとめて、受け入れるという結論で自民党をまとめていただきたいと思ひます。そうでなければ、これは政権与党としてのかなえの軽重が問われるというふうに私は思ひますよ。

最高裁が違憲状態だと判決を出す、これを軽視する、衆議院議長のもとに置かれた調査会の結果をこれまた無視する、これじゃ、やはり内閣総理大臣独裁じゃないですか。三権分立の土台が狂いますよ。だから、責任を持ってしっかりと党内をまとめる、もう一回言つてください。

○安倍内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、私は、議長のもとに置かれた第三者機関において答申がなされたわけでありまして、そもそも、議長のもとに第三者機関を置くべきだということをお願いしたのも私でございますから、そこから答申が出された以上、尊重していく、我が党が尊重していくということは、これは当然のことであらうと思ひます。

しかし、自民党は議論がスタートしたわけでありまして、まずはしっかりとスタートしていただきながら、その中で納得をしていただきながら結論をまとめ、結論がまとまったら、我々はその結論に従っていくというのが自民党のよき風習でございます。その前から議論を封じてしまうことはおかしい、我々の、自民党のやり方ではないわけでありまして、ここでまずは議論をしっかりとやっていくのは当然のことだらう。しかし、同時に、私がこの第三者機関の結論を尊重する、こう申し上げているんですから、当然その上に立つて結論が出てくる、このように考えております。

○岡田委員 自民党の大変さもわかります、関係者が多いですからね。民主党は、もう既に議員総会もやり、関係の都道府県連も呼び、これで受け入れる方向で確認されています。一カ月という期限も切られていますので、その中でぜひリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思ひます。

もし、違憲状態ということで次の選挙をやつて、また違憲状態のままであれば、私は、憲法改正の発議など全くできない衆議院になると思ひますよ。そういうことの疑念が出ないためにも、きちんと対応されることを、総理のリーダーシップを期待しておきたいと思ひます。

次に、消費税の軽減税率について。まず、軽減税率。それから、給付つき税額控除、これは我々の案ですね。これはある意味での消費税の払い戻しのものです。この給付つき税額控除に関する政府統一見解と出ているのが出ています。

給付つき税額控除のメリットというのは政府統一見解の中で述べられているわけですが、一定水準の所得を下回る者に限定して、かつ、所得水準に応じて給付額等を定めることができる。つまり、一兆円なくても、もう少し少ない額で所得の少ない方に対する手当ができます。

それから、対象品目の設定。今回食料品プラス新聞ということになりましたが、何を対象にするかという議論は、これはありません。それから、事業者の事務負担。今回インボイス方式の導入というのは先送りされましたが、しかし、将来入ることは間違いない、大変な手間もかかる、そういうことが生じないというメリットが我々の主張する給付つき税額控除にはある。

これは政府がお認めになったメリットですね。こういうメリットが給付つき税額控除にあるということ、当然、これは政府の見解ですから、総理もお認めになりますね。

○麻生国務大臣 給付つき税額控除のメリットもあればデメリットもあるということで、両方御存じの上で聞いておられるんだと存じます。

○岡田委員 メリットをちゃんと御認識いただいたと思ひます。そして、デメリットとして、痛税感の緩和の実感につながらないというのがデメリットであると。

政府統一見解では、このメリット、デメリットを比較した上で、日々の生活の中で痛税感の緩和を実感できることが特に重要との判断のもと、軽減税率制度の導入を決定した。これが政府統一見解です。

総理にお聞きします。痛税感の緩和について一体何ですか。痛税感って何ですか。痛税感の緩和って何ですか。

○安倍内閣総理大臣 痛税感というのは、まさに、消費税が上がって、例えば千円のもの、八%から一〇%に上がって千八百円になる。千八百円であれば買うけれども、千五百円になったら考えるという人もこれは当然あるわけでありまして、つまり、それこそが痛税感なんだろう。一回一回の買い物において消費税を払うということについての痛みを感じる、これが痛税感であらう、このように思ひます。

○岡田委員 消費税の負担、確かに大変なことですが、しかし、我々国民一人一人がやはり納税の義務というのを負っている。国は、国民が納税すること初めて成り立つ。したがって、確かに消費税を払うことはしんどいけれども、社会保障制度やあるいは国の成り立ちのためにはこれは必要なことなんだというふうにきちんと説明するのが政府の本来あるべき態度じゃないですか。

痛税感というそれだけで一兆円もかけるといふ発想は私には理解できないんです。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 そもそも八%から一〇%に引き上げていくときに、給付つき税額控除、総合合算制度との軽減税率、この中でどれかをやるということとは三党合意をしているわけでありまして、その中で私たちはこの軽減税率を選んだわけでございます。

どれを選ぶかということについては、これは、それぞれメリット、デメリットがあるという中において、多くの国民の方々から、食品ぐらいはほ

かのもとの一緒に上げていくべきではないんじゃないの、二桁になつたという事であります。我々は、まさにこれがなぜ必要かということについては、五%から八%に上げる、三%も上げたんですから、当然それは説明をさせていただいてますし、さらに二%上げていくということを約束していく中で我々も選挙をやっておりますから、これが何のために必要かということを説得しながら選挙を行っているわけでありまして、それは当然のことです。

同時に、一〇%、二桁になつたらこれは措置をしていく、低所得者に対する措置をしていくという事で、これは御党も賛成してメニューの中の一つに入っていて、我々は政権与党としてこれをとつたわけでありまして、軽減税率をとつたわけでございます。

と同時に、前回消費税を五から八に引き上げた際には消費がぐんと落ち込んだわけであります。これは成長にも大きな影響が出て、今日もずっと尾を引いているわけでございます。ここで我々は、何か痛税感を緩和させていくことによってこの衝撃を少なくしていく、マクロ経済政策的にも必要であろう、こう考えたところでございまして、今回、我々は軽減税率というものを選んだところでございます。

先ほど赤羽委員が御紹介をされたように、多くの国々が採用しているということではないかと思ひます。

○岡田委員 総理、今総理が言われた、消費税を上げたときに景気に悪影響がある、衝撃を和らげる、今回一〇にするときもそういう議論。しかし、私は、それは一時的な対策として、一〇にするときにその衝撃を和らげるためのいろいろな措置を講ずるといふのはわかります。だけれども、軽減税率というのとは、一時的な措置じゃなくて、一旦入れたらずっと続くんですよ。だから、それが妥当か、それが本当に一兆円なのかということも申し上げているわけです。

はしました。だけれども、一兆円規模などということとは全く想定していなかったし、これだけのものを入れる、それが痛税感という理由だけなのか、そこが全く納得できないから聞いているわけですか。お答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 軽減税率を実際に導入しようとなると、どこで切るかという話でございまして、生鮮品で切るという議論もございました。しかし、低所得者対策として実効あるものにする上においては、加工食品を入れるなければならない。それで、四千の次は、六千とか八千という切り方は事実上、実務上できないわけでありまして、そこで我々は一兆円というものにしたわけでありまして、そこは当然、我々は、この財源については、安定的な財源をしっかりと獲得していくということになります。

四千億から一兆円ということについては、これは相当議論をした中において、途中で切るのは、事実上、事務的にはかなり不可能に近いわけでございます。その中において我々は判断をしたところでございます。

○岡田委員 そういう形で途中で切れないからこそ、我々は給付つき税額控除がいいというふうに言っているわけですね。本当に困ったところにきちんとミートして、そこにはある意味での消費税をお返しするという形がとれる、そこに我々の言う給付つき税額控除のメリットがあるわけですよ。だから、そういうメリット、デメリットも含めて、一兆円の軽減税率を入れたということは、私はよくわからない。これは後々非常に憂いを残すことになるだろうというふうに思ひます。

今回は新聞にも入れられましたが、新聞は全く別の論理で入れておられると思ひますけれども、これから上げようとするたびに、うちも例外にしてくれ、うちも入れてくれという、門前市をなすことになると思ひますが、それはそれで政党としてはいいのかもしれないが、やはり私は、それは、政府とそして民間の経済活動との関係からいうと、そういうある意味での不当な介入

を許す余地を残すということで、後々これは悔いを残すというふうに思ひますよ。もう一つの問題は、その一兆円の財源がまだにはつきりしていないということですよ。

一兆円というのは非常に大きな額ですよ。それで、国民負担です、これは。ではどういう負担をするのかということとセットになつていて初めて、国民は、この一兆円の軽減税率が妥当かどうか、賛成できるかどうかということが判断できるわけです。そこを全部ブラックボックスにして、いや、一兆円の軽減税率、いいでしょうと言え、それはそれだけ見れば多くの人がいいと言ふに決まっていますよ。だけれども、当然負担がある、そのことをはつきりとやはり言わなきゃおかしいでしょう、総理。これは参議院選挙の後だなどというのは、全く私は納得できませんよ。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 これについては、平成二十九年四月の消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、与党及び政府の税制改正大綱において、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立つて安定的な恒久財源を確保するとの観点から、平成二十八年年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずること等とした上で、その趣旨を、軽減税率制度を創設する規定を盛り込んだ平成二十八年年度税制改正大綱において明記することとしているわけでありまして、財源措置については、現時点では具体的な措置内容が念頭にありわけではありませんが、与党及び政府の税制改正大綱に沿って、今後、政府・与党で歳入歳出面にわたつてしっかりと検討してまいりたいと思ひます。

このように、軽減税率を導入する平成二十九年四月までに財源確保に係る法制上の措置等を講ずることとしており、これは全く無責任ではないわけでありまして、私たちは、腹案がある腹案があると言つて実はなかったということには絶対なりません。必ず財源の措置をしてまいります。

○岡田委員 総理が何を言われたのかよくわかり

ませんが、いずれにしても、腹案があつてもなくてもいいんです、ちゃんと今示さなきゃだめだと言っているわけですよ。国民が判断できないでしょう。

では、お聞きしますが、私、この消費税担当の大臣をやっています。そして、五%の引き上げの中で、一%は社会保障の充実に、四%部分は社会保障の安定のために使いますという説明をしてみました。総理は、一%の充実に手をつけたいとおっしゃるから、そうすると、四%の安定部分が一兆円減る、こういうことですね。

○安倍内閣総理大臣 軽減税率の一兆円がどこに当たるかということ、これは、どこが減るということではなくて、まさに、社会保障に充てるもの、二・八兆円はしっかりと、これはもう既に、充てていくということは何回も委員会でも答弁をさせていただいているとおりであります。

一兆円のうち、総合合算制度については、これははならないわけでありまして、その四千億円は浮いておりますから、残りの六千億円についてはしっかりと財源を確保していく、こう申し上げているわけでありまして。

○岡田委員 総理、例えばこれは、二%上げて一兆円ですから、一%で〇・五兆円ですね。そうすると、将来、消費税を、いつのことかわかりませんが、五%上げるとしますね。軽減税率がついていたら、同じ税額を確保しようとしたら六%上げなきゃいけませんね。五%上げるときに軽減税率が全部それについているのなら、それは六%上げなきゃいけない。そういう選択肢だということとは認められますね。

○安倍内閣総理大臣 いわば、一兆円分をさらなる消費税増税で対応しようという発想と同じなんだろうと思ひますが、この一兆円については、正確に言うと六千億円でありまして、これをさらなる消費税の増税で充てるということは考えていないわけでございます。そのことについては、まずはつきりと申し上げておきたいと思ひます。

○岡田委員 総理、お金に色はついていません

ら、そして、二〇二〇年に要調整額がまだ六・五兆円ある中で、どこかで増税したとしても、その増税した部分をこの一兆円に使えば、その分一兆円赤字国債の発行額がふえるだけじゃないですか。したがって、結局、ぐるりと回って、何で歳出を抑制するか。社会保障中心だといつもおっしゃっているじゃないですか。

だから、結局は、社会保障を削減するか消費税をさらに上げていくか、どちらかしかないわけですよ、この軽減税率というのは。そこはお認めになりますね。

○安倍内閣総理大臣 今委員がおっしゃっているのは、二〇年のP.Bの黒字化との関連でございまして、二〇一八年に中間的な評価をしなから、歳入歳入の両面で見直ししていくということについて議論をしていくということになるんだらう、こう思う次第でございます。

いずれにせよ、この一兆円、正確に言えば六千億円については、しっかりと我々は恒久的な財源を、これは当然、我々は、自民党、公明党の政府・与党は、必ず約束したことは実行しているわけでございます。選挙において、できないことは約束をしていないというのが私たちの矜持であります。それにかけてしっかりと結果を出していきますから、どうか御安心をいただきたいと思ひます。

○岡田委員 では、総理、もう一つ聞きますね。子ども・子育てで、我々、与党時代に、七千億円、消費税を引き上げる見返りに増額することを決めました。これは三党合意で決めたことでもあります。しかし、本当は一兆円必要だと。だから、三千億円まだ財源の手当てがっていないんですね。これは、保育の質的充実、ここで三千億円足りないことになっています。

この三千億円の財源手当てと、一兆円の財源手当てと、どちらを優先されますか。(発言する者あり)

○竹下委員長 まず、厚生労働大臣に答弁をしていただきます。(発言する者あり)静かにしてください。

○塩崎国務大臣 今の、軽減税率で残った六千億の問題と、もともとの子育て等のあと残りの三千億をどうするかという問題、どちらを優先するのかというお尋ねでございましたが、これは、もともとどちらを優先するという問題ではなくて、どう財源をつくってこれをきちっとお約束どおりやるかということが問題なのであって、それは優先順位をつける問題では私はないと思います。両方とも達成をしなければいけない問題だということになります。

○岡田委員 では、厚労大臣にお聞きします。三千億円の財源をどうやって手当てするんですか。はつきり言ってください。

○塩崎国務大臣 これについては、いつも重点化、効率化も考えながら財源を出していくということをやっているわけでありまして、今後これも三千億については、どこかに今あるというような問題ではなくて、私たちがさまざまな努力の重ね合わせの中で出していかなければならない問題であるということであるわけでありまして、それは一体改革の、あの改革をおやりになった自公民の中で御同意いただいた問題だというふうに理解をしておるところでございます。

○岡田委員 結局、この三千億円も、それから軽減税率の財源六千億、まあ一兆円から六千億、これもはつきりしないということですね。そういう状況で、やりますやりますと言っていて参議院選挙を迎える、私は、これは極めて不誠実だと思いますよ。

いろいろなことをやるときに負担が伴う、こういう負担があります、これを削減せざるを得ません、あるいはこれを増税します、そういうことをきちんと言われて、そして軽減税率なり子ども・子育ての三千億を手当てするということではなれば、有権者は判断できませんよ。そんないいかげんなやり方で通ると思っておられるんですか、総

理。

○安倍内閣総理大臣 私たちは、選挙で約束したことを一つ一つ実行してきております。そして、今言われた一兆円の中の七千億円は我々しっかりとこの予算で実行したわけでございます。そして、残りの三千億円についても、七千億円で実行したように、ちゃんと実行してまいります。

そして、軽減税率のうちの六千億円についても、これはさまざまな議論があるわけでありまして、しっかりと責任政党として結論を出してまいります。

○岡田委員 七千億円は、これは消費税を三ポイント上げたから、もちろんそれで足りない部分はあまるもの、そこで賄えるわけですよ。ところが、三千億円は消費税を一〇にしても足りない、だからこれは何とかしなければいけないという宿題として残っているわけですよ。

それで、三千億があり、また軽減税率として全体として一兆円のお金が必要という中で、その中身が全くわからないで、やることだけやりますというだけ言っていて、その負担がどうかということとをきちんと説明しない政治は、私は無責任だと思ひますよ。

ちゃんと、これからこの国会の中できちんと答えを出す約束してもらえませんか、総理。

○安倍内閣総理大臣 これは、我々、与党としてここで申し上げているんですから、与党としてしっかりと、ちゃんと結論を得て対応していきま

すよ。そのことをお約束させていただきたいと思ひます。

○岡田委員 財源がなくてこれをやりますというんじや、これはマニフェストにも何にもならないですよ。

では、次に、安全保障法制に関して。総理にちよつと思ひ出していたきたいんですけれども、集団的自衛権の行使、結論は、存立危

機事態ということ、ある程度限定した集団的自衛権の行使、これは憲法に反しないというのが政府の御見解ですね。

二年前の予算委員会では私は総理と何回か議論しましたが、当時は、集団的自衛権の行使を限定して憲法上認めるのか、限定せずに憲法上認めるのか、まだはつきりしていなかったと思うんですね、懇談会で議論している最中は。どこかで、総理は限定して認めようという結論に至られたと思うんです。たしか懇談会の結論も、限定せずに集団的自衛権の行使を現行憲法下で認める、そういう考え方も示されていまして。でも、その日のうちに総理は、記者会見されたときには、いや、限定して認めるんだというふうに言われました。

ここは、政府の中でどういう議論があつて総理はそういう結論に至られたんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 安保法制懇の方における議論と最終的な政府の判断というものがござい

ます。

私の考え方についての一端は、これは私の考え方でありまして、これはおとしですね、岡田委員と予算委員会において、私は、限定的な容認という考え方に近い、この議論を進めていくべきではないかということについて答弁をさせていただいた、こう思ひます。これは岡田さんに対する答弁でありました。これは、いわば我が国の存立が危うくなるというケースに近い、そのために、日本の防衛のために従事している米艦艇等々という例を挙げつつ、我が国の存立にかかわるときという限定も含めて、そういう議論の方向性についてお話をさせていただいた、こう思ひしております。

同時に、安保法制懇において、ここにおいていろいろな議論がございました。いわば、四十七年見解の基本的な論理をそのまま残すという考え方と、また一方、芦田修正に依拠するべきではないかという議論がございました。我々は、そうではなくて、前文とあくまで十三条に依拠するこの四十七年見解の基本的論理の中において当てはめを変えていくという考え方にしたわけでございます。

す。

これは、法制局もさまざまないわば議論をして
いたのではないか、こう思うわけでございます
が、それはどういう議論であったかということは
私はつまびらかに存じ上げないわけであります
が、官邸においてもさまざまなことを議論して
いた中において、最終的には、そういう方向でい
うと。いわば、自衛権の行使については十三条と
そして前文から引いてくる、そして、それは四十
七年見解の基本的論理を受け継いでいくという方
針にしたところでございます。

○岡田委員 これは政府の中で相当私は激しい議
論があったらというふうに思うわけですね。
特に法制局は、従来、集団的自衛権の行使は憲
法違反だという考え方に立っていましたから、こ
れを変えて限定的に認めようという結論に至るに
は、法制局の中でも大きな議論があったはずだ
し、政府の中でもあったはずだというふうに思
うわけですね。

そこで、私は法制局長官にお聞きしたいんで
すけれども、この総理の記者会見あるいは安保法
制懇の結論が出たのは五月ですが、七月一日に閣議
決定があったわけですね。その閣議決定に至るま
で、法制局内で当然議論があったということだ
が、先般、参議院の決算委員会、一月二十一日
ですけれども、法制局長官は、議論はあったけ
れども、しかし、議事録を残すようなものではない
というふうな説明されているわけですね。

これはどういう意味でしょうか。議事録でなく
ても、記録は当然残っているはずじゃないです
か。いかがですか。

○横昌政府特別補佐人 まず、法制局内の議論が
あったという意味でございすけれども、いわ
ば、この国会における御議論のように、賛成派、
反対派に分かれてかんかんがく議論、口角泡
を飛ばしと、そういう議論という意味ではもちろ
んございせん。あくまでも法制上の頭の整理と
いたしまして、従前の、御指摘のありました、集
団的自衛権の行使は認められないとしてきたこれ

までの政府の憲法の解釈、実はそれはどういう根
拠、理由によるのか、あるいはその射程距離はど
こまでなのかというような議論から当然している
わけでございます。

そして、まさに、安保法制懇に始まり、その後
の与党の協議会において煮詰められていき、その
結果を受けた閣議決定ということにつながって
いくわけでございますけれども、その過程をフォ
ローしながら、ああ、なるほどこういう議論が行
われているのかというふうな、いわば検討をして
いたということでございます。

○岡田委員 それはとても信じられないんで
すね。今までの政府見解、内閣法制局長官も国会
で、集団的自衛権の行使は憲法違反であるとはつ
きり明言してこられたわけですね。それを解釈を
変えたわけですから、当然、法制局の中でもさま
ざまな議論が交わされたはずですよ。なかつたら
おかしいですよ。

長官経験者が国会に出てこられて、いまだにこ
れは違憲であると言っておられる方が何人もい
らっしゃいますよね。そのぐらいこれは難しい議
論、方向性を変える議論で、何か、今の長官、そ
ういう当てはめの問題みたいなことを言っている
のは、全く私、正直じゃないと思いますよ。ちゃ
んと、法制局の中で議論があったということをも
っとお認めになるべきだと思いますが、いかがで
すか。

○横昌政府特別補佐人 議論があったということ
は申し上げておるわけでございまして、その議論
の中身について先ほどお答えしたとおりでござい
まして、まさに、これまでも申し上げたとおり、
これまでもございすけれども、憲法第九条の
もとで、昨年随分申し上げましたけれども、いわ
ゆるフルセットの集団的自衛権、他国防衛のため
それだけの集団的自衛権というものを認めるの
は、これは解釈上無理であるということとはまさに
一貫しているわけでございす。

その前提に立ちながら昭和四十七年の政府見解
というのを子細に検討いたしますと、当時のまさ

に事実認識をいたしましては、我が国に対する武
力攻撃が発生した場合のみが、我が国の存立が脅
かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が
根底から覆されるおそれのあるという事態であ
るという事実認識を前提にしているというふう
に理解されたわけでございます。

ところが、その後の安全保障環境の変化、今日
の安全保障環境の状況からいいますと、必ずし
もそこに限定されないのではないか、他国に対す
る武力攻撃が発生した場合であっても、そのま
ま何もしないでいるならば、我が国の存立が脅か
され、国民が犠牲になるということもあり得ると
いうことで、その場合にはやはり武力の行使とい
うことも憲法九条は禁じていないのではないかと、ま
さにそういう議論をさせていただいていたわけ
でございます。

○岡田委員 では、長官、端的に聞きます。
ペルシャ湾で安全保障環境がどこが変わった
か、明確にお答えください。

○横昌政府特別補佐人 ペルシャ湾というお尋
ねでございすけれども、国の防衛と申しますの
は、まさに、いかなる事態が起りましてでもそ
れに対処するということが求められていて、それ
をめぐる法整備というのは、何か具体的な、こうい
うことがあるからというときに対処するのでは間
に合わないわけでございす。

そこで、考えられるあらゆる状況に対処でき
る、ただし憲法の許す範囲内というところで、
どのような法制が整備されるか、可能であるか、
必要であるかということを議論して、その結果、
さきの安全法制整備につながったというふう
に理解しております。

○岡田委員 長官が安全保障環境が根本的に変容
したというふうな言われるから、私は聞いたん
で、すね。だから、そのことについてちゃんと答
えられないわけでしょう。では、どうしてペル
シャ湾に行くところまで認めるような、それが
憲法違反じゃないんですか。

私は、これはまた次回やりたいと思いますが、

これは公文書管理法違反ですよ、明らかな。行政
機関の経緯も含めた意思決定に至る過程を文書に
しなければいけない、これは公文書管理法です
よ。それが全く文書にないんで、そんなばかな
ことはありませんよ。これはもう一度、引き続き
やっていきたいと思います。

○竹下委員長 この際、大西健介君から関連質疑
の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲
内でこれを許します。大西健介君。

○大西(健)委員 民主党の大西健介でござい
ます。

先週の二十八日、アベノミクスの司令塔であ
り、そしてTPP交渉の当事者である甘利大臣が
突然の辞任を表明されました。

早速でありますけれども、最初のパネルをご
らんにいただきましたというふうに思います。
これは一月三十日から三十一日に読売新聞が
行った世論調査でありますけれども、責任をと
って閣僚を辞任したことについて、当然だとい
う方が七〇％に上っております。また、今後も説明責任
を果たすべきだが七十一％ということになっていま
す。国民の多くの皆さんも、まだ説明は十分だ
と感じておられるんだというふうに思います。

また、公明党の石田政調会長は、NHKの「日
曜討論」に出演をされた際に、閣僚をやめて終
わりではなく、説明責任を果たすことが第一だ
とおっしゃっています。これは私たちも全く同感
であります。

そういう意味で、きょうは甘利前大臣の話を聞
いていきたいというふうに思っております。
政治資金の問題で閣僚が辞任をする、国民の皆
さんの中には、またかとお思いになっている方も
いらっしゃるかもしれません。しかし、これは、
昨年のこの予算委員会でも問題になった、例え
ば、ちわの問題とか、補助金を国から受けた企業
による寄附だとか、そういう問題とは私は全く異
なると問題だとか、そういう問題とは私は全く異
なると問題だというふうに思っております。

今回、甘利大臣がみずからと秘書の金銭の受領

をお認めになったこと、またURが甘利事務所と十二回にわたる接触を持っていたことも認めていることから、これはあつせん利得処罰法に違反するおそれがある事案であります。

東京地検特捜部は既にURの職員に対して任意の事情聴取を行ったということでありますけれども、総理、総理は大臣の説明がある前から統投の支持を表明されたりしておりましてけれども、既に檢察が動いたということをお受けになってどう受けとめておられるか、まず御答弁をお願いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 檢察が動いたかどうかというところについては、総理大臣としてはコメントを差し控えていただきたいと思います。

○大西(健)委員 檢察が動いたということは、私が申し上げたように、あつせん利得処罰法に抵触をするおそれがある事案であるということであります。にもかかわらず、総理は、大臣から説明がある前に既に統投支持を表明されていたということであります。

もう一つ、自民党の高村副総裁は、この問題について、わなを仕掛けられた感があるとして甘利大臣を擁護しなければ、総理も甘利氏はわなにはめられたとお思ひでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 個別の問題については、甘利大臣が先般記者会見で述べられたわけでございます。今後もしっかりと調査をし、そして新たな調査結果が出次第しっかりと説明責任を果たしていく、こう言っておられますから、その説明責任を果たしていけるものと思ひます。

○大西(健)委員 私が聞いていたのは、わなにはめられたとお思ひになるかどうか。思わないんだつたら思わない、思うんだつたら思うで答ええただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 総理大臣である私が、こういう案件について、わなにはめられたかどうかというところをこの予算委員会のお答えするのは極めて不適当だろう、このように思ひます。

いずれにせよ、甘利大臣は、先般の記者会見に

おいて詳細な説明をされました。さらにしっかりと調査をし、その結果については国民の皆様にご説明をする、このようにお約束をしておられますから、しっかりとその責任を果たしていけるものと思ひます。

○大西(健)委員 私がこのことを言っているのは、自民党の副総裁がそういうことをおっしゃっているからなんです。

私は、策略論というのは非常にナンセンスだといふふうに思ひます。ここに、その理由をちよつと整理させていただきます。

第一に、仮に策略であつたとしても、それは犯罪の成否には関係ありません。免責されるわけでもない。

第二に、ただ例えば録音や写真を撮る目的なら、二年半以上にわたつて口きを働きかけたりとか、そのたびに接待や金品の提供のために多大な出費をするというのは、割に合わない、不自然なことだといふふうに思ひます。

それから、わなにはまつたとして、URから補償金を引き出すことにわなにはまつて加担したといふことですから、より問題じゃないかといふふうに私は思ひますし、わなに簡単にはまつてしまふような人がTPPの交渉をやつていたんだとしたら、これは大丈夫なのかなといふふうに思ひます。

そして、最後に、自分をわなにはめたといふ人以後援会を立ち上げてもらつたりとか、あるいは首相主催の桜を見る会に招待している、これはどういふことなのか。

こういう意味でも、私は、この策略論というのは少しおかしいのではないかと一ふうに思ひます。

それでは、本題に入つていきたいといふふうに思ひます。

甘利氏の会見で、説明の中で、私、幾つも疑問に思ふところがあるんですけれども、そのうち二点に絞つて、それをちよつと整理させていただきます。

まず、疑問その一であります。

これは、先ほども岡田代表の質疑の中でも少し触れておられましたけれども、甘利氏が受け取つた現金が本当に適切に処理されたと言えるのか。そう説明をされていたわけですが、私はそうではないんじゃないかといふふうに思ひます。

先ほどの岡田代表の質問とはちよつと観点を變えて問題を指摘したいといふふうに思ひますけれども、まず、記者会見での甘利氏の説明であります。

平成二十六年二月一日に大和事務所へ渡された五十万円は、平成二十五年十一月十四日の大臣室で社長から渡された五十万円と合わせて、平成二十六年二月四日に十三区支部で寄附として入金処理をした。そして、第十三区支部の政治資金収支報告書には、平成二十六年二月四日にS社からの百万円の寄附金の記載があることが確認できました。

これが二十八日の記者会見での説明です。ただ、私は、にわかにこの説明というのは信じがたいといふふうに思ひます。

政治資金規正法は、寄附を受けたら明細書を提出するように求めています。二回にわたる五十万円の受け取りについて、明細書というのがあるんだし、もしなければこれは政治資金規正法違反になりますし、それと、この二回の寄附、平成二十五年と二十六年、年がまたがっているんですね。これをまとめて収支報告書に記載するといふこと、果たしてこれが政治資金規正法上の適正処理と言えるのでしょうか。

そこで、総務省にお聞きをしたいといふふうに思ひます。思ひますけれども、一般論でお答えいただきたいと思ひますが、年をまたいだ複数の寄附を一括して政治資金規正法上の報告書に記載するといふことは許されることなんですか。

〔委員長退席、平沢委員長代理着席〕
○高市国務大臣 あくまでも一般論で申し上げますけれども、政治資金規正法上、政治団体の会計

責任者は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を都道府県の選挙管理委員会または総務大臣に提出しなければならないとされております。

政治団体が寄附を受けた場合の収支報告書への記載については、寄附の総額を記載するとともに、同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、寄附をした者の氏名、住所、職業、当該寄附の金額及び年月日の明細書を記載することとされています。

先ほど委員が御指摘のとおりでございます。

○大西(健)委員 今、大臣が言われたとおりなんです。毎年十二月三十一日現在で、その年における収入、支出を報告書に書くといふことなんです。

仮にこんなことが許されるんだつたら、まさにこの政治資金規正法というのは何のためにあるかといふと、政治資金の流れを透明化するためにあるんです。ですから、年が違ふものを適当に足し上げて記載することが許されれば、それはまさに流れがわからなくなつてしまふので、法の趣旨をなすものにすることができないと思ひます。

私は、平成二十六年二月四日に記載されているS社からの百万円というのは、五十万円、五十万円の合計ではなくて、全く別の寄附だといふふうに疑ひます。

あした発売の週刊誌にもそのようなことがまた今回の証言者の方から証言されているようなんです。ここは食い違つておりますので、どちらかがうそを言っているといふことになりまふので、しっかりと明らかにしなければいけないといふふうに思ひます。

疑問点のその二なんですけれども、これは、いわゆる口きき、あつせん行為があつたのかどうかといふことであります。

この点、記者会見でどういふ説明をしているかといふと、A秘書やC秘書が金額交渉に介入したことはない、こつういふふうにはつきり大臣は説明

をされました。これは本当なんでしょうか。パネルをもらいたいと思います。

これは、URが甘利事務所と面談をした記録です。回数が合計で十二回にも上っています。

まず、URに確認したいと思うんですけども、同じ案件でこのように何度も同じ議員事務所から呼ばれるということは普通のことなんでしょうか、それとも異例なことなんでしょうか。端的にお答えいただきたいと思っています。

○上西参考人 当機構は、国の政策の執行機関でございます。国民の代表である国会議員からお問い合わせ等がございましたら、丁寧に対応するというのが基本方針でございます。

以上でございます。(大西(健)委員)多いのか少ないのかというのを。こんなにたくさん呼ばれることはあるんですか(と呼ぶ)

一概に多いとか少ないとかは言えません。いろいろなケースがあります。

○大西(健)委員 我々、URの皆さんからもう何度もお話を聞かせていただいています。その中で、私たちもいろいろな問い合わせをしますよ、URに限らず。ただ、問い合わせをして、その答えをもらって、もう一回ぐら何かそれに加えて聞きたいことがあれば聞くみたいな、二、三回です。これは十二回。十二回同じ案件について会っているという自体、これは異例なことだと、我々のヒアリングの場でURの方からはつきりと説明を受けています。

理事長、これは国会の場ですから、ちゃんとうそをつかないでしっかり答えていただきたいというふうに思います。

では、甘利事務所での面談でどのようなやりとりが行われたかということなんですけれども、URに提出してもらった面談記録をパネルにいたしました。

幾つかマークを引いておきましたけれども、これは平成二十七年十月九日という日の面談記録であります。マークをしたところを中心に見ていただきたいんですが、秘書は、満足いかないう

だからほにやらで乗せとを考えているということとか、もう少し下、少し色をつけてでも地区外に出ていってもら方がよいのではないかと言っています。

これは別の日ですね。平成二十七年の十月二十八日ですけども、一体先方は幾ら欲しいのか、私から聞いてもよいがと秘書は言っています。

これはまさに金額交渉への介入じゃないですか。そのものだとは私は思うんですけども。安倍総理、今の私の説明をお聞きになって、これは金額交渉そのものじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 個々のやりとりについて私がコメントするのは適当ではない、このように思います。

○大西(健)委員 では、UR、これは金額交渉そのものじゃないですか。十二回も、こんなにたくさん回の回数会って、そして、あたかもS社の代理人、あるいはS社と一体化しているかのような形でずっと交渉に臨んでいるわけですか。これは金額交渉に介入しているというふうに言えるんじゃないですか。UR、どうお受けとめになっていますか。

○上西参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の件に関しましては、甘利事務所からは、補償の考え方についての確認、当機構の職員との面会の要請がございました。

口きき、あつせん(健)委員の定義が明確でないことから一概にお答えすることはできませんが、補償額の増額を求める御発言、言動はなかったと考えております。

当機構といたしましては、補償額の算定は基準に基づき適正に行っておりまして、甘利事務所とのやりとりによって影響を受けたとは考えておりません。

以上でございます。

○大西(健)委員 私たちが問題にしているのは、結果として額が変わったか、つり上がったかということじゃなくて、まさに色をつけるということ

を言っているわけですよ、甘利事務所が。私はこれは秘書が金額交渉に介入していることそのものではないかというふうに思いますので、先ほどの甘利氏の会見の説明というのは私は虚偽だというふうに思います。

次に、もう一つ加えて、今回URから、大臣はこの話を知っているんですかと甘利事務所へ聞いたということを聞いておりますけれども、それは事実ですか。また、何のためにそれを聞いたんですか。

○上西参考人 お答えいたします。

URから、大臣がこの件について御存じですかということはお聞きいたしました。

以上です。(大西(健)委員)何ですか。答えてください(と呼ぶ)

○平沢委員長代理 手を挙げて聞いてください。

○大西(健)委員 行ったり来たりするのに時間が無駄じゃないですか。

ですから、聞いているのは、何のためにそういうことを聞いたんですかと。この案件のことを大臣は知っているんですかと何でお聞きになったんですか。

○上西参考人 お答えいたします。

参考までにお聞きしたということでございます。

○大西(健)委員 参考までに聞く話なんですかね。これはやはり、大臣、現役閣僚という有力議員が、与党の有力議員がこのことを知っているかどうかというのが皆さんの判断に影響を与えるからなんです。

URはまた、甘利事務所に対して、これ以上関与しない方がよいとか、深入りしない方がよいという発言を行ったということは間違いありませんか。あわせて、なぜそんなことを言ったのか、お答えいただきたいと思っています。

○上西参考人 申し上げたことは事実でございます。

それは、本来、これは当事者同士の話し合いで行うべき話というふうに考えたからでございます。

す。

以上でございます。(発言する者あり)

○大西(健)委員 そうなんです。本来、当事者同士で話し合うべきものに十二回も会っているんです。だから、これ自体が異常なことなんです。

つまり、URは、本件が秘書が勝手に動いている話じゃなくて、大臣も承知の上の話なんだというのを認識の上で、与党の有力議員がかわる案件として丁寧な対応をしてきたと思われま

す。また、これ以上関与しない方がいいですよというのは、逆に言えば、URが口きき、あつせんを認めていることの裏返しだというふうに私は思います。

面談記録を見ても、URは、例えば、目いっぱいの提示をしております以上はできないというようなことを繰り返して言われているんです。私は、だから、URの対応というのは正しい対応だと思っています。ところが、秘書は、甘利事務所の顔を立ててもらえないかというふうな発言をしています。甘利事務所の顔を立ててもらえないかと。その後、甘利事務所は、執拗に何度も何度もURに接触しているんです。これをあつせんと言わずして何と言うのか。

次のパネルをもらいたいと思うんです。

これはURがS社に行った補償の一覧なんですけれども、URは、まず、平成二十四年五月に、物件移転というので約一千六百万円を補償しています。それから次に、建物の再配置補償というので、平成二十五年の八月、ここで二・二億円の補償をしている。その次、三番目で、もう一個マスキングしてあるのがあるんですけども、これが大体時期的には平成二十七年の三月から七月の間と我々はヒアリングでUR側から御説明を受けていますけれども、建物の損傷の修復の補償というのを行っている。これは額は未定でありますけれども、五千万円だという情報もあります。三回

問題は、まだ補償が行われていない四と五なんです。この四と五というのは、私は、全面移転補償と産廃処理費の補償じゃないかというふうに考えています。さっきの十二回の接触のほとんどは、三の補償の後に行われているんです、会っているんです。

今度は、またさっきの十月九日の面談記録。これをもう一度今のを踏まえて読み直すと、例えば、秘書が当該地から速やかに移転してもらった方がよいのではないかと水を向けたのに対して、次の黒塗りのところ、私はこれは移転補償に関して鋭意協議しているところと読むのが自然だと思います。そしてその次は、隠れていますけれども、産廃処理費用は補償できないがと読むのが自然だと思います。

少し飛ばして、一番下ですけれども、大きな乖離があるというふうに書いてあります。マーカーをしてありますけれども、大きな乖離があると。そして、次のページの上の秘書の発言、こは、隠してあるところは私は移転と読むんだと思います。移転補償が満足いかない額だから、次の部分は、産廃処理費で上乗せをと。それで、さらに何行か下にある、先ほどの、少し色をつけてでも地区外に出ていってもら方がよいのではないかとという発言につながっていく。

つまり、全面移転についてURの提示額とS社の要求額の間に開きがあって、そしてS社側は、道路用地部分で本来は地権者が負担すべき産廃撤去費用三十億円を千葉県の企業庁とURが負担したようなことも引き合いに出しながら、こつちに三十億払っているんだから俺らにもっと払ってくれよというようなことを言いながら、この全面移転の開きの部分に産廃処理費用を上乗せした補償を求めている、それでこの交渉が難航していたのではないか、それに甘利事務所が加勢をしたというのがこの事案の真相ではないかと私は考えますけれども、今の私の理解は間違っていますでしょうか、どうでしょうか。UR、お答えください。

〔平沢委員長代理退席、委員長着席〕

○西参考人 本件はまさに今現在交渉中の案件でございますので、これを開示することは交渉に今後大きな影響を与えたいと思いますので、公表は控えさせていただきますと思います。

○大西(健)委員 否定できないわけですよ。

でも、この部分というのは、先ほど来私が言っているように、甘利氏の秘書があつせん利得やあつせん収賄になるかどうかにかかわる非常に重要な事実がこの隠してあるところに書いてあるわけですよ。私の言っていることが違うというんだとしたら、この黒塗り部分も隠さないで公表していただきたいというふうに思います。

ちなみに、我々は今までヒアリングの中でいろいろなものを要求しているんですけども、ここに、我々が要求して出てきた、平成二十七年十月二十七日と平成二十七年十一月十二日の面談の記録というのがあります。

これなんですけれども、真つ黒ですよ、真つ黒。何ですか、これ。真つ黒、何にも書いていないですよ。全部塗ってあるんですよ。日付まで塗られているので、これが私たちが言っている十月二十七日のものなのか、十一月十二日のものなのか、これが真正なものなのかの判断のしようもないんですよ。

石井大臣は、調査中の面談の状況がまとまり次第速やかに公表するようにURに指示をしたというふうに聞いていますけれども、このURの真つ黒の、これが適切な対応だというふうに大臣は考えられるのでしょうか。これは説明責任を果たしていると言えるのでしょうか。私は、こんなことをしているから何か隠しているんじゃないかと思われるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 URにおいては、独立行政法人の情報公開の基準にのっとり、可能な限り公開したというふうに承知しております。

○大西(健)委員 全部公開すると交渉に差し支わりの出るというのは、我々も一定程度理解し

す。

でも、てにをはもない、日にちもない。別に、日にちとかが部分的に見えても、それは交渉に差し支わりが出るような話じゃないと思うんですよ。金額とか、そういうところはあってもかまいません。でも、全く、これが我々が求めている日にちのものかどうかわからないですよ、これじゃ。こんな出し方をしているから、何か隠しているんじゃないかと思われるんですよ。

委員長、これは後で理事を通じてお渡しをしますので、ぜひ情報開示してもらえように。全部とは言いません。でも、あけることができることろがあれば、これが国会に説明責任を果たしていると言えるのか、ぜひ理事会で御協議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○大西(健)委員 現地、現物という言葉があります。私たちが、問題になっている現地に行ってまいりました。千葉県の白井市です。

本当は航空写真で見ていただくといんですけど、ちよつと航空写真をお出しできなかったもので、これは千葉ニュータウンのパンフレットからとった地図なんですけれども、千葉ニュータウン北環状道路というのがあります。これは両方から道路が完成してきているんですけども、この点線部分、ここが未完成の部分です。

この点線部分のちよつとこの部分ですけれども、清戸と書いてあるところがありますね。ここが問題のところなんですけれども、まさに今回問題になっているS社というのはこの清戸のところにあるんです。これは点線で描いてありますけれども、本当はS社の直前のところまで道路はでき上がっているんです。まさにそれを遮るような形で、ここに問題のところがあつて、そこで道路工事が中断している状態が長年続いてしまっているんですね。

私、行ってみて思いましたけれども、見ればわかりますし、地元の議員に聞けば、これがいかに

困難案件で、首を突っ込んだじゃないものなのかというのは私はわかると思いますよ。こんなものに首を突っ込んだということ自体が、果たしていかげなものなんだろうか。わなにはまったとかという話じゃなくて、こんなことは普通は首を突っ込まない話なんです。

しかも、見ていただいたらわかるように、ここだけがネックになって道路が完成しないんですよ。地元の皆さんが長年待ち望んでいる道路の完成を、与党の有力議員がその政治力を使って、影響力を使ってこれを完成させようとして動いたならば歩譲ってまだ理解できるんですけども、邪魔している人、そしてURから補償金を引き出そうとしている方に加担をして、その上、金銭を受け取ったり接待を受けているというのは、これはあつせん利得になるかならないか以前の問題として、私は、政治家としていかなものなのか、言語道断じゃないかと思うんですが、安倍総理、いかが思われますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 この問題については、先ほど申し上げたように、甘利大臣が詳細について説明をされました。そしてまた、新たな調査を行い、その調査結果が出次第説明をされる、このように思っておりますので、政治家としての説明責任を果たしていけるものと考えております。

○大西(健)委員 私が聞いているのは説明責任の話じゃなくて、今見ていただいたとおりなんです。道路がもう完成していて、そこだけ完成していない。まさにごね得を狙っているようなところに加担をしたんですよ、今回。

これは、だから、さっきのあつせん利得になるとか政治資金の問題とかという説明の問題じゃないですか。道路を見て、これはやはりおかしくないですか。道路を完成させる方に助力をするならわかると、居座つて邪魔している人、そこからまた補償金をふんだくつてやろうという人に加担をして、そこからまたお礼をもらったり接待を受けたらしている、これはとんでもないと思われないですか。

○安倍内閣総理大臣 中身につきましては、まさに甘利大臣がしっかりと、果たしてどういう出来事であったかということについては説明をされるものと考えております。

○大西(健)委員 都合がいいときはほとんどどんどんおしゃべりになるんですけれども、悪くなるおしゃべりにならないんですね。

私は、きょうここに、資料を入れるためにこの紙袋を持ってきましたけれども、ようかんの紙袋に現金の入ったのし袋が入っていた、こういう古典的な話を聞いたときに、今どきそんな話があるんだらうかと驚きました。私は、まだまだこういう金権体質というのが変わっていないんじゃないかと。

また、甘利氏は記者会見のやりとりの中でこう言いました。いい人だけつき合っているだけでは選挙は落ちてしまうんだと。自民党の議員の皆さんはみんなこういう認識なんですか。総理も甘利さんと同じように、怪しい人ともつき合わない選挙に勝てないとお考えなんですか。

○安倍内閣総理大臣 甘利さんの発言については、再び新たな事実がわかり次第しっかりと説明をしていける、このように言っておられるわけでありまして、説明をしていけるもの、我々はこのように考えております。

○大西(健)委員 いや、そういう話じゃなくて、私も記者会見を聞いていてちよつとびっくりしたんです。怪しい人つき合わない和小選挙区では選挙に受からないんだ、いい人とはかりつき合っていたんじゃないんだという。そうなんです。もう一回、総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 それは、その人の、それだけの皆さんの考え方なんだろう、このように思うわけですが、私についてはどうかといえ、私は当選八回で、おかげさまで圧倒的な勝利を常に得ているわけですが、皆さん、皆さ、いい人ばかりであらう、このように思っております。

○大西(健)委員 まさに、怪しい人つき合わないくてもちゃんと圧倒的に当選できるというなら、

そうやってすぐに否定されればいいだけの話だというふうに思います。

民主党、維新の党は、企業・団体献金を禁止する法案を今国会に提出することを検討しています。公明党は各党で議論したいと一定の理解を示されていますけれども、自民党だけが慎重な姿勢を示されています。

安倍総理、こういうときこそリーダーシップを発揮していただいて、党内に企業・団体献金の禁止の検討を御指示いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 企業・団体献金のあり方については、さまざまな議論があつた後、現在の形になっているわけですが、政党支部のみが企業・団体献金を受け入れることができるようになっていまして、

問題は、お金によって政策や政治をねじ曲げてはならない、こういうことでありまして、これは企業・団体献金であろうと個人であろうと同じことではないか、このように思うわけでありまして、政治のコストをどのように分かち合っていくかという点については、今後も各政党各会派において真摯な議論が行われていくもの、このように思っております。

○大西(健)委員 本当に、こういうことになるといきなり歯切れが悪くなるんですけれども、

今、私がきょうここで申し上げたことは、お金をもらって影響力を行使して、まさに政治が、行政がゆがんでいるんじゃないかという疑いなんです。だから、そういうことが後を絶たないものであれば、この際、企業・団体献金についても我々は厳しく襟を正さなきゃいけないんじゃないかというのを申し上げているわけです。

あわせて、今後、私は、秘書についてはあつせん利得処罰法ないしはあつせん収賄の成立が濃厚な事案ではないかと思えますけれども、ただ、これ一つとってもなかなか難しい。実は、中尾元建設大臣の受託収賄を機に、公明党さんが非常に熱心に取り組まれてこの法律をつくったんです。と

ころが、残念ながら、今まで国会議員や国会議員の秘書については適用事例がないんですね。

今回、もしこんな絵に描いたようなあつせん利得で適用されないということになれば、やはり法律そのものがざる法じゃないかということに私はなってくるんだというふうに思いますので、そういう場合は、このあつせん利得処罰法についても見直しというのを検討すべきではないかと思いますが、総理、いかがお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 政治とお金のあり方については、あつせん利得にかかわる法律も議員立法でなされたものと承知をしているわけですが、これが、これはまさに議会において、国会において各政党各会派が議論していくものだ、このように考えております。

○大西(健)委員 まだまだこの問題、余り明らかになっていないところがたくさんあるんですね。そもそも、実在するかどうかよくわからない、匿名の元東京地検特捜部の検事である弁護士が行ったという調査結果が真実と見えるのか。この弁護士、堂々と私は名乗っていただきたいというふうに思います。

一方で、実名で週刊誌に告発を行ったS社の総務担当者の証言と間の食い違いというのも多く見られます。

そういう意味では、きょう岡田代表も五十万円の受け取りの、受け取ったときポケットに入れたのか、そうじゃなかったのか、この部分も含めて証言が食い違っているわけですから、真相究明のために甘利大臣の参考人招致を求めたいというふうに思いますが、委員長、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思えます。

○竹下委員長 後ほど、理事会で協議をいたします。

○大西(健)委員 先ほども申し上げましたけれども、このあつせん利得処罰法というのは何のためにつくったかという、まさに政治の廉潔性を確保して国民の政治への信頼を確保するためにつくったんです。まさに公明党の漆原議員が提出者

のお一人として、そのようなことを当時の国会の中でも述べられています、会議録に残っています。そういう精神をぜひしっかりと私は発揮すべきだというふうに思います。

本件は、先ほども言いましたけれども、秘書についてはあつせん利得、あつせん収賄が成立するような事案じゃないかなというふうに思いますけれども、甘利氏が、もし秘書が逮捕されるようなことがあつても、私じゃない、私以外の秘書がやつたことともいわれて秘書に全部責任を押しつけるなら、私はそれこそがそのきわみだと申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○竹下委員長 この際、玉木雄一郎君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎君です。今ほどは大西議員から政治の信頼についての話がありましたが、きょうは私、金融政策と財政政策の信頼性に関して質問したいと思えます。

まず、一月二十九日、マイナス金利の導入が日銀の政策決定会で決まりました。そのことが発表されたのが同日十二時三十八分。しかし、その十五分前の同日十二時三十三分に、某メディアのウェブ版にマイナス金利の導入についての記事が掲載されました。

情報漏えいしているのではないかと疑いがあります。株価や為替に対して大きな影響を与える日銀の政策決定会合の内容が正式公表の前に漏れる。黒田総裁、誰が漏らしたんですか。

○黒田参考人 御指摘の事案につきましては、臆測に基づく報道である可能性も含め、現在、事実関係を調査しているところであります。

具体的には、この議論の内容を知り得た日本銀行の役員及び政府関係者を対象として、決定会合開始から報道がなされた時刻までの間、当該報道機関の記者と接触した事実の有無を調査しております。

○玉木委員 総裁、これは重大な問題ですよ。私は、余りこのことが国会等あるいは報道等でも問

題にされていないことについては疑問を持っています。

マーケットの公正性、信頼性、こういったものはまさに先進国の金融市場においては極めて大事なものであります。このことが事前に漏れると、その情報を知り得た者だけが、例えば公に発表される前に株や債券を売買することによって利益を上げることができます。セントラルバンク、我が国の中央銀行からこういう情報が漏れることはゆゆしき問題だと思っています。

加えて、過去四回ほどこういう事案があつて、実は最近余りなかったんですね。二〇一〇年八月二十八日に追加の金融緩和を決定する旨が報じられていて、このときも再発防止をきちんとやると言つて対応することになっていったのに、また同じようなことが起きています。これは徹底した調査と再発防止策を講じていただきたいと思っています。

麻生大臣、そして石原大臣、これは政府関係者も、今、黒田総裁からいみじくも発言がありましてけれども、必ずしも日銀の職員だけではないと思います、御存じのとおり。ですから、財務省、内閣府、政府の関係者についてもこの事案については徹底調査をして、日銀とあわせて、委員長に報告をお願いしたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 金融政策決定会合の結果が公表される数分前だったそうですが、日本経済新聞のウェブサイトに版において日銀がマイナス金利導入を議論している旨の報道があつたということは承知しておりますが、今、黒田総裁から話がありましたように、日本銀行は調査を行うということとしてお聞きしておりますので、その結果をまづ見守つてまいりたいと思います。

○玉木委員 財務省もやってください。もう一つ提案があります。せっかくだすから、金融担当大臣として、私は提案をします。

実は、今回の重要な情報、マイナス金利を決定する、仮にこのことを事前に知つて株の売買をした、現行の金融商品取引法では打てません。実

はインサイダー取引の対象にはなっていない。これだと確実にもうかると思いますけれども、いわゆる法律上の重要事実というのは上場会社の会社の情報に関することだけなので、知ることは非常に道義的にまずいことだし、明らかにだめだと思ひますが、現行法はこれを規制の対象にしていません。

私は、かつて証券取引等監視委員会にて、インサイダー取引の規制をやった経験があります。あのときからの問題意識でありますけれども、これだけ金融政策が株式市場そして為替市場に影響を与えるようになった今日でありますから、これはしっかりとしたマーケットの公正性を担保する意味でも、新たな規制についてもあわせて、麻生大臣、検討していただきたいと思っています。

○麻生国務大臣 基本的には、道義的な話が一番です。一番の問題は……(玉木委員)いやいや、道義、そんなことじゃない」と呼ぶ道義的な話が一番でしようが。こういうことをやっちゃいかぬことになっておるわけですから、まずは道義的なところが一番です。これをまず認めてください。あなたがやつたなんて聞いているんじゃないんだから、真面目な話。道義的な話が一番です。

日銀も、金融関係も、日本経済新聞の記者にしても出さないことになっておるわけだから、基本的に、知り得たとしても、だから、道義的な責任がまず一番。その上で、法律的にどうすべきかということについては考えます。

○玉木委員 ちよつと私残念だったのは、麻生大臣はこの問題について、私は問題意識を共有してもらえと思ったんですね。

今、道義的責任が一番とおっしゃられましたけれども、麻生大臣、インテグリティという英語、御存じですか。麻生大臣は英語が達者でありますからわかると思いますが、いわゆるマーケットの完全性、公正性です。

マーケットというのはある種情報が集まる市場であつて、その情報が特定の人に特定の形で漏れたり、あるいはそれを特定の人を利用するような

ことがあつては我が国全体の金融市場の信頼にかかわるんです。誰がもうけるとかもうけないとか、先に情報をもらつたとか、道義的な話ではなくて、これは、マーケットをどうきちんと管理していくのか、こういう観点でありますから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っています。

次に、黒田総裁は、マイナス金利、一月二十九日に導入を発表いたしましたけれども、一月十八日の参議院予算委員会、国会で聞かれた際に、マイナス金利は検討しないと明確に答弁してあります。その後、ダボス会議に行く際に事務方に検討させて、その結果こういうのが出てきたと言っているんです。

私、安倍総理が解散についてうそをつくのとは、解散についてはうそをついていいということになつておるらしいですけども、日銀の総裁が金融緩和について、あるいはこのマイナス金利についてうそをつくのとは問題だと思ふんですね。もしさまざまなオプションを検討しているのであれば、国会で聞かれたときには、さまざまな選択肢を検討している、あるいは何も語らない、これがセントラルバンカーとしての振る舞いだと思ふんです。明確に検討しないと申すおいて、十日過ぎてまさにマイナス金利を導入するというのは私は問題だと思ふんです。

こういうことをやっていると思ふと黒田総裁の言葉を信頼しなくなるんじゃないのかということ、マーケットとの丁寧なコミュニケーションという意味では、サブライズを演出する意味ではないかもしれませんが、ただ、マーケットとの丁寧なコミュニケーションというのは中央銀行の大事な役割ですね。

お聞きします。日本銀行総裁はうそをついてもいいんですか。

○黒田参考人 マイナス金利の導入に関しましては、プラスとマイナスとあるということは従来から申し上げておりました。

その上で、委員御指摘のとおり、私、ダボス会議に出席するために出張いたしました、その前

に、仮に追加緩和を行うとした場合のオプションを具体的に検討するよう事務方に指示したわけでございます。事務方はもちろん、欧州の四つの中央銀行で既に実施されているマイナス金利政策について、当然のことながら、事務レベルで詳細な調査分析は行つてきておりまして、知見は十分に蓄積されておると思ひます。それを踏まえて取りまとめた具体案をもとに、金融政策決定会合において情勢判断と政策についての討議を行つて決定したものであります。

私自身のさまざまな意見を申し上げることは、金融政策決定会合において九人の委員が独立の立場でさまざまな議論をして、多数決で金融政策について決定するという仕組みをとっておりますので、あくまでも、金融政策決定会合において示された公表文あるいは金融政策の方向というものを踏まえて答弁を申し上げているということでございます。

○玉木委員 全く答えていません。

テレビをごらんの方の皆さんも、金融の話というのは難しいんですけども、量的緩和をするとか、日銀がどんどんどんどん国債を買つていつてマネタリーベースをふやす、これは比較的確かやうかつたと思ひます。追加緩和とかいろいろなことをやるようになって、だんだんだんだんわけがわからなくなつていきますよ。

今回も、ある意味このマイナス金利を導入してサブライズを狙つたんでしょう。でも、結果として、このマイナス金利、三日天下ですよ。初日こそ乱高下しながら上がりましてけれども、二日で、きょうは六百円以上上げるといふことで、もうその効果が早くも剥落しているじゃないですか。

私は、一方で、物すごくマイナスがこれから出てくるんじゃないかと心配しているんです。銀行の株が下がっていますね。特に地銀、地方銀行さん、利ざやがこれで縮小して。地方銀行だけではありません、そのことによって預金金利を下げたり。つまり、お金を銀行に預けて、今は低いです

けれども金利がつく、それがさらに縮小していくというのは預金者のある種お金を奪っているんですよ。かつ、地方銀行が厳しくなっていくと融資にも影響が出ていくし、場合によっては貸し渋り等々が出てくると、これは結局、地方の経済にも大きな悪影響を及ぼすリスクについてはよく考える必要があるんです。

なぜうそをついていいのかと聞いたのは、全く反対のことを十日前に言っていたんです。でも、今回の決定は五対四の薄氷の決定なんです。つまり、黒田総裁がどっちにつくかで今回はこのマイナス金利を導入するのかもしれないのが変わったんですよ。十日前にやりませんと言っておいて、実際にはやりますと。もちろんいろいろな審議委員の声も聞いたけれども、五対四ですから、黒田さんがどうするのが最大の判断材料だったんです。

私は、日本銀行、中央銀行、そしてそのガバナ―たる総裁、そこが打ち出す政策というのは信頼性が最も大事だと思います。通貨を預かり本当に我々の国民生活に大きな影響を与える金融政策を担っている人は、その人も政策も信頼がなければできないと思っています。

そこで、質問です。これは後に石原大臣にも総理にも伺いたいと思いますが。

六百兆円の名目GDPを目指しているというところを、この前の石原大臣の中にも明確に、二〇二〇年ごろという年限も入れて言われました。私はこれはぜひ、GDP、しっかりと成長してもらいたい。それは我々も同じ思いです。財政の中長期試算を見ると、政府が一月に発表した数字だと、二〇二一年に六百十四兆円になるとなっています。そのときの、内閣府が出した想定金利は長期金利四・二%です。

黒田総裁にお伺いします。二つ質問があります。日銀としても、二〇二〇年に六百兆円の名目GDPが達成できると考えているのか。そして、その際の長期金利の見通しは政府と同じなのか。お答えください。

〇黒田参考人 御案内のとおり、日本銀行は、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現すべく量的・質的金融緩和を推進し、今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和というものを導入いたしました。

物価の基調は改善してきておりまして、原油価格の下落によって確かに生鮮食品を除く物価の上昇率というのはゼロ%近傍で推移しておりますけれども、エネルギー品目を除きますと、既にプラス一・三%というところまで来ております。

いずれにいたしましても、日本銀行としては、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現すべく全力を挙げてまいります。

一方、六百兆円の名目GDP、これは実質GDPの伸び率とGDPデフレーターとの動きによって決まってくるわけでありまして、政府は実質二%の成長率を実現すべく成長戦略等を実施しております。

私もとしては、先ほど申し上げたように、二%の物価安定目標というものが実現されれば当然GDPデフレーターもそれなりに上昇します。で、実質二%の成長率を実現されれば六百兆円ということになると思います。ただ、実質成長率が二%になるかどうかというのは、これは日本銀行のテリトリーというか権限、義務の範囲ではございませんので、その点は政府にお聞きいただきたいと思っています。(玉木委員「金利は」と呼ぶ)

金利については、当然のことながら、二%の物価安定目標が実現されれば現在のような非常に低い長期金利というのは共存し得ないわけですので、物価安定目標が実現されていくとともに当然長期金利も上昇していく。たしか内閣府の計算でも、六百兆円というときの計算でも、長期金利が上昇していくという構図を描いておられたと思います。

〇玉木委員 今、大事な答弁をいただいたと思います。物価の上昇に伴って金利の上昇もあり得ると。政府とその整合性がどれだけあるのかは明確にお答えをいただいただけませんでしたけれども、こ

れは大事な話ですよ。

今こういう状態で、例えばオーバーバード、高ぶかみとは言いませんけれども、これだけ国債のバブルが起きている中でいっぱい仕込んで、二〇二〇年、比較的短期の間に金利が上がる。これだと、特に先ほども言ったような地方金融機関は大変ですよ。日銀のバランスシートの問題でも大変。

こういったことについて政府ともっとすり合わせをして、明確な金利についてのことをそろそろ語り始めないと、これは無責任にばくちのような金融政策に国民を巻き込んでいってしまうということになるので、そろそろ、二年ちょっとたちましたけれども、この間行ってきた大規模な金融緩和のリスクとデメリットに正面から向き合って、さまざまな対応を打つべきだということを提案したいと思っています。総裁はこれで結構です。

次に、財政政策について、先ほど岡田代表からもありましたけれども、軽減税率の話、その財源の話を少しお聞きしたいと思っています。

これは以前、私が補正予算の審議の際にも出しましたけれども、軽減税率、一兆円の財源を使つてやろうとしています。低所得者対策といいますが、使う財源のわずかに一%が三百万未満の、簡素な給付措置として五バーから八バーに上げたときに低所得者対策として、その対策を受けている方は年収二百五十万以下とか三百万以下の方ですけれども、現在低所得者対策を受けている方に行くお金、財源は全体の二%、一億億ぐらいですね。残りの、一兆円も財源がどうなるんだかわからなくてやるものの、九割ぐらいの財源が中高所得者に行くわけですよ。一千万以上の方、一億以上の方、そういった方もこの政策のメリットを受けるし、絶対額でいうとそういった方の方がメリットを受けるんですよ。

私は、低所得者に対して軽減効果があることは総理もおっしゃったように否定しません。ただ、一兆円あるんだしたら、一千万とかの人に行くような制度ではなくて、このお金を使ってもっと三

百万未満の人に何か手当てをすれば、彼らはもっと所得に占める軽減の割合が高まるはずであります。ですから、こういったことについては、我々は給付型の、給付つき税額控除の方が制度としてすぐれているし効率的だということを何度も申し上げているんですが、きょうはこの財源について改めて聞きます。

財源についてはここでも議論がありました。私も総理に質問しましたし、あの日、私の後で質問した西村智奈美さんが麻生大臣にも質問して、総理がおっしゃる、四千億は総合合算制度を財源にするので何とか確保できる、残りの六千億について歳入歳入両面から何とか見つけてこなきゃいけないというときに税収の上振れが使えらるんではないかということを言っていて総理に聞いたら、期待しているようなことを、麻生大臣に聞いたら、いや、そんなのは恒久財源になり得ないと言って、統一見解を出してくださいと言っていました。

きょうは石原大臣に質問したいと思っています。これは諮問会議で議論することになったので、まず石原大臣の御認識をお伺いしたいんですけれども、麻生大臣から就任時にいろいろなことを言われたそうだけれども、私は石原大臣に期待していますのでぜひ頑張ってください。と思うし、ある意味非常に規律を大切にされる大臣だと思っているので御期待申し上げておるんですが、いわゆる税収の上振れは石原大臣は恒久財源になると思いますか。

〇石原国務大臣 これについてはもう、この問題をめぐって予算委員会でも議論があつて、政府統一見解が出されております。私も政府統一見解のとおりであると思っております。

軽減税率制度の財源の確保に関して、いわゆる今委員御指摘の税収の上振れについては、経済状況によって景気が悪くなったら下振れするわけですから、基本的には安定財源ではないと政府統一見解でしっかりと示させていただいているんだと思っております。

〇玉木委員 麻生大臣が、石原大臣はこの分野は

余り経験がないとか、そういうことをおっしゃっていましたが、私、この意味では麻生さんと非常に一致していると思いますね。

そこで、統一見解についても一回聞きます。

確かに、上振れについては恒久財源とは言えないというふうに書いてあるんですが、その下に、アベノミクスによる経済の底上げによる税収増をどう考えていくかについては経済財政諮問会議において議論していくとなっています。

そこで、お伺いします。

上振れについては恒久財源とは言えないんですが、底上げについては恒久財源となり得るんですか。これは石原大臣。

○石原国務大臣 玉木委員はちょっと言葉のことでこだわりがありになると思うんですけども、その部分も、私は、総理の御答弁をしっかりと政府統一見解の中で示していると。今回、このところが非常に関心がありましたので十分話を聞いたんですけども。

今委員が御指摘の軽減税率の財源については、財政健全化目標を堅持する。きょうも朝の討論の中で、稲田政調会長はかなりはっきりとそういう御持論を話されておりました。また、社会保障と税の一体改革の原点に立って安定的な恒久財源を確保する観点から、歳入及び歳出における法制上の措置を講ずると、我々の中で明記させていただいております。

そんな中で、今後、ここはもう議論があつたところですけども、申しわけないんですけども、今はまだ財源を何にするかということとは決めていないわけです。政府・与党で責任を持って検討していくというふうに総理からも答弁させていただいておられますように、その部分について政府で責任を持って、与党と相談しながら検討させていただきます。

○玉木委員 済みません。私の質問が悪かったかもしれませんが、もう一回丁寧に質問させてもらいます。

アベノミクスによる経済の底上げによる税収増

をどう考えていくかについては経済財政諮問会議において議論していくことになっております。これは統一見解です。

上振れと底上げというのはどう違うんでしょうか。

○石原国務大臣 税収がふえるということが上振れでございます。税収がふえる、上振れ。上振れによって底上げができるんじゃないでしょうか。

○玉木委員 甘利前大臣は、これは個人的な意見と断りながらも、上振れと底上げ、それぞれ定義をされております。上振れというのは、当初予算の税収見積もりから決算ベースで上がるので、それをただ補正予算の財源に使うという、あれは単年度の概念。底上げというのは、毎年だんだん税収が上がっていくって、当初予算の税収見積もりの変化だということに個人的な見解としておっしゃっているんですけども、それは同じような認識でよろしいんでしょうか。

○石原国務大臣 政府統一見解が出る前に甘利大臣が、今玉木委員が御指摘されたように、単年度で見るとかトレンドで見るとかという話をされたという事実は承知しておりますけれども、政府統一見解が出た以上は政府見解が全てであって、責任を持って来年度中に財源を確保させていただきます。

○玉木委員 お答えになっていないので、これはもう一度。

つまり、経済財政諮問会議で議論をしていただくことになっているんですが、何を議論するかという議論の対象を明確にしなければなりません。

その意味では、では具体的に言いますけれども、安倍総理がよく言及される、二十四年度から二十八年度で、二十・七ですか、八でしたっけ、アベノミクスの成果による経済の底上げによる税収増ということ、よく二十一兆円余のお金を出されま

す。調べたら、そういう数字もとれるという数字なので、あえてちょっと国の数字だけ税収

を挙げましたけれども、国でいうとその二十兆幾ばくかというのは十五兆ぐらいなんですね。

確かにふえているんですけども、そのうち、諮問会議で議論していただくアベノミクスの経済の底上げによる税収増というのはどの部分を指すんですか。

○安倍内閣総理大臣 上振れについては、先ほど玉木委員が、甘利大臣が個人的な考え方として述べたんですけども、基本的にはそういう考えであらうと。いわば当初予算よりもその後ふえたものを上振れと通常言っているわけでございます。

これが、安倍政権においては四兆円近く上振れが出ている、当初の見込みよりも大きく出て……（玉木委員それは補正、単年度と呼ぶ補正分ですよ）と……（玉木委員四兆円は出ていないで初の見込みよりこれは大きくなっているわけでございます。額については後ほど正確に申し上げますけれども、大きな額が出ているのは事実であらう、こう思うわけでありま

す。（発言する者あり）上に間違える場合もある、下に間違える場合もあると思ひますが。

つまり、当初予算よりも、当初の見込みよりもふえた分をいわば上振れと称しているわけでございますが、これを我々は補正予算の財源にしている。つまり、今回もいわば成長の果実を生かして補正予算を組んでいると言ってもいいんだらうと思ひます。

そこで、底上げは何かということでございますが、そもそも、上振れれば当初の予測よりも多くなっているというところは、簡単に下振れしてしまう場合もあるだらう、こういうことなんだらうと思ひます。上振れは下振れするだらう、こういうことなんだらう、理屈としてはですね。

しかし同時に、景気回復局面によつては、今まで法人税を払っていなかった企業が法人税を払い始めますから、法人税を払い始めていく。そこで、弾性値が当初の予測よりも高くなっていくわけでありまして、法人税にしろ、あるいは所得税

にしろ、ふえていくことになったという実績があるわけでありま

す。そこで……（発言する者あり）ちょっと静かにしてください。

そこで、大切なことは、では、その当初の予測よりも法人税を払うことになった企業は簡単にまたもとに戻ってしまうのかどうかということもあります。国内に回帰が進んでくる中において製造拠点が日本に移ってきているとなれば、また製造拠点が日本に移っていく中において、そこで働く人の雇用もふえ、所得税もふえ、もろもろの税収もふえていくということになっていけば景気が回復していく。あるいは、六重苦と言われているものが解消していく中において実力を備えていく。この実力を今まで読んでいなかったのであれば、これは身についた実力として評価もできるわけでありま

すから、そこはしっかりと検討していく必要があるんだらう、このように思うわけでございます。

○玉木委員 総理、済みません。全くわかりませんが、これはテレビでござんの皆さんも見てください。

今、総理がおっしゃったのは、この辺が上がっているという話なんですけれども、これはちょっと長い目で見たらわかるんですが、ちょうど第一次安倍政権になって、平成十九年、五十一兆円で、確かに近年一番税収が多かったときですね。総理はよく覚えていらつしやと思ひますけれども、これは上振れと言いますけれども、リーマン・ショックがあつて下振れしたものがもとに戻っただけなんじゃないですか。（発言する者あり）いや、そこは違うなら、なぜ違うか教えてほしい。

では、一つ言います。総理、ちょっと待って。では、聞きます。

今、総理は法人税を今まで払っていない人が払うようになったと言ひますが、この間、平

成十九年と二十八年。消費税アップの部分は、五から八については制度的な変更ですから除きましよう。それを除けば、二十八年度当初予算の税収と総理が以前担当されていたところと、大体同じぐらいの税収になっているんですね。

この間、ずっと法人税がふえているのかという、この間の法人税収、総理、どれぐらいふえていると思いますか、総理が最初に担当されたときと今と。今、法人税がどんどんふえていくという話をしましたけれども。

○安倍内閣総理大臣 先ほど私は上振れ分が四兆円と言ったんですが、二十六年は四兆円でございますから、実際四兆円ふえた実績があるということとを改めて申し上げておきたい。私が言ったことが正しかったということは申し上げておきたいと思ひます。今法人税が幾らかということであれば、あらかじめ御下問があればしっかりと調べておきますが。

そこで、第一次安倍政権のときと実質同じに、消費税アップ分を除けば一緒になったんじゃないかということでございますが、その認識自体が私は間違いだと思ひます。

なぜ間違ひかということをお説明させていただきますと、いわば税率を上げれば家で寝ていても税収が上がっていくというものではないんですよ。これが大切なところであつて、しっかりと経済を成長させていかなければ税収は上がっていくかないわけでありまして、消費税を上げれば消費が冷え込む、そして消費が冷え込めば企業の収益も打撃を受けていくわけでありまして。

しかし、そういう中にあつても、それを耐えてしっかりと我々は税収を上げることができた、こう申し上げておいた方がいいんだらう、こう思うわけでありまして、それは、適切な時期にそういう環境をつくって消費税を上げて、かつビジネスの条件をちゃんと整えていたがためにこのように順調に税収がふえた、こう言えるのではないか、こう思う次第でございます。

○玉木委員 改めて、この底上げというのがいい

かげんなものだとわかりましたよ。

総理はいろいろおっしゃったんですけれども、私は非常に財政について心配している一人です。消費税アップ分を除いて、これは六兆円ぐらいですよ。

では、総理、お伺いしますけれども、法人税、いろいろな改革もしてきたと言ふんですが、総理が第一次安倍政権で担当したところの社会保障関係費の額と、この二十八年、ちょうど税収が同じですけれども、社会保障関係費の額というのはどれぐらい変わっていますか。(発言する者あり)社会保障は制度変更でしょうが。

○竹下委員長 誰かわかりますか。

○玉木委員 では、いいです。すぐ、これぐらい、一般歳出の中で最も大きなあれを占める、しかも御自身が担当したときの社会保障関係費の額を聞いたのに、答えられないというのは、私は、まさにこういう議論が平気で行われる背景にあると思ひますよ。

お答えします。平成十九年の社会保障関係費は二十一兆円、そしてことしの当初予算は三十二兆円です。十一兆ふえています。そのうち、消費税できちんとカバーされますけれども、それでも六兆円ですよ。

そうすると、税収がやつとリーマン・ショック前に戻ったとしても、義務的な経費、特に社会保障関係費が十兆円以上ふえている、国債費も三兆円以上ふえている。そして、さっきあつたように、子ども・子育てのお金をさらに〇・三兆円見つけてこなきゃいけない。T P P になつて関税収入が飛んでしまつたら、さらに今の制度を維持するために〇・二兆円必要だ。

そういう中で、ちよつと下振れしたのが戻つたからといって、それを他の新しい歳出に使つていたら、財政再建なんかできないじゃないですか。私は、総理が今のような答弁をしたことで、余りに財政状況に対する無知であることがよくわかりましたよ。

きょう……(発言する者あり)いや、あえて失礼

なことを言わせてもらいます、総理。(発言する者あり)いや、まだ質問していますから。

では、総理、最後に質問したいと思ひますが、総理は施政方針演説の中で小栗上野介の言葉を出して、どうかならう、この一言で国家は滅びると言いましたね。安定的な財源のめども立てずにとにかく歳出だけ先に約束するようなことをやめないと、日本の財政はよくならない、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○竹下委員長 総理、手短にお願ひします。

○安倍内閣総理大臣 ああいう話をしているから、民主党政権は一銭も財政再建できなかったんですよ、皆さん。我々は、十兆円、国債の新規発行額を減額したのであつて、それはしっかりと行かせていただきたと思ひます。(発言する者あり)

○竹下委員長 この際、福島伸亨君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。福島伸亨君。

○福島委員 民主・維新・無所属クラブの福島伸亨でございます。

委員長、私、本当に偉越なんですから、ちゃんと仕切つていただきたと思ひますよ。野党の時間ですから。

総理、異様だと思ひますよ。聞かれてもいないことをべらべらべらべら、時間を使って、表情を荒けてしゃべる姿というのは、私は異常だと思ひますので、冷静に私は議論を進めさせていただきますと思ひます。

一月十二日の質疑に続きまして、あす署名が行われるであろうT P P について質問をさせていただきます。

この間、甘利大臣とさまざまな議論を行つてまいりましたけれども、その甘利大臣がこのようなことになつて非常に残念でありますけれども、きのうの本会議で安倍総理は、石原大臣の任命に閣下、幹事長、政調会長などの要職を歴任、中小・小規模事業政策や農業政策の責任ある立場にあつた、関係経験も豊富といった任命理由をおつ

しやられました。一方、今国会において、総理は、T P P の批准に向けた審議に意欲を燃やされております。

ただ、これまで総理の周りには、例えば林前農林水産大臣とか西村内閣府副大臣などの、T P P 交渉と強いかわりを持つた方が多くいらつしやると思ひます。その中で、なぜ、このT P P の審議をされる国会で石原大臣を任命されたのか、その理由についてお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 先ほど質問の中でばり雑言を浴びせられたので、私は、委員長から短く答弁というお話をいただいたので、答弁をさせていただきます。次第であります。(発言する者あり)

それでは、石原大臣は、多士済々の自由民主党の中にあつて、幹事長、政調会長などの要職を歴任して、中小・小規模事業政策や農業政策の責任ある立場にありました。T P P を契機とした新輸出大国や農政新時代に向けた提言の取りまとめに携わつていたわけでありまして。そしてまた、中小・小規模事業者として農業者の方々の声に、その役職にあり、真摯に耳を傾けてきたのも事実でございます。そして、関係経験も豊富であり、小泉政権時代には、行政改革や規制改革の担当大臣として強い突破力を示してきたのも事実であります。経済再生担当大臣としては、そうした力も必要としているのは当然のことであらうと思ひます。

適材適所の人事を行うことができたと考えております。経済の再生は安倍内閣の最重要課題であり、一刻たりとも停滞は許されたいわけでありまして。正念場にあるアベノミクスを前進させ、デフレ脱却を確かなものとしていくために、石原大臣にはしっかりとその能力を生かしていただきたたい、こう期待をしているところでございます。

○福島委員 冒頭、子供じゃないんだから、くだらない言い合ひはやめた方がいいと思ひます。よ。冷静に議論していきたいと思ひます。これまで交渉の経緯とか内容というのは一切明

らかにされてこなかったんです。国会で今一番行
うべきことは、きちんとテキストを読み込んだ上
で影響や対策を議論を行い、どういう交渉が行わ
れてきたかという情報を政府から説明いただくの
が一番国会で大事だと思うんですよ。それに対し
て、石原大臣を任命されたということは、実際に
交渉には政府の中で携わってはいないけれども、
全て石原大臣に答えていただければよいというこ
とでよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、交渉には携わっ
ていないわけでございます。実際に交渉そのもの
をやっていたのはほとんど甘利大臣でありまし
て、ほかの大臣等については、交渉を行う上にお
いて、いろいろな議論を重ねる中においてはさま
ざまな大臣はかわりを持っていたわけでありま
すが、交渉そのものは甘利大臣が行ってきたわけ
でございます。しかし、事実上、交渉は大筋合意
を迎え、今後はまさにこれから対策を行っていく
ということにフェーズは移ってきたんだろう、こ
う思います。

そこで、交渉についての質問があるとすれば、
それは当然、担当大臣でありますから石原大臣が
答弁をいたしますが、またさらには、例えば農業
分野においては農林大臣の方が詳しいこともござ
いますし、あるいは自動車等の分野、工業製品等
の分野においては経済産業大臣が詳しい場合もあ
りますし、大きな決断は私がしておりますから私
自身が答弁することもある、このように思いま
す。

○福島委員 ありがとうございます。

では、思う存分、石原大臣に質問させていただ
きたいと思えますし、場合によっては、総理みず
からお出ましいただいてきちんと御説明をいただ
ければと思っております。

きのうの議論でもございましたけれども、二〇
一二年の衆議院選挙時のアンケートにおいて、石
原大臣は、輸出入関税を原則ゼロにするTPPへ
の参加に賛成ですか、反対ですかという問いに対
して、反対と明言されました。きのうの参議院の

本会議の御答弁では、輸出入関税を原則ゼロにす
るという条件を付した上での賛否を問う質問で
あったため、反対と回答したと。うなずいてい
らっしゃるので、そのとおりでよろしいかと思っ
ております。

問題は、それでは結果がそうなっているかとい
うことなんです。

TPPに関する国会決議はもう石原大臣も御存
じだと思えますけれども、「農林水産物の重要品
目について、引き続き再生産可能となるよう除外
又は再協議の対象とすること。十年を超える期間
をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」
という国会決議ですけれども、よろしいですね、
この点。

しかし、交渉結果を見ると、例えば、乳製品の
ホエーとか一部のチーズは十年以上の期間をかけ
て関税撤廃です。これは当然農林水産物の重要品
目です。米も、日豪EPAのような除外にはなっ
ておりません。

こうした観点から見ると、石原大臣は直接交渉に
携わっていないわけでありますから、真っ白な目
で見ても、交渉結果が国会決議を満たしていると大
臣はお考えですか。改めて御答弁をお願いしま
す。

○石原国務大臣 福島委員が当予算委員会にあるい
は外務委員会での問題について御議論をされて
いるのは私も……(福島委員「内閣と呼ぶ」)内閣で
すか、聞かせていただいております。そして、こ
の問題意識を強く持たれてもいることも承知してお
りますが、私どもが申していたのは、すぐに、頭
から、聖域なき関税を全て撤廃してしまう、これ
には反対だと。それは多くの方々が、皆さんそう
だと思えますね。反対ですよ、反対です。断固反
対です。

そんな中で、TPPにおいて、決議があったか
らこれを後ろ盾に交渉して、農水産分野では、九
九・五％他の国が関税撤廃に追い込まれた中を八
一％で持ちこたえた。重要五品目にしたって、ど
うですか。多くのことができていっているのは日本です

よ。この努力はやはり多として、そして、それが
どうかというのはこれからまた、きょう初めてで
ございますが、福島委員の方が詳しいかもしれま
せんけれども、細かいことを聞いていただいて、
それを判断の基本にして、国会決議に合っている
のか合っていないのかということ、議論を深め
た中でぜひ御議論いただきたいと思えます。

○福島委員 いや、「十年を超える期間をかけた
段階的な関税撤廃も含め認めない」と書いてあっ
て、乳製品なんかは十年以上の期間をかけて関税
撤廃ですし、豚肉も一部については関税撤廃な
ど、私は明確に国会決議に違反していると思いま
すよ。ただ、国会決議に違反したものをどう取り
扱うかはこの国会で議論すればいいと思います。
聖域なき関税撤廃云々というのは自民党の公約の
話でありまして、私はきょう聞いておりませんの
で、国会決議の整合性をきちんとおっしゃってい
ただければと思っております。

それで、なぜか、私も昨年末から、早く日本語
の仮訳を出せ出せと言って、一月十二日の予算委
員会の直前になって、本文については和訳が出て
きました。きのうになって、附属文書についても
日本語の仮訳を出していただいて、この厚さのが
四冊ぐらいある膨大な訳を出していただきました
で、それを大急ぎできのう読ませていただきました。
そこにはこういうことが書いてあります。

お手持ちの、テレビで見ている方はちよつとな
いんですけれども、資料の環太平洋パートナー
シップ協定(抄)というものがあります。その附
属書二のDという、まさに昨日公開された日本語
訳です。

そこに、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュー
ジランドまたはアメリカ合衆国の要請に基づ
き、日本国及び当該要請を行った締約国は、市場
アクセスを増大させる観点から、日本国が当該要
請を行った締約国に対して行った原産品の待遇に
ついての約束、関税とか関税割当及びセーフ
ガードについて検討するため、この協定が日本国
及び当該要請を行った締約国について効力を生ず

る日の後七年を経過する日以降に協議すると。
つまり、これは完成じゃないんですよ。仮のもの
であって、暫定的なものであって、オーストラ
リア、カナダ、チリ、ニュージランド、アメリ
カ、これはみんな農産物の輸出国ですが、七年後
には協議を求めてくるという規定があります。
これはきのう日本語訳になって、英文は公開さ
れていましたけれども、わかったことでありま
す。

そして、本文の第二・四条関税の撤廃では、各
締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除
くほか、原産品について、附属書二のDの自国の
表に従って、漸進的に関税を撤廃する。

これは、これまでのEPA、FTAでは余り見
られないんですけども、表に書いてあるものの以
外は撤廃なんですよ、このTPPというのは。表
に書いてあるものは、附属書に従って、オースト
リア、カナダ、チリ、ニュージランド、アメ
リカ合衆国から、この撤廃の部分に該当するよう
な交渉に乗らなきゃならないんですよ。私は、こ
れは今回交渉の結果、何も除外再協議とされてい
ないということの証拠じゃないかと思うんです。

例えば日豪EPAでも同じような国会決議があ
って、重要五品目は除外または再協議といたし
ました。例えば米については、そもそも除外とす
るという表の中に入っていない、除外になってい
るんですよ。再協議するものについては、一部の乳
製品なんかについては、これは今回結論を出さな
いで三年以内に議論しようという枠の中に
入っている、この交渉ではさわらないことになっ
ているんですね。あるいは、お隣の韓国がアメリ
カと結んだFTAを見ても、米については関税に
かわる義務を適用してはならないと書いてある
んですよ。

これが関税撤廃の例外にすることです
よ。聖域とすることです。
この協定を見る限りは、何一つ農産物は、将来
に向けて関税撤廃の例外となったり除外になると
いう保証は何もないんじゃないですか。どうです

か。

○石原国務大臣 これも委員はおわかりの上での御質問だと思いますけれども、TPP以外の通商協定で見直し、再協議項目があるというのは委員の御指摘のとおりであります。

それで、何が今回違うのかというのは、マルチの会議です。マルチの会議で、除外するといつて、それが本当に通るのかという問題が多分あったんだと思います。多分、今回の交渉ではあったと思うんです。そして、そんな中で、先ほど八一%とお話をさせていただきました。こういう例外、セーフガードを新たに付いたり、国家貿易も守ったわけですよ。これは交渉事ですから、一〇〇%自国の利益を優先すると言ったら交渉は成り立ちません。

そんな中で、委員の御指摘は二つあったと思うんです。七年目の再協議事項があるんじゃないか、再協議を求められるんじゃないか。それはそのとおりだと思いますよ、本当に。七年目に言ってきたら再協議ですよ。

でも、このTPPは、これまで議論を私は聞かせていただいて、まさに各国のガラス細工じゃないですか。このガラス細工の中で一つどこかの国が日本の米を、七年たつて、翌年から前倒しして全面開放しろということ言ったら、この細工は壊れちゃいますよ。そういうときは、日本はそういう態度で臨むのか。私は、再協議に臨まないだと思えます。

でも、関税についても、委員が読まれた物品質貿易という章がございますね。関税撤廃時期の繰り上げについては、時期を明示せず、要請があれば協議するとの規定がある。これは委員がおっしゃられたとおりであります。

一方、守るべきものは守るという観点から、我が国は関税交渉において、今もお話をさせていただきましても、本当に多くの品目の関税撤廃を守ったじゃないですか。また、関税割当やセーフガードを新たに創設したじゃないですか。こうした措置について、協議についてはわざ

わざと本文に規定しないで、TPP協定の発効から七年がたった後は相手国からの要請に基づいて協議を行うとの規定を、その相手国、お話しになったオーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド、アメリカとの間で相互に設けることを決定した。

ということはどういうことかというと、七年間は、米をすぐ開放しろ、豚肉を全部入れろということがないということだと私は理解しております。

○福島委員 余り余計なことをべらべらしゃべると墓穴を掘ると思いますよ。七年間交渉しないでいいんじゃないことはなくて、本文の中にも、関税撤廃の期間を繰り上げるための協議を求める事項というのは入っているんですよ。大臣、新任なんだから、余り無理しない方がいいと思います。わかっていることだけおっしゃればいいと思うんですよ。

しかも、再協議は行わないと言っていますけれども、この七年後の協議というのは……(石原国務大臣「再協議は行わない。再交渉を行わない」と呼ぶ)それはわかるんです、それは聞いていません。七年後に協議を求められたら、それは協議に応じなきゃならないんですよ。シャルという助動詞を使っているわけですから、協議に応じなければならぬ。しかも、ほかの国で、こんな多くの農産物輸出国から一方的に七年後に再協議に応じろと名指しされている国はほかにあるんですよ、どこの国があるんですか。

逆に言えば、日本は自動車でアメリカに対して余りとなかった。三十年かけてピックアップトラックの関税はなくならない、乗用車も十五年までは関税は維持されるというふうになっているけれども、それに対して再協議を行うと何か申し入れている条文があるんですか、どうなんですか。

○石原国務大臣 委員御指摘になりました自動車なんですよけれども、こういう事実もあることも忘れちゃいけないと思うんですね。日本で車というものを一番広めたのは実はT型フォードですよ、

昭和の初期に。そのフォードが日本で車を売らない、売れなくなつたんですね。そんな中で、アメリカで一番アメリカ的なピックアップトラック、日本ではほとんどつくっていないんですよ、ピックアップトラックなんか、大きくて。全部、日本のメーカーもアメリカでつくっているわけですよ。それに關して、八割、部品。自動車部品二兆円あるんですよ。その二兆円の関税を、アメリカを押し倒して八割を、早く発効したらなくなる。そのほか、鉱工業製品とかたくさんあるわけですよ。ですから、そのピックアップトラックとか自動車とかだけを捉えて交渉がだめだったというのが、私はアンフェアだと思います。

○福島委員 結局質問にちゃんとお答えになっていませんけれども、こんな多くの農産物輸出国から名指しで再協議、七年後の協議を申し入れられている国は日本だけなんですよ。不平等の条約じゃないですか、片務的じゃないですか。どういう交渉をしたんですか。

総理、まだ焦らないでください、後でちゃんと御発言いただきますので。

日本だけなんですよ。私は、問題は、交渉がだらしないじゃないかと言いたくはないけれども、こうしてちゃんと公約を結んで聖域は確保するんだと言いつ、国会で、委員会が決議を決めたにもかかわらず、今の石原大臣の答弁を聞いていたら、そんなのは交渉があつたんだからしょうがないじゃないかと言っているように聞こえますよ。(発言する者あり)いや、聞こえますよ。

だから、私は、交渉が終わったことについてはとやかく言いませんよ。ただ、こうした公約や国会決議に違反している可能性があるということ、私は認めるべきだと思うし、今明らかになった附属書の和訳を見ても、聖域なんというのはまだ確保されていないということを正直に認めるべきだと思います。総理、どうですか。

○安倍内閣総理大臣 あわせて先ほどの石原大臣の答弁をちょっと補足させていただきますと、七年目の再協議事項について質問されたらどうと

思います。

基本的に石原大臣が答弁したとおりであります。が、しかし同時に、この九項の(c)にはこう書いてあるんですね。再協議を規定している条文中に合せて再協議が行われることをもってTPP協定に基づく日本国の権利または義務に影響を及ぼすものと解してはならないと規定しているわけでございます。

つまり、それは何かといえば、再協議を求められても日本に不利な合意をする必要は全くないというのとは当然のことでありまして、これも(c)項として書いてあるというわけでございます。

そのこともやはり紹介をしていただかないといけないのではないだろうか、こう思うわけでございます。

そこで、我々は、重要五品目についても基本的には国会の決議を守っている、こう考えているところでございますが、国会決議については、国会において、それが守られているかどうかということについて御議論いただくべきものだ、このように考えております。

○福島委員 その条文があつたとしても、常に関税撤廃を目指して協議の土俵には乗らなきゃならないと書いてあるわけですよ。それは事実ですよ。

次の論点に行きたいと思えます。次の論点は経済効果についてであります。

一月十二日の予算委員会でも、TPP協定の経済効果分析がいかにためめかということをお願いさせていただきました。

農水産物の生産額は、二〇一三年の試算では三・〇兆円減少するとしていたのが、生産量は全く減らなくて、価格下落分だけで千三百から二百億円減少する、そういう試算を出している。

一方、経済効果の方は、二〇一三年の試算では三・二兆円増加、プラス〇・六六%GDPがふえると言っているものを、二・六%ふえ、総額にすると十四兆、五倍ぐらいいふえるというような、そうした大幅に盛った試算を出しております。

今、石原大臣お得意の自動車の話が出ましたので、では自動車を開きますよ。

一番大口は自動車だと思っております。輸出の二割が自動車及びその関連の部品で、日本の輸出は支えられております。

乗用車は十四年目まで関税は変わりません。荷物のトラックやワゴン車、これは二十九年間関税を維持して、三十年目で撤廃でございます。ベトナムを除くほとんどのほかの国は、既にEPAで関税は撤廃しております。それでも自動車の輸出がふえるというのが、従来から政府が輸出でふえる要因として一番多く挙げていたんですよ。

TPPの発効によって、自動車の輸出額はどれくらいふえるんですか。

○石原国務大臣 これも先ほど答弁させていただきましたけれども、自動車本体は、北米は七割が現地生産なんですよ。日本にとって何がプラスかといったら、部品の二兆円なんです。その部分について、カナダは関税が五年目で撤廃されて、完成車です、七、七〇%の高関税が課せられていてベトナムの三千ccの自動車についても十年目で撤廃ですよ。二・五%の米国の関税も最終的には撤廃される。

やはり、これは、先ほどの協議の話も、五カ国名前を出しましたけれども、日本がこの五カ国に対して物を言うことも七年目以降はできる、相互主義なんですね。そういうところをぜひ理解いただきたいと思えます。

○福島委員 そう答弁をおっしゃるんだしたら、数字を示してください。試算で示してください。乗用車の輸出の効果はどのくらいで、部品の効果はどれくらいだと考えているんですか。試算はもう出ているんだから、その中でどうなっているかお答えください。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの分析は、産業や品目別の影響を積み上げていく方法ではなくて、貿易円滑化の効果や生産性向上効果などはマクロ、国全体の数字を使っているため、分析の結果として産業別の影響額を

出そうとしているものではございません。

○福島委員 そうなんですか。何で、農産物は産業別のものを示して、自動車は出していないんですか。

だから恣意的だと言われるんですよ。一つのは、農林水産物という、これは一つの産業ですよ。ね、産業分野で試算を出すのに、農産物の輸入額よりも自動車の輸出額の方がはるかに大きな額なんですよ。貿易の効果は大きいんですよ。その品目について、ではなぜ試算を出しにならないんですか。これは大臣が答えるべき。大臣が答えてください。

○石原国務大臣 政府委員がお話しさせていただきますように、試算していませんですよ、これは。ぶれも大きいんですよ。〔福島委員〕だから、何で試算していないと呼ぶそのことを、だから、なぜそのとおりであったかということは聞いてください。

○福島委員 いや、質問してくださいって、さっき総理は、何でも石原大臣に聞いていいと言ったから質問しているんですよ。

では、農産物は何で試算をして、重要な自動車はなぜ試算しないんですか。これは役所が答える話じゃないですよ。政治家が政治的な判断として答える話ですよ。どうぞお答えください。

○安倍内閣総理大臣 いわば、工業製品についてはなぜ出さないのか、農産物については出しているではないかという御下問でございます。これは、工業製品の輸出については、需要は各国の市場の動向に大きく左右されること、そして……〔発言する者あり〕これからゆくりと答えますから、黙って聞いてください。他国製品との競争関係もダイナミックに変わっていくということ、そして同時に、農林水産品については、国家貿易等の通常の関税と異なる複雑な環境措置があるわけでありまして。国家貿易を日本もとっているということでございます。などから、農林水産品と同じ指標で検討することは困難であるということとでございます。当然違いが起こってくる、こ

ういうことでございます。

○福島委員 いや、アジアの国の中で工業製品を国家貿易でやっている国だってありますよ。需要の変化は日本の農産物だってありますよ。

私は、むしろプラスの意味で言っているわけですよ。皆さん方はTPPにメリットがあると言っている、主に工業製品にメリットがあると言ったから、それをせよばいいじゃないですか。自慢すべきところなんですよ。

なぜ石原大臣、出さないんですか。今から、大臣、新しくつかれたんだから、事務方に、仮定を置けばきちんと試算をすることはできるんだから、自動車のTPPの効果について試算を出すように指示する気はないんですか、石原大臣。

○石原国務大臣 福島委員、基本的なところで私、意見が食い違っているんだと思うんです。経済分析の目的が何かということなんです。

これは、成長のメカニズムによってどういうこと、具体的なものが日本のこれからの農業、商業においてよくなるかということ明らかにするためにやっていると、その中で個別の品目がどうなるかというのは、予想なんです。予想をするんじやなくて、どういうふうに分かるか。それは、経済効果がどうなるかというところに視点を置いていくから個々のものについては出していないというのが政府の見解だと思います。

○福島委員 要は、JAとかが心配するから、とりあえず安心するためにこっちは出したけれども、輸出の方はそういう関心を持つ人がいないから出しませんでした、そう翻訳するしかありません。時間がたつていって、

経済効果もこれは盛っております。今までは、この括弧一ですけれども、輸出入関税の引き下げに伴うものを外生要因として、計算を二年前、二〇一三年はしていただきました。今回は、貿易円滑化、非関税障壁削減、輸出入拡大によって貿易開放度が上昇して生産性が上昇する、生産性が上昇すれば実質賃金も上昇して労働供給がふえるという、

内生的にぐるぐる回ることによって成長力が高くなっております。

生産性が上昇するとなぜ実質賃金も上昇するんですか。どうですか。

○石原国務大臣 生産性が上がれば、どの産業でも賃金も上がるじゃないですか。物が売れる、物がつくれるようになるんですから。それによって好循環をつくるというのがアベノミクスの基本です。

○福島委員 いや、実質賃金が下がるから生産性が向上する場合もあるんじゃないですか。投入要素である労働のコストが減れば、生産性は向上するじゃないですか。どっちがどっちとは言えないと思いますよ。

というのは、タフツ大学というところがつい先日レポートを出しております。この試算によると、日本はTPPによってGDP増加率はマイナス〇・一二%、失業者増加率が七万四千人。

アメリカと日本の二カ国は、もともと労働集約型ではないですから、TPPによって失業者がふえて、GDPがその効果でマイナスになる。このGTPモデルは、この賃金が上昇するかしな

いか、プラスかマイナスかで全く変わるんですよ。ここがプラスになれば、どんどんどんどん拡散してプラスになるんだけれども、マイナスだと、どんどん今度はマイナスになるという、この前提の置き方が大きな分かれ道になるから私は先ほど聞いたんですよ。

政府もいろいろ資料を出されておりますが、なぜ生産性の上昇で実質賃金も上がるかということに答えていないんですよ。

安倍政権になつてずっと実質賃金は下がっているわけですから、安倍政権になつて生産性は下がっているということになるんですよ。私は、必ずしもそうではないと思っております。

このタフツ大学のモデルにおいても、世界銀行などがつくっているモデルは、完全雇用を前提として労働分配率が必ず上がるという非現実的な仮定を置いているからそうなるんだというふう

言っております。

だから、ここに実は一番大きな仕組みがあつて、その前提の置き方によってプラスにもなればマイナスにもなるんですよ。ただ、多くの経済学的な議論だったら、生産性が上がれば実質賃金が上がるといふ今、石原大臣がおっしゃったのはむしろマイナーな考え方だと思いますよ。

しかも、この間の日本の経済を見てみれば、山井さんの得意な分野でありますけれども、労働コストを下げることによって生産性を上げて競争力をふやしてきたんじゃないですか。ましてや、日本は労働コストが高い国なんですよ。自由貿易が進めば、競争条件をよくするためにそこを下げるしかないんですよ。だから、私はタフツ大学の研究の方が正しいと思いますよ。石原大臣、その点はどう思われますか。

○石原国務大臣 先ほどから、すれ違っている話をしたという話をしてきましたんですが、今の議論は我々の考えと全く違うんですね。

我々は安倍内閣で何をやったかというところ、最低賃金も上げようと。十五円、十六円、十八円……（発言する者あり）上がっている幅が全然違いますよ。幅が全然違いますよ。何の数字の根拠もないのに理事がやるんだつたら、まともに答えられませんか。そこが、だから逆なんですよ。実質賃金を上げる政策をとってきたんです。

それで、タフツ大学のは私も読ませていただきました。経済連携を行うことによって輸出入があるのとそれが内需に影響するからという試算ですよ、簡単に言えば。

でも、T P Pというのは、今度、先ほどとんでもないと言っていましたけれども、関税の引き下げをいつからやっていた減らすとか、細かいルールとか、非関税障壁をなくすとか、貿易アクセスを改善するとか、いろいろなことが入っているわけですよ。そういうものを考慮しないで、その前提で置いたら、成長率が低くなるのは当たり前だと思います。

○福島委員 全然質問にも答えていないし、余り

にも不誠実だと思います。

今回の補正予算で、T P P対策で三千億円以上のお金を投じております。先ほど玉木議員が言ったように、農林水産物の関税がなくなることで約二千億円の関税収入が減ります。その中でさまざまな対策をやる。これは全部国民の税金から出されるものですよ。

今みたいに、全て、ほかの政策もそうだけれども、都合のいいデータだけを持ってきて、それを何か出しておけばごまかせるというんじゃないかと、正直に言えはいじやないですか。農業者は困りますよ、場合によっては退出する人もいますけれども、場合によっては退出する人もいますけれども、国民の皆さん受け入れられますか、農家の皆さん受け入れられますか、効果はこれぐらいはあるけれども、でも過大には見積もれないですよ。

でも、先ほど石原大臣がおっしゃったような貿易円滑化効果とか、幾つかはあるんですよ。何でもプラスマイナスがある。それを正直に出して判断してもらおうというのが私は誠実な与党の姿勢であるべきだと思いますよ。残念ながら、きょうの答弁を見ていて、石原大臣、そういう姿勢を感じませんでした。

またこの問題を議論させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○竹下委員長 この際、今井雅人君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。今井雅人君。

○今井委員 維新の党の今井雅人でございます。先ほども少し触れましたけれども、先週の金曜日、日銀がマイナス金利を実施するという金融緩和をしたわけでありまして、これは、第三次安倍内閣では初めての日銀の金融緩和であります。

第二次安倍内閣では、今から三年前の四月四日、量的緩和の実施をされました。そして二年前の十月三十一日、これも追加の量的緩和をされま

した。この二度のときも、両方とも、その後株価はずっと続騰しています。それから、為替市場はずっと円安に振れてきています。

ところが、今回はどういふ動きをしているかといひますと、金曜日は、株も上がりましたが、円安になりました。月曜日もやや上がりました。しかし、火曜日、そしてきょうと、きょうは五百五十円以上上下しております。終わりで一万七千九百九十一円です。実は、金曜日の、この量的緩和をするときのその日の寄りつきは一万七千五百五十円です。つまり、金融緩和をしたんですけれども、その効果が一〇〇%全部剥落してしまつたというのがこの四日間の実際の動きです。

そこで、総理にお伺いしたいんですけれども、これまで、大胆な金融緩和ということ、円安に持っていく、それで経常の利益をふやして、株価も上げ、こうやって回してきましたけれども、そろそろやはり金融政策に依存するのに限界が来ているということをおっしゃっているんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 現下の株価の変動については、コメントを差し控えたいと思います。

今般日本銀行が導入したこのマイナス金利つき量的・質的金融緩和は、これまでの量と質に、マイナス金利という金利面での緩和オプションを追加するものであり、日本銀行のデフレ脱却に向けた強い決意が示されたものと考えています。

日本の経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続いていく中において、民需に支えられた景気回復が見込まれるわけでありまして、いづれにせよ、今後とも政府と日本銀行が一体となつて、デフレ脱却を目指して、しっかりと経済を成長させていきたい、こう考えているわけでありま

す。

これはいつも述べているように、金融については、手段においては日本銀行に私はお任せをしていくわけでございますので、手段についてコメントする考え方はないわけですが、今までどおり、しっかりと政府と日本銀行がお互いに協力

をし合ひながら、二%という物価安定目標に向かつて、デフレ脱却、そして力強い成長を目指していきたいと考えております。

○今井委員 全然株価のことは触れられませんでしたけれども、総理は、安倍政権になってから株価も堅調になっているといふもおっしゃるので、私は今株価の話をしていいんです。確かに、第二次安倍政権のときは株価は上がっております。しかし、第三次安倍政権、おとしの十二月二十四日、このとき、一万七千八百四十二円です。ですから、第三次安倍政権に入つてからは、株式市場というのは停滞しているというか、上がっていないわけですね。というのが今ある状態です。

その前提の上で、私は、最近、出てきている数字が非常に心配なんです。

まず、今月の十五日に十一月期のG D Pの速報値が発表されますけれども、シンクタンクの民間十三社の平均がもうそろつています。前期比でマイナス一・五%、これが予想です。十三社全社がマイナス予想です。実際、十五日にどうなっているかわかりませんが、消費が落ち込んでいるということが原因ですね。

それから、一月二十九日に発表されました昨年の十二月の家計調査、これは、二人以上の世帯が使ったお金は実質で前年同月比マイナス四・四%です。消費も落ちているということですね。

それから、日経新聞が先日、企業の、既に決算を発表しているところの四百三十八社の決算を全部集計しておりますけれども、利益は、十一月期は、前年同期比で五%のマイナスですね、マイナスになっています。

それから、十二月の十四日に日銀の短観が発表されました。日銀の短観は、私が大変懸念しているのは先行きなんです。先行きの業況判断は、全産業、製造業、非製造業、そして、中小企業、零細企業、大企業、どの切り口をしても全て大幅に悪化しています。それから、今年度の売り上げの予想ですけれども、これも、前年に比べると、全産業で見てもマイナス〇・五%です。経常利益は、

上半期こそ上がっていますが、下半期は大幅にマイナスになっています。つまり、この秋口ぐらゐから経済が非常に落ち込んでいゐるんですね。

こういう数字が今出ているという前提で、ちよつとまずきようは最初に年金の運用です、いわゆる G P I F の話をちよつとしたいと思うんです。これは何度でも取り上げられておりますけれども、まず大きな問題点は、なぜこれだけのリスクをとるような資産構成、つまりポートフォリオにしてしまったかということなんですね。

今、この年金の運用機構は、中心値、株は五〇%まで持つというのが基本ポートフォリオで、昨年の九月の段階では四三%持っています、もう少し持てるといふことですけれども。

ほかの日本の大手の運用機関と比べてみたらわかるんです。これは、損保の全社のポートフォリオ、生保の全社、下に二つあるのは大手の損保一、二、大手の生保、大手の生保二ですね。大手になるほど多少リスクをとることがふえるといふのは平均でわかりますけれども、それにしても、生保や損保に比べて株式の比率が余りに高いんです。余りに高いです。大体はやはり債券を中心に運用するんですね。

どうしてこんなところまでリスク資産をふやさないかといふことが。そもそのそのところが私はまずよくわからないんですけれども、それをちよつと説明していただきたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 今井委員はもとと金融の御出身で、いろいろなことについてお詳しい、よくわかつておられた上でお聞きをいただいているんだらうと思ひますけれども、御案内のように、年金といふのは保険料も給付も賃金の上昇に應じて増加をする、変動する、こういうことになっているわけでありま。

今お取り上げをいただいた損保、生保、これについては、年金とはやはり負債の特性というのが全く違うということです。例えば生保だったら、契約締結者を対象に、一定の保険期間における死亡、疾病等の給付を行うために予定利率とい

うものを初めから決めてありますし、保険料も設定をした上で、それに見合う利回りというものを、出そうといふことで運用をされているわけでありま。損保も、同じように、偶然の事故とか災害等の給付を行うために保険料を設定した上で、事故率等から推計される負債に見合う利回りを獲得しないといけないといふのは、もう先生御案内のとおりでございます。

それに対して年金は、御案内のように、今どういう利回りを確保しないといけないかといふと、名目賃金上昇率プラス一・七というのを利回りとして確保しないといけないといふことで、これが長期的に見て年金財政上必要な利回りといふことになるわけでありま。

では、何で今回こういうポートフォリオにしたのかといふ御質問でありますけれども、これは、やはり経済情勢が全く変わった、つまり、デフレですつと来た、第二次安倍内閣の前まではずつとデフレでありましたが、今回このデフレからの脱却、ほぼ脱却をしたところまで来ましたけれども、脱却を前提にした今後の物価、賃金の変動、特に上昇するといふことが想定される中で必要な運用利回りを確保しないといけないといふことになったわけであつて、これまでの国債を中心とした利回りではいきまると、この長期的に見た年金財政上の……

○竹下委員長 塩崎大臣、短目をお願いいたします。

○塩崎国務大臣 はい。

必要な積立金を下回る利回りしか確保できないといふことであります。

したがつて、我々が今やろうとしてゐることは、分散投資によつて最小限のリスクで最大限のリターンを上げるといふことをやるというのが正しいポートフォリオの組み合わせでございます。

○今井委員 塩崎大臣はいつも長いので、短く答弁していただきたいんですが、

それは別に民間だつて同じなんです。マクロの環境は別に年金だろうが民間だろうが同じなので、そこはまずおかしです。

それとも一つ、今何をおっしゃつたかといふと、つまり、年金全体の仕組みの中でこれぐらゐ運用回りを回さないといふ積立金の方からもうお金をせせないから、ではリスクをたくさんとりましよう、運用でもうけなといふ年金が回りませんよ、だからリスクをとりましよう、要するにそういうことをおっしゃつてゐるわけだ。

それで、もう一つ私が問題だと思つてゐるのは、このポートフォリオの入れかえは、いわゆる国債を六〇%から三五%といふ前例のないほど大きな変更をしてゐるんですが、それをとても短期間の間にやつてゐることが大きな問題なんですね。

これをまず見ていただけると、日銀、アベノミクスの金融緩和が始まつてから、これは日経平均の二十年の平均ですけれども、最初に急騰してゐます。この間は、誰が株を買つてゐたかといふと、実は外国人投資家なんです。外国人投資家が、この二年間で十八兆円買い越してゐます。それ以降、外国人はびたつと買うのをやめまして、昨年は売り越しをしてゐます。つまり、高値は買わないといふことをやつてゐます。ところが、今度は G P I F が買い出したこの赤のあたりですけれども、今もまだ買つてゐますから、ずつと上に買い上がつてゐるといふことがわかると思ひます。

さらに私が問題だと思つてゐるのは、G P I F の、いわゆる普通の年金に追随するといふ形で、三共済、国家公務員の共済、それから地方公務員の共済、日本私学の共済、この共済が昨年の三月に、我々も G P I F に合わせなきゃいけないといふことで変更をしてゐます。

ところが、去年の三月の段階ではまだ国内の債券を七一%も持っていますから、つまり、去年の三月から一生懸命買い出したんです。去年の三月の水準といふのはどこかといふと、二万円以上のところですね。日経平均二万円以上のところ

です。

これを見ていただけるとわかるように、これは二十年間デフレだったと説明されるかもしれませんが、今中国の経済がおかしくなつてゐるようにな、今の日本市場といふのは日本だけではコントロールできないんです。ほかの国の影響も受けますから、株はそれによつて上昇したり下落したりするサイクルが起きるのは仕方ないですね。ところが、この二十年の平均を見ると、非常に高いところでポートフォリオを組んでしまつた。つまり、非常に質が悪い、持ち値の高いポートフォリオをつくつてしまつたんですね。

よく皆さんが、十年間で見ればプラスだと思つてゐるんですが、十年前といふのは実は下がつてゐるんです。二十年前を見たら、一番高いところですよ。だから、よく皆さんがおっしゃるの、一番いいところをとつて、さっきの話じゃありませんが、もうかつてゐると言ひますが、二十年前から見たら、今、株はまた下がつてゐますからね。

ですから、こういうサイクルをやるときといふのは、やはり、高値で買わないで、下で、ドル平均コストといふんですが、少しずつ少ずつ買つていくといふことをして、きれいな、持ち値のいいポートフォリオを組まないで、将来に禍根を残しちゃうんです。そういうポートフォリオを安倍総理はつくつてしまつたんです。このことはどう思ひますか、総理。これは総理にちよつとお伺ひしたい。いや、大臣は長いから。大臣は長いので、ちよつと総理に。

では、簡潔にやつてください。

○塩崎国務大臣 これも先生御案内のとおりでありまして、何しろ、今先生お話しでありますけれども、やはり年金といふのは負債構造が全く違ふ。つまり、長い運用単位で考えていかなければ、期間で考えなければいけないわけであつて、今先生がおっしゃつたように、株は昔は低かつた、そして今上がつてゐる。趨勢的にはそうなんです。ですからこそ株式に投資することが意味

がある。

しかし、それだけではいけないので、分散投資をしてヘッジをちゃんとすることで行くわけでありまして、今のポートフォリオがおとし十月に変わりました。変わりましたが、これをいきなり、一挙に外国の株と国内の株と合わせて五〇％にしているわけではない。先生がお示しのように、今、四二％少々でありますから、徐々にやってきているわけでありまして。

ちなみに、去年の七・九は約八兆円ぐらいマイナスになったというふうになりましたが、去年の九月末までの一年間で見ても、まだこれはプラスの四・二兆円というふうになっているわけでありまして。

ですから、何度も申し上げますけれども、短期的なことで考えるわけではなくて、やはり長期的な運用をしていくことが年金の特徴でありますから、しっかりとリスクを分散しながら、高いリターンを、一・七のスプレッドをとれるだけの運用をしていくということが、経済環境が変わった中でできることだということでありまして。

○今井委員 一言だけ申し上げておきます。長期保有だからこそ、安いところを買わなきゃいけないですよ。運用の鉄則ですから。

次に、財政健全化について、ちよっとお話をさせていたいただきたいと思ひます。

まず、先ほどもありましたけれども、ことしの一月に新しい中長期の経済財政の試算が出たんですけれども、私はいつも見ていると思うんですが、内閣府の出す予測というのが非常に、ほかのところと比べて上振れして出るんです。

これは今直近で出ている経済成長の予測ですけれども、IMF、昨年は、日本は〇・六です。今年、一・〇。OECDも大体一緒です。内閣府、政府ですね、政府だけが、二〇一五、一・二。これは、この間一・五でしたから、〇・三下方修正しましたけれども、二〇一六は一・七。こういう状況になっています。先ほども言いましたように、十・十二期はかなりマイナスになることも予想

測されているわけですね。

私もちよっと計算をしてみましたけれども、どうしてもこんな高い数字にはならないんですよ。これは、あと少ししたってもう少し現実的に見直しが必要なんじゃないでしょうかね、大臣。

○石原国務大臣 委員の御指摘は、内閣府の経済見通しの数字の比較だと思ふんですけれども、OECDとか世銀との差は、やはり、もう御存じのことのように、暦年か年度でやっているかということの差も見なさいけません。

ただ、委員が御指摘になりましたように、去年の最終クォーターは弱含みであると思いますが、ファンダメンタルズで見ますと、基調はそんなに変わっていないと思ひます。緩やかな景気回復というのには続いていると思ひます。

しかし、委員の御指摘のとおり、この二月中旬には数字が出てきますから、そのときまた御議論をさせていただく機会があれば、その後、どういうことを考えているかということをお話しさせていただきますたいと思ひます。

○今井委員 これも一つだけ申し上げておきますが、確かにIMFとOECDは暦年なので一月から十二月です。日本の場合は四月から三月という年度でやっています。だから、そこは三カ月ずれていますが、IMFとOECDに入っている二〇一五年の第一・四半期、これは日本のGDP成長率は四％を超えていますから、非常に強かったんです。だから、上の方が高く出なきゃおかしいんですよ。これは言っていることがおかしいですから。その部分を見るなら、むしろ、上の二つの方が高くないとおかしいという理屈になりますので、今のことはよく覚えておいてください。これは間違っております。

その上で、私は、この数字が常に変わっていくのが非常に気になっていまして、例えば、これは半年に一回出すんですけれども、二〇一四年度も、最初は実質GDP一・〇と言っていたのが、マイナス〇・五、マイナス〇・九、マイナス一・〇と、次々に下方修正をされていくということが

起きておりまして、だからこの数字も本当は怪しいなと思うんですが、問題は、この数字をベースに今後の二〇二〇年度までのプライマリーバランスの計算がされているんです。

ですから、これやって、しかも、いわゆる成長シナリオ、実質が二％以上、名目が三％以上というのをやってみても、二〇二〇年に自然体だと六・五兆円はマイナスになるということなんです。これを下方修正するともっとふえちゃうわけですよ。だから、その現実性をもう少しやりますか。内閣府はしっかりとチェックされたらいいかですが、というふうに申し上げているんですが、いかがですか。

○石原国務大臣 先ほどの私の話は、差があるということを言っただけでありまして、どちらにという話は言っていないというところはぜひ御理解いただきたいと思ひます。

それと、今の御指摘なんですけれども、ですから、先ほど、注視していかなければならない。間違ひなく、ファンダメンタルズは変わらないんですけれども、最終クォーターが弱含みであるということは民間予測の中に出ておりますので、これを注視して、財政健全化計画は変えておりませんので、今委員が言われたのは要するにギャップのところでございますので、そこを埋めるようにしていかないと絵に描いた餅になってしまうので、ここは注視して、しっかりとやらせていただきますと思ひます。

○今井委員 では、そこはまた継続的にやりたいと思ひます。

総理、ちよっと一つ伺いたいんですけれども、先ほどのプライマリーバランスの話をしているときに、二〇二〇年度までの間に、二〇一八年で中間チェックをされるとおっしゃっておられました。

私は、今政府が出している試算を見て、実質二％、それから名目が三％以上成長するというので試算を置いてみても、二〇一八年にプライマリーバランスのマイナスの赤字は九・二兆円あるんで

すね、九・二兆円。それから二年の間にこれをゼロにしなきゃいけないわけです。だから、一八年の間に数字をちゃんと目標を持っていなかったら、とてもできないんです。

確かに、今、経済・財政再生計画改革工程表というのが出ていまして、それに従って、経済・財政再生に沿った取り組みの各省の公表資料というのが直近の財政諮問会議に出ています。見てみれば定量的なもので、五年間で十何億の削減とか、〇・一億円の削減とか、これでどうやって九兆円を埋めるんだと。おおよそちゃんちゃらおかしいというものが並んでおりまして、こちらの工程表にもいろいろな項目は書いてありますが、数字は何にも書いていないんです、数字は。

先ほど御党の稲田政調会長が、数値目標が必要なんですとおっしゃっていたでしょう。いみじくもおっしゃっていたじゃないですか。だから、私はこの場で何度も申し上げているんですけれども、二〇二〇年までにどうやってこのプライマリーバランスをゼロにしていこうかという年度ごとの数値目標、そして実際に何を実施するかということをやっていると示すべきだということを申し上げているんですが、一向に出てこないんです。ぜひそれをやっていただけないか。

○石原国務大臣 委員が御指摘いただいたのは、経済・財政再生アクション・プログラム、そこで社会保障を中心に積み上げていくということになっておりますが、定量的なものであつて、物足りないという御指摘でございますので、この部分はしっかりと、しっかりとその部分で稼がないと、なかなかうまくいかないわけですね。そういうことでいかせていただきたいと思ひます。

もう一点、先ほど九・二兆円のお話をされましたけれども、PBマイナス一％でいうと、そのすき間は四兆円。大きい金額ではありますけれども、これを達成すべく、一六、一七、一八の三年間、集中改革期間でございまして、このアクション・プログラム、工程表ののちとつて、もち

ろん歳出の方も、これは新浪さんの言葉ですけれども、賢い使い方、ワイズスペンディングという言葉を使われていますけれども、歳入、聖域なく見直して、御懸念にならないようにやっていかなければならないと、私も同一の見解を持っております。

○今井委員 今、二〇一八年の前の話をされましたけれども、そこは消費税の引き上げが入っていますから、それで歳入がぼんと伸びますけれども、二〇一八年以降はそういう突然伸びる歳入はありませんので。また消費税を上げるのかどうか知りませんが、二〇一八年前後では全く歳入構造が違いますから、そこはぜひ考えていただきたい。

それで、ちよつと基本的な考えですけれども、経済成長なくして財政再建なしとおっしゃっていますが、この数字は、目いっぱい経済がうまくいったというときの前提なんです。

石原大臣は、このプライマリバランスの六・五兆円、足りない部分は、どうやってこれを埋めていくのが一番いいというふうに基本的にはお考えですか。

○石原国務大臣 縮小均衡はやはり避けなければならぬ。すなわち、生産年齢人口がこのように減ってきている中で、国力をどうやって維持していくか。先ほども御議論のあったTPPというのも、やはり、経済を八億の経済圏に広げていく、そういう意味では一つの経済の成長戦略。

ですから、経済を、パイを大きくしていくということを中心に、その中で、委員がこのように御指摘されている懸念があるわけでございますので、財政規律と、そして社会保障の改革、稲田政調会長のもとで行った改革によって、キャップはもちろん、委員はキャップをかけるというお話でございすけれども、私どもは、この三年間でおよそ一・五兆円の社会保障の伸びの枠内におさめる。しかし、その一方で、高齢者の方がふえていくという現実がありますので、きめ細かく、財政再建に資するために社会保障の不断の見直しの取

り組みに努めてまいりたいと考えております。

○今井委員 ちよつと時間がないので次に行きまされども、歳出に切り込まないとこんな六・五兆円は出てきませんから。だから、どこをどう切り込んでいくのか。社会保障ももちろん聖域でないですけれども、ほかのところもどうやっていくかということとをきちつと示していただきたいと思っておりますので、また別の機会に質問させていただきます。

次に、ちよつとオリンピック関係ですが、これも前、玉木委員がやられましたけれども、実は、オリンピックに立候補したときに立候補ファイルというのを出しておりますが、そのときに出している、歳出の方の要件が、ここにありますけれども、三千十三億円というふうにあります。

ちよつとだけ指摘をしておきますと、これは中を読むと、どういう経済の前提になっているかと前提が書いてありますが、いわゆるベースラインシナリオ、日本は成長しないという方のシナリオで数字が計算してありますから、まさにオリンピック組織委員会は、経済は伸びませんということを言っている、堅実なんですけれども。だから、本当は成長シナリオだともつとふえるんですが、それはいいとして。

今、NHKの報道で、これが一兆八千億ぐらいになるんじゃないか、森元総理も、二兆円を超えるかもしれないということをインタビュウでおっしゃっておられるということなんですけれども、これは本当は幾らかかるんですか、大臣。

○遠藤国務大臣 お答えいたします。

いろいろな報道があることについては承知しておりますが、過般、玉木委員にもお答え申し上げましたが、大会組織委員会においては、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に必要な業務全ての洗い出しを行っております。大会に關して、皆さん方から、あるいはアスリートや競技団体、多くの皆さん方からさまざまな要望が出ております。組織委員会においては、それを一つ一つ、必要性の有無、それからさらに

効率的、効果的なものはないかなどについてしっかりと精査をしております。

大会において、国民の皆さんの信頼を損なうことのないように、しっかりと所定の作業に取り組む必要があると考えております。

大会組織委員会によりまして、業務の洗い出しを踏まえ、大会開催経費の見直しについて、ことしの夏ごろにはIOCと調整できるよう作業を進めていると聞いています。

いずれにしても、政府として、作業が確実に進むよう促してまいりたいと思っております。

○今井委員 ちよつと何を答えたかよくわからないんですが。

この間も指摘がありましたけれども、これは、お金が足らなくなったらまず都が負担して、それでも負担できなかったら国が負担するという仕組みになっているんですね。だから、最終的に国が負担しなきゃいけない可能性が非常に高いわけです。

二〇二〇年、先ほど言った、プライマリバランスをゼロにする、その年ですよ。その年まで財政措置をしなきゃいけないかもしれないという可能性が非常に高いわけですね。でしたら、やはりもつと危機感を持って、早く出せ、どれぐらいお金が必要なんだということをちゃんと言うべきですよ。どうですか。

○遠藤国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、例えば、過般、IOCの調整委員会の皆さんが来て、一つ一つの項目等に議論をしてみたい。そうしたことを踏まえて、またさらに、多くの皆さんの要望がありますから、そういう意味でも、国民の皆さんの信頼を損なうことのないように、一旦出してまた違ったなということのないように、丁寧に今作業を進めておりますから、そういう意味で、夏ごろにはIOCと調整できるといふに聞いております。

○今井委員 もう一点お伺いしたいと思うんですが、これもまた別に、オリンピックに關しての予算を計上しています。二十八年度の予算

では百六十七億円、オリンピック関連で措置しています。私は、事務方に、これも実は同じ工程表というのがつくつてあるんですが、これもまた数字が何にも入っていないで文字ばかりなんですけれども、では二〇二〇年までに幾らかかるんでしょうかと伺ったんですが、わかりませんと言われました。

二〇二〇年までにどれぐらいかかるかわからないまま来年度の措置をするというのは、余りにはさんじやないですか。だから、オリンピック予算全体が私はとてもずさんに見えるんですけれども、ちゃんとこは、工程表をつくつたのなら数字も試算してください。

○遠藤国務大臣 今委員御指摘のように、二十八年度予算においては、二〇二〇年東京大会のために新たにまたは追加的に措置した予算を取りまとめたところ、総額百六十七億円になりました。内容としては、関係府省庁において厳しく精査し、競技力強化や、大会に向けた機運醸成、あるいはセキュリティ等、大会のために真に必要な予算に限って計上しております。

二十九年度以降の予算については、大会の関連施策の進捗と効果を点検しながら各年度の予算編成過程で検討いたしますので、具体的な総額を今お示しすることはできません。

ただ、いずれにしても、昨年十一月に閣議決定したオリパラ基本方針において、限られた予算で最高の大会を実現することを掲げており、必要な施策を効率的、効果的に実施し、施策に關するコストをできる限り抑制していく所存であります。

また、委員御指摘のように、この基本方針に基づいて施策をするわけでありますが、道路交通インフラの整備、あるいは日本の技術力の発信等、結果的には大会につながる施策が含まれております。これらの施策はあくまでも大会とは別途の政策目的でも予算計上されておりますので、こうした施策に係る予算をオリパラ関係予算に含めることは大会のために措置した予算がかえって不明確になる、そんな観点から、コスト抑制の観点

から適當でないと考えております。

○今井委員　ちよっと、役人答弁で残念なんですけれども。

オリンピックに関しては国立競技場の問題もありました。今また報道で、これは維持費が五十年で一十億かかるという報道も出ています。オリンピック関連、本場に一体幾らかかるか全然今わからない状態なんです。だから、担当大臣なんですから、全体を、どれぐらいかかるかということをやはりしっかり把握してもらいたいんです。

例えば東京オリンピックの翌年は非常に景気が悪くなりました。これはよくあるパターンなんですけれども、オリンピックをやった翌年というのは非常に景気が悪くなる人が多いんです。だから、財政で使い過ぎちゃって、翌年がぐんと落ちるということがよくあるの、もちろん大会は成功させなきゃいけません、やはりその規律のところをきちっとやつてもらわないと、後に本当にこれは禍根を残しますよ。ぜひやってください。よろしくお願いします。

もう時間がないので、次に思いやり予算のところをやりたいと思いますが、ちよっと一つだけ。思いやり予算、これは五年に一度見直しをして、一時期はずっと減っていたんですが、今横置きになって、ちよっと微増ですけども、今回も大体微増になっています。それで、もともとこれは何が問題かというと、まあ、ここは質問しませ

いかに片務的かということなんです。

これはまだ、役所に頼みましたら、これが直近ですといつて、二〇〇二年とか三年なので古いんですけども、日本は実は、労務費、光熱料、いろいろなもの全部負担して、米軍の在日経費全般に係るものも七四・五％負担しています。韓国、ドイツ、イタリアなどは、労務費や光熱費などというのは向こう側、アメリカ側が負担しているのが多いです。駐留費も四〇パーとか三〇パーとか四一パーとか。日本だけ極端に高いんですね。日本は極端に高いんです。

それで、今、平和安全法制、それからガイドラインを改定して、日本はアメリカに対してのコミットメントがふえたわけですよ。それだけふえたのなら、やはり、向こうも少し負担してくださいという交渉は当然するべきだと思うんですよ。

一つ例を出しますけれども、為替レートです。五年前に契約したときと今回契約したときの実質為替レートですけれども、前回のときは八十三・四円でした。今回の契約の時点は百二十一・八円です。つまり、三割円安になっています。三割円安になっているということは、これは円貨で契約していますが、実質、アメリカの負担は三割減っているんです。ドルベースです。三割減っているんですよ。でも、日本は変わっていないです。

これぐらいの交渉はできるんじゃないですか。そういう議論はここではなかったんでしょうか。いかがですか。

○岸田国務大臣　御指摘の思いやり予算、ホスト・ネーション・サポート、HNSですが、まず、冒頭、各国の比較がありました。

この比較につきましては、それぞれの国の置かれている安全保障環境は違いますし、また、そも、GDP比がその表にも載っていますが、各国自身が拠出している防衛費の額も違いますので、その辺を総合的に勘案した上で決まってくるものだと思いますので、単純な比較は難しいと思います。

そして、このHNS、五年ごとに決めていくではないか、為替の変化もあるではないか、そして、今回も、先般合意を行ったわけですが、その際にいろいろ交渉する余地があったのではないかと、こういった指摘がありました。

先般合意したこのHNS、数字の上では現状の数字とはほぼ同水準であります。中身につきましては、さまざまな議論を行って、吟味を行いました。例えば人件費につきましても、福利厚生施設に係る人員は削減するというところでこの削減を行

い、一方、最新鋭の整備を維持管理するために必要な要員、これはしっかりと確保しなければならぬということ、さまざまな議論を行い、めり張りをつけております。

要は、額はほぼ変わりませんが、内容、質においてしっかりと向上を図った上、でき上りの数字が示したいただいている数字ということになります。

いずれにしても、我が国の財政は大変厳しい中でありますから、現に必要なものに限定しなければならぬ、これは御指摘のとおりだと思います。しかし、内容において必要なものを確保した上で、ぜひ効率的な予算を考えていかなければならない、このように思っています。

○今井委員　為替の言及がなかったんですから、交渉できなかったということですね。交渉力が弱いということがよくわかりました。

それで、今、人数の話がされましたけれども、福利厚生で五百十五人減らしていますが、装備の方では千六十八人ふやしていますから、実質ふえているんですね。これは当然、装備とかがふえるんだから、こういう積算でこの数字が出たんです。かというふうな事務方に確認しましたら、それは交渉の中で決まったことなので根拠はありませんと言われました。まあ、指摘に終わっておきます。そういうことを言われたということを言っておきます。

最後、総理、先日、松野代表が代表質問のときにODAの話がされましたけれども、円借款の話で、総理は、円借款は貸している基本的にはお金は返ってくるんです、問題ありませんという発言をされました。

しかし、今、ODAは残高で十一兆円あります。が、この十一年間で焦げついた金額は一兆一千億あります。毎年一千億が焦げついて、負担になっているんです。これは、日本のJICAのバランスシートにも影響しますし、交付金を財政から出したこともあるんですね。こういうところの認識がやはりちよっと甘いんですよ。

それぞれ今伺いましたけれども、数字は出ていないわ、認識はないわ、私は、財政再建に対する姿勢が非常に甘いというふうなきょうの話を聞いていても感じましたけれども、そういうところはしっかりと、現実をちゃんとつかんでいただきたいと思いたすけれども、最後に一言、よろしくをお願いします。

○安倍内閣総理大臣　松野議員の質問は、いわば、私が外遊する際に日本の税金をばらまいているのではないかとというトーンでの御質問でございましたから、短い時間の中における答弁でございます。そこで、円借款は開発途上国に対する資金の貸し付けであり、贈与してしまうものではない、これが基本でございます。これは今井委員も御承知のとおりだと思います。貸し付けも時期が来れば返済されることとなりますので、私の答弁は、そのような円借款の原則について述べたものでございます。

そして、円借款を供与した時点では予想し得なかった事情によって返済が著しく困難となるような場合も生じることがありまして、そのようなときには、IMF、世銀により重債務貧困国と認定をされまして、経済改革等への取り組みが一定の条件を満たした場合や、パリ・クラブにおいて、債務返済が困難に直面しており、負担の軽減について決定される場合等、国際的な合意に基づく場合のみ、必要最小限に限って債務免除といった措置を講じているところでございます。

政府としては、円借款の供与から確実に返済を受けることができるよう、円借款の供与に当たっては、供与対象国の協力体制や債務返済能力、運営能力、債権保全策等を十分に検討して判断を行ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、私の外遊がふえたら円借款がふえるということではなくて、これは大枠で決まっているわけでございますし、前年度は事実、ODA額は減っているわけでございます。減っているけれども、存在感は向上しているのではないかと、こう思うわけがあります。

しかし、円借款については、先方にも、確かにこれは今井委員がおっしゃるとおりだと私は思いますよ、貸しているといつても低利でありますし、もともと財源は国の、国民の税金ですから、それは私は必ず相手方の首脳に、これは日本の国民の税金であるから大切に使っていただきたいということは重々いつも申し上げているわけでございますし、それをしっかりと生かしていただいて国として成長していけば、これは日本にも裨益することになるわけでございます。

また、つけ加えれば、日本もかつて、新幹線のときもそうですし、名神高速道路や黒四ダムもみんな世銀からお金を借りて日本は高度経済成長をなし遂げたという過去もあるわけであります、その結果、世界に対して大きな貢献をしている、日本は今度、しっかりといろいろな国の成長を助ける番になっているのではないかと、こう思うところでございます。

○今井委員 時間が来ましたので終わりますけれども、いろいろ数字を今御要望しましたので、またこれからもその数字について詰めたと思います。

ありがとうございました。

○竹下委員長 次回は、明四日午前八時五十五分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

予算委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二四 一 三 評しますし 表しますし

予算委員会第六分科会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤 正

天 二 八 好むどうか 好むかどうか

第百八十三回国会予算委員会議録第十五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 一 六 評している 表している

平成二十八年六月六日印刷

平成二十八年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C